

清水町障がい者基本計画
第7期清水町障がい福祉計画
第3期清水町障がい児福祉計画

2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

北海道清水町

はじめに

人口減少と少子高齢化がすすみ、地域社会の担い手が減少しているなかで、一人ひとりが役割をもって活躍し、支えあう地域共生社会の実現が求められています。

障がいのある人が、地域で暮らし、支えあい、共に生きるというかたちを具現化していくためには、共に生きる社会が当たり前であるという意識が育まれ、広がっていかねばなりません。

本町では「清水町障がい者基本計画（令和6年度から令和11年度）及び第7期清水町障がい福祉計画（令和6年度から令和8年度）並びに第3期清水町障がい児福祉計画（令和6年度から令和8年度）」の策定を行いました。

この計画では「お互いに支えあい、自分らしく暮らし続けることができる、共に生きるまちづくり」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ、障がいの有無に関係なく、すべての町民がお互いを理解、尊重し、共に支えあいながら、安心して暮らせるまちの実現に向けた各種施策に取り組むこととしています。

地域で暮らすことは、すべての町民に出番があり、居場所があり、さらにはその人らしく生活の範囲や交流の場が広がっていくことであり、私たちはそのための情報提供や、お互いを知り、理解しあう機会をつくることも大切な役割なのだと感じています。

本計画に基づき、一人ひとりの、またはその家族の5年後、10年後を描いたまちづくりを進めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心な御審議をいただきました清水町障がい者基本計画・清水町障がい福祉計画・清水町障がい児福祉計画策定委員の皆さま、各意識調査や意見公募において貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

清水町長 阿部 一男

清水町障がい者基本計画

第7期清水町障がい福祉計画・第3期清水町障がい児福祉計画

目次

第1章	計画策定の趣旨		3
第2章	計画の位置づけ・期間		5
第3章	本町の障がいのある人の状況		7
第4章	計画の基本理念		14
第5章	障がい者基本計画		17
	1 支えあい、助けあえるまち		
	2 住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち		
	3 自分らしく、いきいきと暮らすことができるまち		
第6章	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画		31
	1 基本指針に基づく成果目標		
	2 障がい福祉サービスの目標値設定		
	3 地域生活支援事業の目標値設定		
	4 児童福祉法に基づくサービスの目標値設定		
	5 町単独事業の目標値設定		
	.		
第7章	計画の推進		57

- ◆ 清水町障がい者基本計画・第7期清水町障がい福祉計画
第3期清水町障がい児福祉計画策定委員会委員名簿
- ◆ 清水町障がい者基本計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画
策定委員会設置要綱
- ◆ 障がい福祉についての意識調査 【障がいのある人】
- ◆ 障がい福祉についての意識調査 【関係者】
- ◆ 障がい福祉についての意識調査 【児童/保護者】

※「障がい」と「障害」の表記について

本計画においては、「障がい」「障がい者」というひらがな表現を用いています。

ただし、「法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称」や「組織名」、「事業等の固有名称」等についてはそのまま「障害」と表記しています。

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

近年、障がい福祉を取り巻く環境は、障がいのある人や家族の高齢化、家族形態の変化に伴い、支援機能の低下や、障がいのある人や家族の孤立等の課題が見られ、支援体制の充実が求められています。

清水町では、“障がいのある人もない人も、充実していきいきとした人生をおくることができる社会（共生社会）づくり”を目指し、平成26年度に2期目となる「清水町障がい者計画」を策定しました。

そして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定める計画として、同年、第4期となる障がい福祉計画を策定し、障がいのある人の現状を考慮しながら障がい福祉サービス等の円滑な提供を図ってきました。

さらに、児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められたことから、本町においても、平成30年3月に「第5期清水町障がい福祉計画・第1期清水町障がい児福祉計画」を策定し、これらの計画を実施するための仕組みづくりに取り組んでいます。

この平成26年3月に策定した「第2期清水町障がい者計画」と平成30年3月に策定した「第5期清水町障がい福祉計画・第1期清水町障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了します。

本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和6年度を初年度とした「第3期清水町障がい者基本計画・第7期清水町障がい福祉計画・第3期清水町障がい児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

年度	国の主な流れ	内容
H 15	支援費制度の導入 （平成15年4月1日） 措置制度 ・行政がサービス内容を決定 ・行政が事業者を特定 ・事業者は、行政からの受託者	従来の措置制度から転換し、障がい者の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになる。 支援費制度 ・障がい者の自己決定を尊重 ・利用者がサービスを選択できる仕組み

H 18	障害者自立支援法 ・3障害ばらばらの制度体系を一元化 ・支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入 	障害者自立支援法に基づく、新体系サービスへの移行が始まる。
	障害者自立支援法施行 （平成18年4月1日）	
H 24	改正児童福祉法施行 （平成24年4月1日）	障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられる
	改正障害者自立支援法施行 （平成24年4月1日）	相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれる。
	障害者虐待防止法施行 （平成24年10月1日）	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定される。
H 25	障害者優先調達推進法施行 （平成25年4月1日）	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定される。
	障害者総合支援法施行 （平成25年4月1日）	法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障がい者の範囲の拡大等が規定される。 （一部、平成26年4月施行） ・障害程度区分が「障害支援区分」へ ・ケアホームとグループホームが一元化
H 28	障害者差別解消法施行 （平成28年4月1日）	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定される。
H 30	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 （平成30年4月1日）	自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設される。
R 3	医療的ケア児支援法施行 （令和3年9月18日）	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関することについて規定される。
R 5	こども家庭庁の創設 （令和5年4月1日）	障がい児支援が、厚生労働省から、こども家庭庁に移管となる。

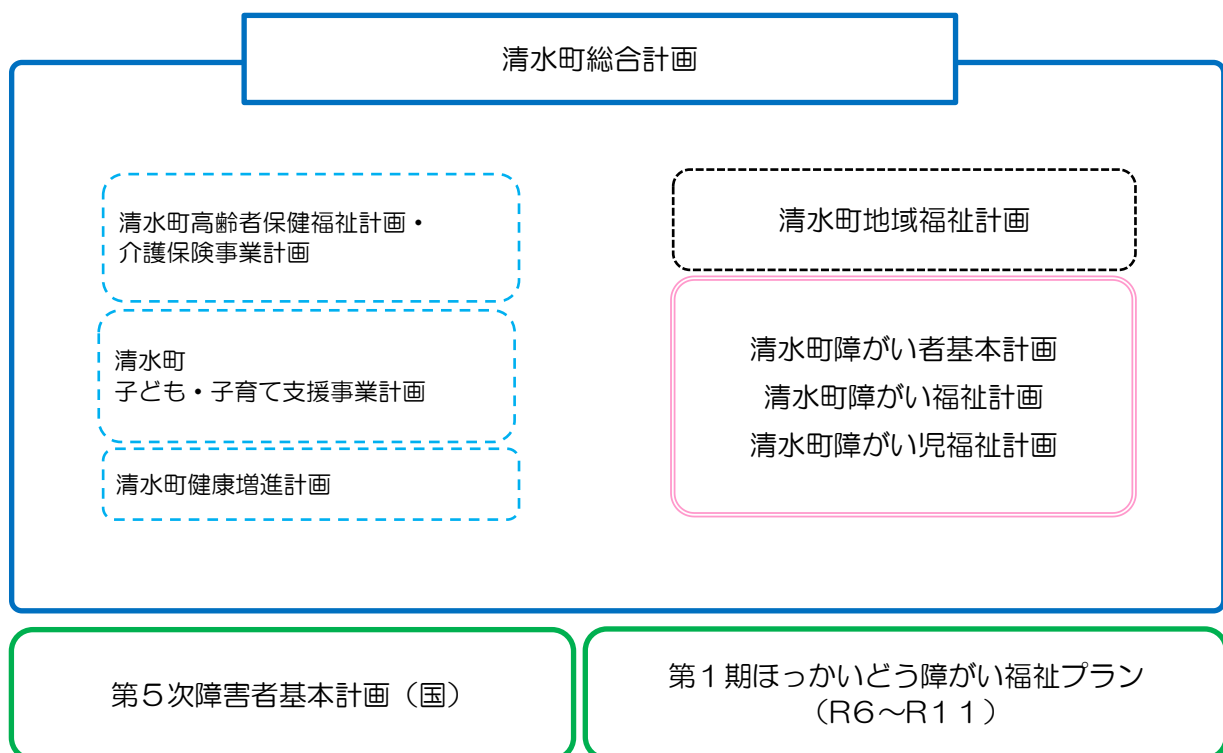
※法律の施行日については、主な内容のものを記述

第2章 計画の位置づけ・期間

1 計画の位置づけ

障がい者基本計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。



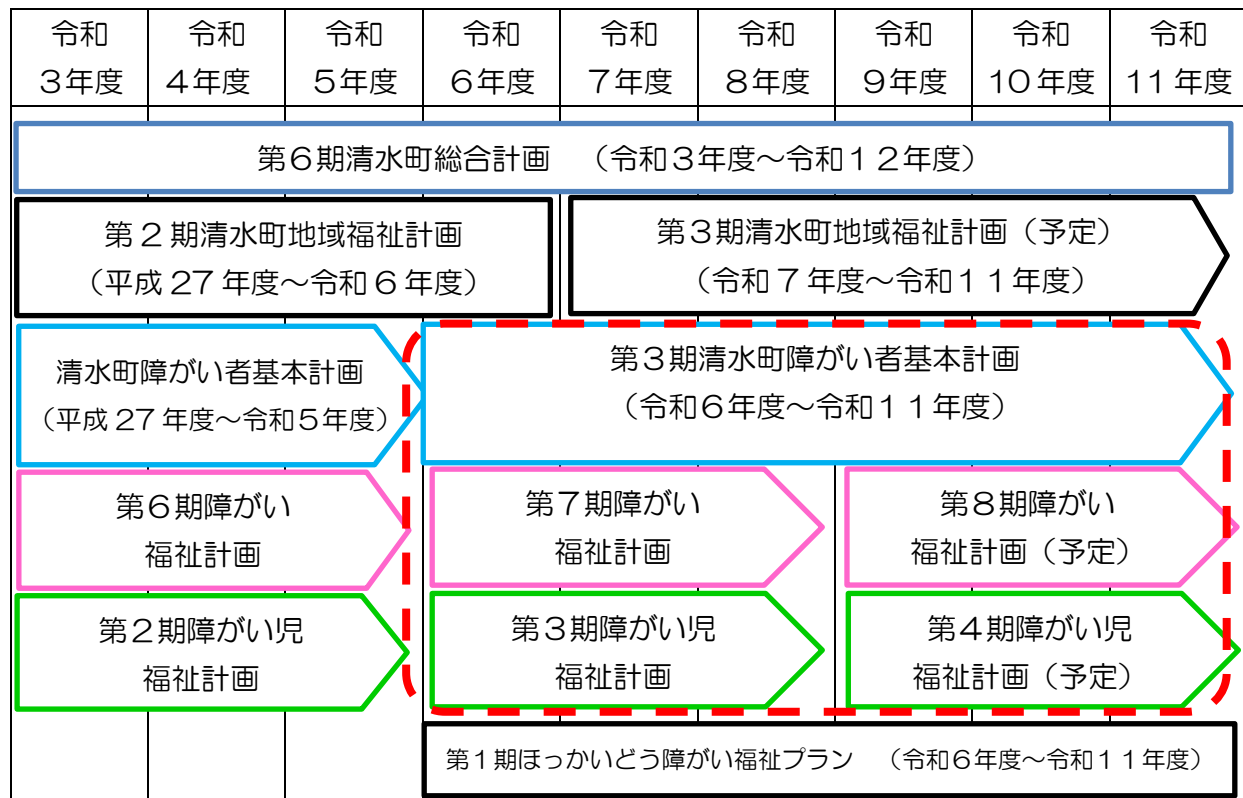
本町の上位計画である清水町総合計画や清水町地域福祉計画、他の関係部署の計画との整合・連携を図ります。

また、国の基本指針及び北海道が策定した関連計画や町が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

項目	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	清水町障がい者基本計画	第7期 清水町障がい福祉計画	第3期 清水町障がい児福祉計画
根拠 法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める、中長期の計画 (基本計画的なもの)	障がい福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的なもの)	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的なもの)
計画 期間	令和6年度～令和11年度 (6年間) ※令和8年度に見直し	令和6年度～令和8年度 (3年間)	令和6年度～令和8年度 (3年間)
備考	策定義務 (平成19年度～)	策定義務 (平成18年度～)	策定義務 (平成30年度～)

2 計画の期間

清水町障がい者基本計画は、令和6年度から11年度までの6年間で計画期間としており、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とします。

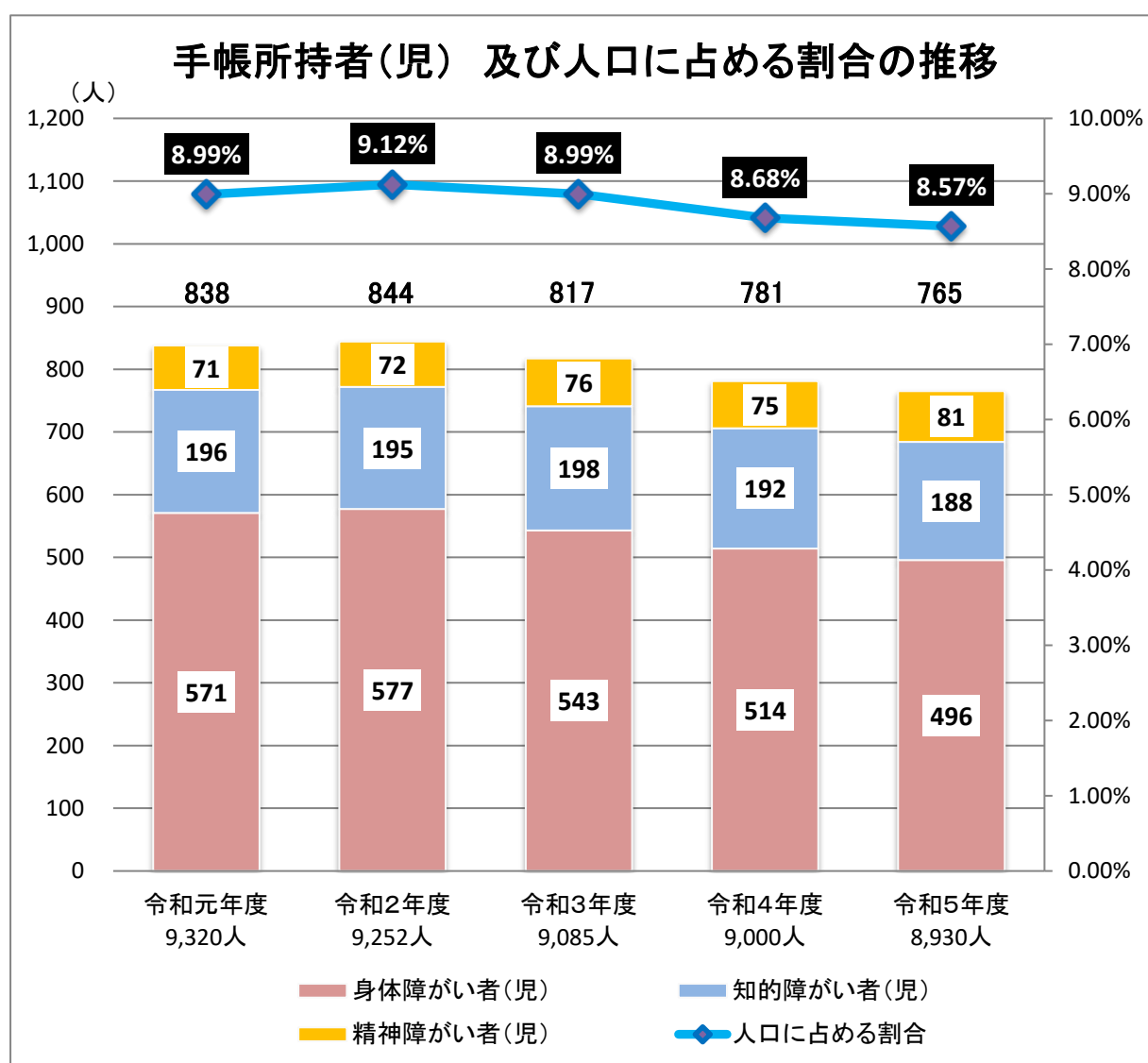


第3章 本町の障がいのある人の状況

1 障がいのある人の状況

清水町の障がいのある人の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む）は、令和5年11月30日現在で、765人、人口に占める割合は8.57%となっています。

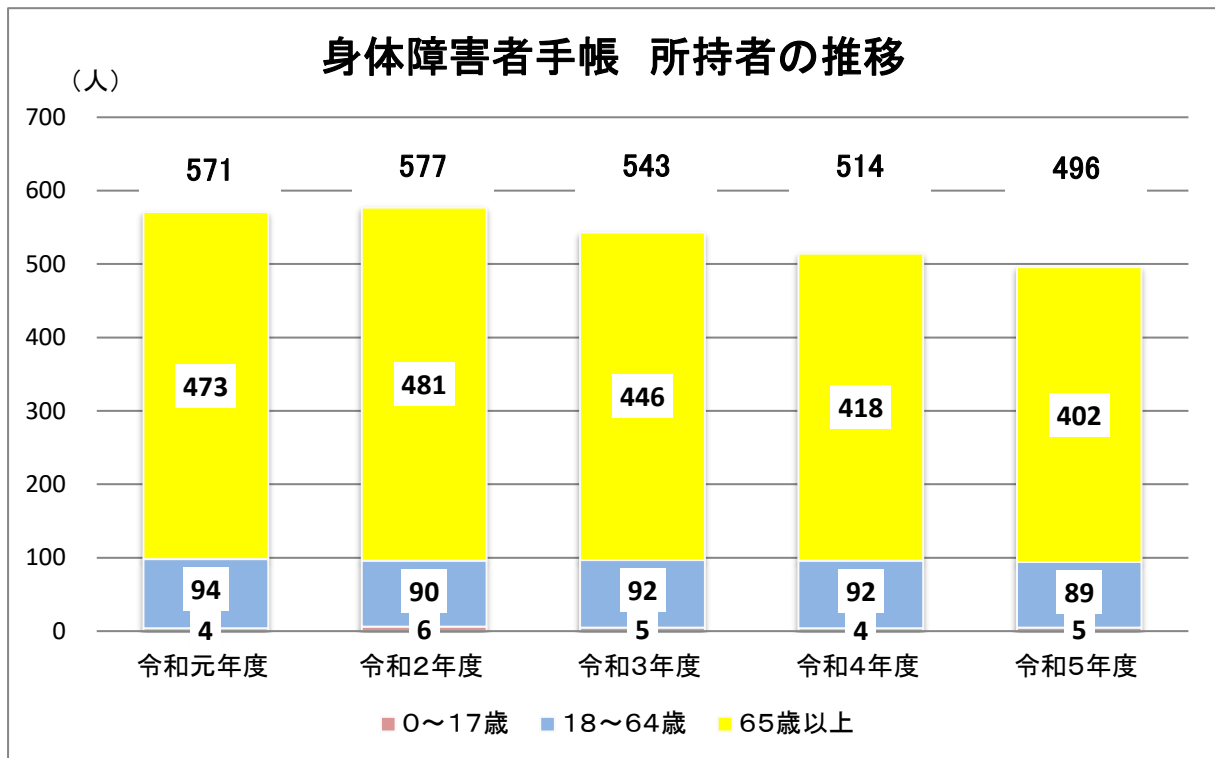
手帳所持者は、ほぼ横ばい状態ですが、身体障害者手帳の所持者は減少傾向、療育手帳は横ばい傾向であり、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。



※各年度末現在（令和5年度の数値は、11月末現在）
 ※人口に占める割合は、住民基本台帳人口を基に算出

（１）身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者数は、全体としては減少傾向にありますが、65歳以上の方が占める割合は高く、身体障がいのある人の高齢化がみられます。



※各年度末現在（令和5年度の数値は、11月末現在）

障がい部位別 / 等級別

（単位：人 各年度末）

（令和5年度の数値は、11月末現在）

障がい / 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障がい	13	15	16	16	15
聴覚障がい	53	54	54	53	51
言語障がい	7	8	7	6	6
肢体不自由	346	348	324	301	290
内部障がい	152	152	142	138	134
計	571	577	543	514	496

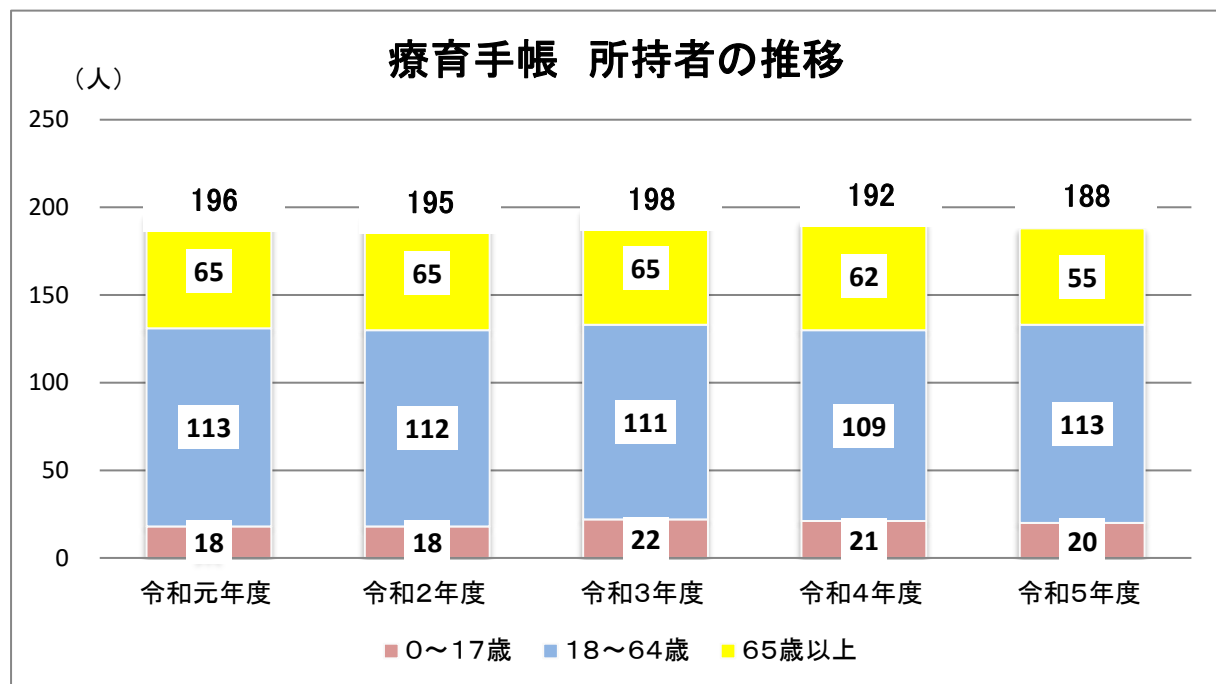
級別 / 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 級	153	158	151	138	127
2 級	107	105	92	83	78
3 級	91	91	88	87	87
4 級	159	159	146	141	140
5 級	37	39	39	35	35
6 級	24	25	27	30	29
計	571	577	543	514	496

※等級については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障がいの種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められています。

(2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、全体としては横ばい傾向にありますが、0歳から17歳の方の療育手帳所持者に増加の傾向が見られています。

年齢別では18歳から64歳の方の割合が最も多くなっています。



※各年度末現在（令和5年度の数値は、11月末現在）

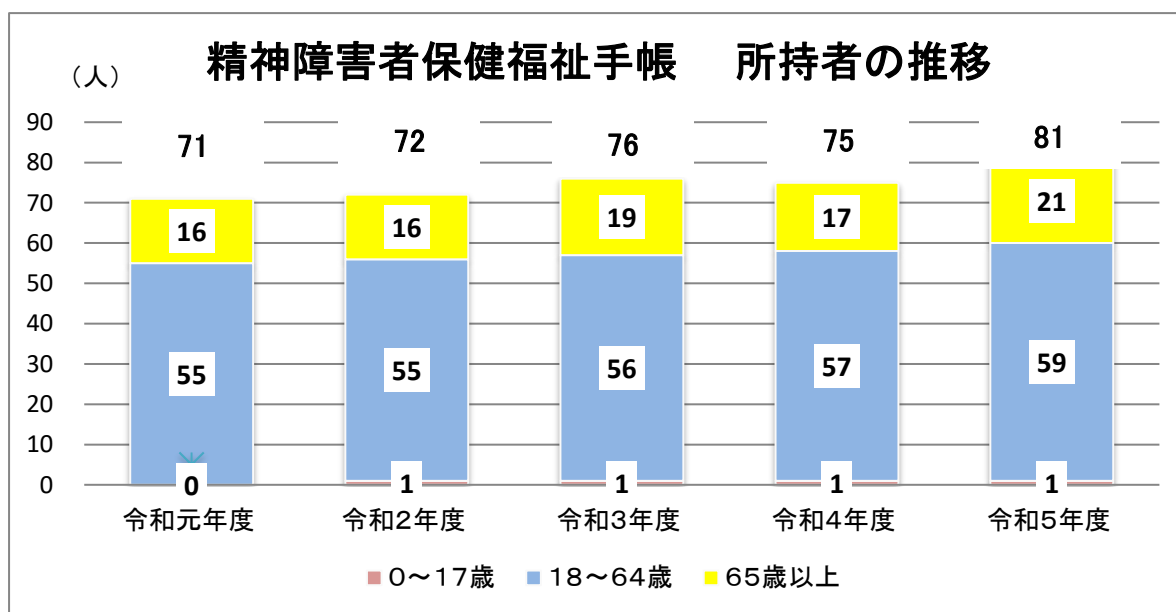
等級別（判定別）

（単位：人 各年度末）
（令和５年度の数值は、１１月末現在）

判定別 / 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
A判定（重度）	105	102	101	96	90
B判定（中・軽度）	91	93	97	96	98
計	196	195	198	192	188

（３）精神障がいのある人の状況

精神障害者福祉手帳所持者数の推移をみると、全体としては増加傾向にあります。年齢別では、１８歳から６４歳の方と、６５歳以上の方が増加しています。



※各年度末現在（令和５年度の数值は、１１月末現在）

等級別

(単位：人 各年度末)

(令和5年度の数值は、11月末現在)

級別 / 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 級	6	6	8	7	7
2 級	32	32	34	32	34
3 級	33	34	34	36	40
計	71	72	76	75	81

自立支援医療（精神通院）受給者証 所持者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者証は所持しているが、精神障害者保健福祉手帳は所持していないという人もいます。

自立支援医療（精神通院）は、精神障害者保健福祉手帳を所持していない人でも受けることができるため、手帳を所持している人以外に、精神的な病気を抱えている人の状況について知ることができます。

(単位：人 各年度末)

(令和5年度の数值は、11月末現在)

年齢別 / 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0 歳～17 歳	2	3	3	1	1
18 歳～64 歳	101	119	110	112	116
65 歳以上	18	30	34	33	37
計	121	152	147	146	154

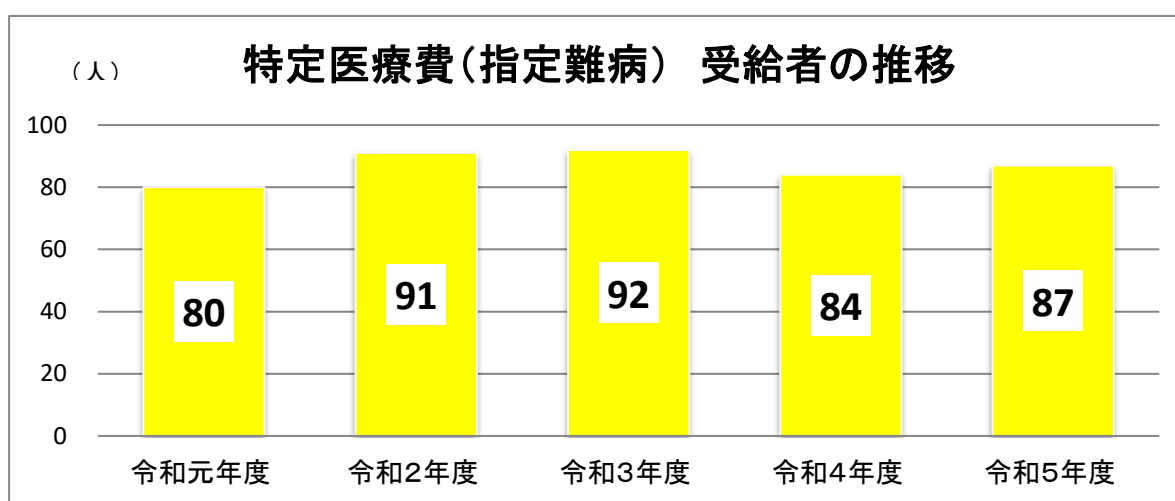
（４）特定医療費（指定難病）受給者の状況

原因不明で、治療方法が未確立である疾病を難病といいます。

治療が極めて困難で、経過が慢性にわたり、介護者への経済的・精神的負担が大きいため、一定の要件を満たす方に医療費が助成されます。

障がい福祉サービス等の対象となる難病は、そのつど見直しが行われ、令和6年4月1日からは、369疾病が指定難病に指定されています。

難病についての相談機関は帯広保健所ですが、連携した支援に取り組みます。



（単位：人 各年度末）

（令和5年度の数値は、令和6年1月17日現在）

（データ提供元：帯広保健所）

（５）障害支援区分認定者の状況

障がい福祉サービスの利用をする時には、障害支援区分が必要なサービスもあります。

障害支援区分は、障がいの特性や心身の状態に合わせて、必要とされる支援の度合いを示すものです。区分は1から6まで分けられています。

この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量などが決まります。



障がい種別にみると、知的障がいのある人が67人で最も多くなっています。

障害支援区分別では、区分 6 が最も多くなっています。

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、障がい福祉サービス等の対象となりました。現在 1 人の方がサービスを利用しています。

(単位：人 令和 5 年 11 月末現在)

(障がい重複している方は、それぞれの障がい種別で算出)

障害支援 区分	身体障がいの ある人	知的障がいの ある人	精神障がいの ある人	難病の人	合計
区分 1	0	0	0	0	0
区分 2	1	0	1	0	2
区分 3	1	13	7	0	21
区分 4	4	15	1	0	20
区分 5	0	9	1	0	10
区分 6	7	30	0	1	38
合計	13	67	10	1	91

障がい福祉サービスの中には、障害支援区分がなくても利用できるサービス（就労系のサービス等）もあります。

障害支援区分を必要としない、障がい福祉サービスの利用者は、知的障がいのある人、精神障がいのある人の割合が高くなっています。

(単位：人 令和 5 年 11 月末現在)

(障がい重複している方は、それぞれの障がい種別で算出)

障害支援 区分	身体障がいの ある人	知的障がいの ある人	精神障がいの ある人	児童 (18 歳未満の サービス利用)	合計
区分なし	1	15	10	1	27
合計	1	15	10	1	27

（６）相談の状況

障がいのある人やその家族、または各種障害者手帳を持っていませんが、何らかの障がいのある人（発達障がい等）から、様々な相談があります。

本計画では、障害者手帳の有無に関係なく、支援を要する方が多数いると想定し、計画に反映させていきます。

（単位：人 各年度末）

（令和５年度の数値は、９月末現在）

相談内容/年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
福祉サービス関係	347	219	148	105	49
生活全般 （家計/不安の解消/ 人間関係等）	93	109	104	90	24
権利擁護	0	14	3	0	0
就労/社会参加	24	19	35	4	6
その他	218	271	232	252	69
計	682	632	522	451	148

第４章 計画の基本理念

１ 計画の基本理念

本計画では、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために、日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

障害者基本法第２条では、障がい者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされていることから、本計画でも同様の定義とします。

本町の総合計画においては、まちの将来像に「まちに気づく まちを築く とかち清水」を掲げ、「豊かな自然と先人により培われた歴史や地域性豊かな資源を尊重し、郷土愛を醸成するとともに、人との絆や心のつながりがあふれる地域コミュニティで住み続けたいと思えるまち」を目指すべき姿としています。

この将来像の実現に向け、障がい福祉分野では、本人やその家族を含む一人ひとりの「生きづらさ」「暮らしづらさ」をすべての町民が理解し、「就学・進学・就労といった場面で、安心して次の一步を踏み出すことができること」「誰もが同じように、地域社会に参加することができること」「福祉に限らない様々な関係機関と協力し、赤ちゃんからお年寄りまで支えあい、共に暮らすこと」ができるまちを目指します。

本計画の基本理念については、「お互いに支えあい、自分らしく暮らし続けることができる、共に生きるまちづくり」を掲げ、「みんなで何ができるか」を一緒に考えあい、みんながお互いに力を発揮しあえるまちづくりを目指し、様々な取り組みを進めていきます。

2 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17の目標とそれらを達成するための169のターゲットから構成されており、基本理念には、世界中の誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の形成が掲げられています。

障がいのある人やその家族を含む、本町に暮らすすべての人が対象でもあり、「誰一人取り残さない」という理念と、17の目標は本計画の基本理念にも当てはまるものです。

そのため、本町では障がい福祉施策を推進するにあたり、町民、行政、関係機関が互いに連携しながら、SDGsの視点を意識した取り組みを進めます。



第5章 障がい者基本計画

「お互いに支えあい、自分らしく暮らし続けることができる、
共に生きるまちづくり」

基本目標 1 支えあい、助けあえるまち

- (1) 障がいへの理解促進
- (2) 「心のバリアフリー」の推進
- (3) つながりの強化と充実

基本目標 2 住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 保健・医療・福祉サービスの充実
- (3) 経済的支援の充実
- (4) 安全確保に備えたまちづくりの推進

基本目標 3 自分らしく、いきいきと暮らすことができるまち

- (1) 就労支援体制の整備と雇用の促進
- (2) 社会参加の充実
- (3) 権利擁護の推進



文章に記載されている【障がいのある人 問◆】や【関係者 問〇〇】、【児童 問▲】という表記については、今回実施しました意識調査の内容から計画策定に反映している箇所になります。

例 【障がいのある人 問18 問19】は、障がいのある人への意識調査 問18と問19の回答を見てくださいよう、お願いいたします。

基本目標 1 支えあい、助けあえるまち

●現状と課題

障がいのある人が、地域で暮らしていくためには、物理的な環境を整備することだけでなく、「心のバリアフリー」を広げる取り組みも欠かせません。

心のバリアフリーとは、私たち一人ひとりが、相手の気持ちになって考え、行動し、様々な心身の特性や考え方を持つ「すべての人」が笑顔で暮らせるように、支えあうことです。

今回の計画策定に伴い、意識調査を実施しましたが、その中からは「障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがある」という回答も見られています。

【障がいのある人 問 18 問 19】

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」については「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」「名前も内容も知らない」という回答が、障がいのある人が90%以上、関係者が80%以上となりました。

認知度は低く、障がいのある人やその保護者、町民に対しての理解啓発は重要な課題となりました。

【障がいのある人 問 20】 【関係者 問 16】

障害者差別解消法は、令和3年5月に改正され、令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

差別や偏見は、相手のことを知らないことから生まれてきます。私たち一人ひとりが、障がいの特性や、障がいのある人に対する理解を深めることが重要です。

相手を知り、理解を深めることで、障がいのある人を中心に様々な人が関わり、つながりが生まれていきます。

お互いに支えあい、助けあえるまちづくりを目指していきます。

●具体的施策

(1) 障がいへの理解促進

障がいに関する理解を促進するには、正しい知識の共有が必要です。

障がい福祉に関する理解を深め、必要とする情報を得ることができることを目的に、以下の施策に取り組みます。

施策とその内容
■合理的配慮の推進 障害者差別解消法の趣旨や内容を周知し、「合理的配慮」について知り、その推進に取り組みます。
■情報提供の充実 障がい福祉サービスや制度の利用に役立つ、福祉ガイドを随時更新し、情報提供の充実に努めます。 広報しみずにより、障がい福祉に関する制度や動向について周知します。
■障がいに対する理解啓発 住民向けの研修会や、関係事業所の見学会の開催等の機会を通して、障がいに対する理解啓発に努めます。

(2) 「心のバリアフリー」の推進

「心のバリアフリー」とは、お互いを理解し助けあい、気持ちよく暮らし続けることができるまちをつくるための心構えです。

様々な人が、同じまちに暮らしていること、それぞれが不自由や不便の感じ方が違うことを理解することが大切です。お互いが助け合うことで、なくすことができるバリア（障壁）があります。

コミュニケーションについても、人によって文字、図、音声、イラスト等、わかりやすい形は様々です。

お互いの立場や気持ちを理解し、わかりあえるために以下の施策に取り組みます。

施策とその内容
■子どもたちへの、心のバリアフリーの推進 社会福祉協議会による学校での体験学習や、人権擁護委員による人権教室等による、様々な場所や機会での、障がいの特性や必要な配慮について知り、考える機会をつくります。

■障がいに関するシンボルマークの理解促進

各種障がい者マークや、ヘルプマーク等について、広く住民に知ってもらうための周知の徹底を図り、理解促進に努めます。

■コミュニケーション手段の充実

コミュニケーションに不安や困難を抱える人が、障がいの特性に応じた情報の取得ができ、意思の疎通に関する手段の充実に取り組みます。

(3) つながりの強化と充実

地域で活動をしている人のなかには、障がいのある人に関わるボランティア活動に取り組んでいる人がいます。

ボランティア活動の果たす役割は大きく、障がいのある人の暮らしの支えや活動をする人の生きがいつくりの場だけではなく、地域には欠かせないものとなっています。

また、町内の障がい者団体へ補助金を交付し、団体活動の活性化を図っていますが、活動内容等の周知や理解については十分ではない状況です。

活動を通して、どのような団体なのかを知ることにより、様々な人とのつながりが生まれ、関わる人同士の連携等、新たな展開を検討していく必要があります。

人ともものとのつながりを、さらに強いものに充実させていくために、以下の施策に取り組めます。

施策とその内容
■共生型つどいの場の活用 共生型つどいの場を有効に活用し、地域住民、高齢者や児童等との交流の場づくりを進めます。
■ボランティア活動への支援 町内で活動している障がい者(児)へのボランティア団体の活動内容を周知し、町内各種イベントへの参加を促進し、活動の活性化を図ります。
■障がい者団体の周知、活動の活性化 町内で活動しているNPO法人の概要や活動状況等の周知を行い、地域住民が知る機会を増やし、活動の活性化に取り組みます。

基本目標 2 住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

●現状と課題

障がいのある人やその家族の相談内容については、複雑化や多様化、専門性の高い対応が求められる場合があります。

関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談支援を行うとともに、質の向上も必要となっています。

意識調査からは、清水町が今後力を入れるべき支援として、「早期発見や初期段階での支援の充実」「何でも相談できる窓口など相談支援体制の充実」という回答がありました。 【児童 問12】

障がいのある人やその家族が、どのように暮らしたいかについては、様々な回答がありました。「1人」「家族と一緒に」等、希望する生活は様々ですが、「学校卒業後」「就労後」「親亡き後」も希望する生活ができるように、支援のあり方を検討していかなければなりません。

【障がいのある人 問7】 【児童 問5 問6 問7】

さらに、地域において安心した生活を営むためには、保健・医療・福祉サービス等の提供体制の充実が必要です。障がいのある人の高齢化も進んでおり、親の高齢化や病気といった「家族が抱える問題」も表面化し、家族支援の割合も高まっています。

意識調査からは、「子どもから大人になってからも、支援がつながっていく仕組みをつくってほしい」という回答が多く、そのためには関係機関同士の連携を強くしていく必要があります。 【関係者 問21】

また、防災や防犯、消費者被害のための情報提供に努め、地災、防犯意識の向上を図ります。

住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるまちを目指します。

●具体的施策

（1）相談支援体制の整備

今回の意識調査では、町に「力を入れてほしい」と思うことに「何でも相談できる窓口等、何かあったらすぐに相談できる場所をつくってほしい」という回答もありました。【障がいのある人 問30】 【児童 問7 問12】

障がいのある人が、住み慣れた地域の一員として、自分らしく安心して暮らしていくためには、乳幼児期・学齢期・就労期・高齢期といった、それぞれのライフステージに合わせて、一人ひとりの5年後・10年後がイメージできる切れ目のない関わりが求められています。同時に家族も支援者も、同じイメージを持つことができるようにしていくことが大切です。

障がいのある人が、安心して相談でき、家族に対する支援を含めた、継続的な相談支援ができる体制が必要です。

年齢を重ねても安心して相談できる体制をつくり、より充実させていくために、以下の施策に取り組みます。

施策とその内容
■相談支援の充実 乳幼児期から高齢期の世代を通して、相談支援が切れ目なく続き、役場内の各部署が連携して支援できる相談支援体制の充実を図ります。
■障がい児支援体制の推進 一人ひとりの個性や、障がいの特性に対して、保育、教育、療育を適切に受け続けられるよう、関係機関が連携して、支援体制づくりを推進します。
■基幹相談支援センターの設置 専門的な相談業務を実施する、基幹相談支援センターを設置し、町内の相談支援事業所との連携強化を図ります。 主任相談支援専門員の配置についても検討を進めます。
■専門的な相談支援の実施 医療的ケア児等支援を総合調整するコーディネーター等、対応が困難な個別事例にも適切な相談支援ができる体制づくりを進めます。
■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神障がいのある人を地域で支えるシステムのあり方について検討していきます。
■自立支援協議会の運営 地域における情報共有や、支援のなかで課題が生じた際の問題解決について、協議ができる場として、自立支援協議会を定期的を開催します。

■地域生活支援拠点の整備

障がい者や、その家族からの緊急時の相談や受入等の機能を持つ「地域生活支援拠点」の整備について協議を進めます。

（２）保健・医療・福祉サービスの充実

地域で安心して暮らすには、本人やその家族等を支え、乳幼児期から高齢期に至るまで、利用し続けられるサービスが望まれます。

意識調査からは、充実すべき福祉施策として、「障がいや発達特性に応じた作業所などの充実」という意見もあります。 【児童 問7】

地域での暮らしを通じて、障がいや病気による通院や、入院による医療費負担、車椅子等の福祉用具の購入により、生活に様々な負担が生じることもあります。

障がいの程度や病気により、どのような制度やサービスが利用できるのか広く周知を図り、適切な利用に結びつけることが重要です。

そのためには、サービスを提供する関係機関同士の連携も欠かせません。

地域で暮らし続け、本人とその家族の日常生活を支えていくために、以下の施策に取り組みます。

施策とその内容
■保健・医療の充実 病気の予防と早期発見のため、乳幼児から高齢者まで受診しやすい各種健診の実施や、健康相談体制の充実を図ります。
■医療機関との連携 障がいのある人やその家族の地域生活を支えるため、医療機関と連携し、必要な情報共有を図ります。
■自立支援医療（更生・育成・精神通院）制度の周知 障がいや病気の状態により医療費の軽減ができる自立支援医療制度の周知と、利用の支援を図ります。
■重度心身障害者医療制度の周知 担当課と連携し、重度心身障害者医療費制度の周知と、利用の支援を図ります。

■特定医療費（指定難病）に関する制度の周知 帯広保健所と連携し、特定医療費（指定難病）に関する制度の周知と、利用の支援を図ります。
■訪問系サービスの充実 家庭に事業者が訪問して、入浴・排泄・食事等の居宅介護等の日常生活の援助を行います。
■日中活動系サービスの充実 自立の促進や身体機能の維持向上等を図るため、事業所への通所により日中活動の機会と場を確保し、就労支援・社会適応訓練・創作活動等の各種サービスを提供します。
■短期入所の充実 在宅の障がい者を介護している家族が、就労や疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、家族の負担を軽減するため、短期入所の充実を図ります。
■補装具・日常生活用具制度の周知 補装具や日常生活用具制度の周知と、利用の支援を図ります。日常生活用具は必要に応じて、給付可能な用具についての見直しを行います。
■福祉人材の確保・育成・定着 障がい福祉サービス等の提供を担う人材を確保し、育成、定着できるよう、関係機関と連携した取り組みを行います。

（３）経済的支援の充実

障がいのある人は、通院や就労制限等により、働くことができない場合や、収入が不十分な場合があります。

意識調査からは「お金がないので不安。事業所に通っていますが、少ない金額」という意見もありました。 【障がいのある人 問 10】

生活を支える各種手当の支給や、その他の公的な経済的支援が充実することで、生活を保障することができます。安心した生活を送るためには、経済的支援についての制度の活用も大切であり、制度の活用には、十分な周知が必要です。

意識調査からも「年金や医療面の経済的な援助（お金に関すること）を手厚くしてほしい」という回答は、多くの割合を占めています。 【障がいのある人 問 30】

経済的な不安が軽減され、本人とその家族の日常生活を支えていくために、以下の施策に取り組みます。

施策とその内容
■年金制度等の周知 障害基礎年金をはじめとする各種年金・手当等の経済的支援制度の周知に努めます。
■各種負担軽減制度等の周知 障がいのある人の経済的負担を軽減するため、税金やNHK放送受信料、有料道路割引等の減免・割引制度等の周知に努めます。
■重度障がい者（児）タクシー助成の実施 障がいや病気の状態により対象となる、重度障がい者（児）へのタクシー助成を実施します。
■各種手当の周知 障害児福祉手当や特別児童扶養手当、特別障害者手当等の制度周知に努めます。
■通所交通費助成の実施 制度の対象となる就労施設等に通所している人へ、町の要綱に基づき、通所に要した交通費を助成します。
■生活困窮者自立支援制度の活用 とかち生活あんしんセンター等の自立支援機関と連携し、生活に困りごとを抱えている障がいのある人やその家族が、適切に制度活用できるように取り組みます。

（４）安全確保に備えたまちづくりの推進

障がいのある人が地域で安心して生活できるように、日頃から地域団体等との連携を図り、防災や防犯に対する意識の向上が求められています。

意識調査からも、災害時の避難行動や避難生活での不安について、多くの回答がありました。 【障がいのある人 問22 問23 問24】

安心で安全な生活を営めるために、以下の施策に取り組みます。

施策とその内容
■防災対策の推進 地域防災計画に基づいて、要配慮者の安否確認と災害時における救出や救護体制、誘導及び搬送体制の確立等の対策に取り組みます。
■医療支援体制の整備 関係機関と連携し、要配慮者の障がいの特性等の情報共有を徹底し、医療支援体制の整備に努めます。
■避難場所における配慮の推進 避難場所となる主要な施設のバリアフリー化や、要配慮者専用スペースの設置、医療体制の整備等、障がいの特性に応じた配慮に努めます。
■防犯対策の推進 障がいのある人が、犯罪被害に遭うことや、トラブルに巻き込まれることがないように、また、被害の未然防止や早期発見につながるように、地域での見守りや勉強会等の情報提供に取り組みます。
■感染症対策の体制整備 国や北海道等の関係機関と連携し、社会福祉施設等に対する感染症対策の周知や徹底、情報提供を図り、必要となる物品等の備蓄や調達等の支援体制の整備を図ります。
■ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 障がいのある人やその家族を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らすことができるユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

基本目標 3 自分らしく、いきいきと暮らすことができるまち

●現状と課題

障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと生きがいを持って生活を営むうえで、社会と関わりを持ち、つながることは、そこから生活の喜びや楽しみを得ることであり、その形は一人ひとり異なります。

就労はその一つといえますが、支援を必要とするものであり、本人の生活を充実したものにするために、関係機関の連携が必要です。

社会参加に関する情報提供や、交流機会の充実も求められています。

生涯にわたっていきいきと生活するために、自分の自由な時間を使って興味のあることに取り組むことができる機会や場が必要です。

さらに、自ら意思を決定することに困難を抱える人が、日常生活のあらゆる場面で本人の意思が尊重される支援体制づくりが必要です。

虐待にあった場合の通報場所や相談場所について、町が窓口機能を担い、虐待の予防に取り組みます。

成年後見制度について、町では社会福祉協議会へ権利擁護支援センターを事業委託しています。センターの活動内容の周知を行い、地域での生活が継続できるように支援します。

社会福祉協議会や町内の各事業所、様々な関係機関等と連携しながら、町民みんなが自分らしく、いきいきと暮らすことができるまちを目指します。

●具体的施策

（１）就労支援体制の整備と雇用の促進

障がいのある人の就労においては、障がいの特性や本人の状態、状況に応じた働き方ができ、周囲からの支援を受けながら、自分で働き方を選択できる環境も求められています。

働き方にも、一般的就労と福祉的就労があり、就労における支援は、特別高等支援学校等の教育機関や、就労系の福祉事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、一般企業と関わる範囲が広く、機関数も多いのが特徴です。

意識調査では、子どものことで悩んでいることや相談したいこととして「就学や進路のこと」の割合が見られています。 【児童 問９】

障がい者雇用に興味や関心を持ち、雇用に取り組む企業が増えていくには、様々な関係機関との連携が求められます。

また、福祉施設から一般就労への移行を支援するため、ハローワーク帯広や十勝障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図っていきます。

公的機関等において、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進していきます。

継続的な就労支援を行い、本人が充実した生活を過ごせるように、以下の施策に取り組めます。

施策とその内容
■就労支援体制の充実 障がいのある人が、その意欲や特性に応じて就労できるよう、関係機関と連携して総合的な就労支援の推進に努め、支援体制の充実を図ります。
■障がい者雇用に関する各種助成制度等の周知 障がい者雇用についての各種助成制度等について、障がい者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、町内企業等の経営者や人事担当者へ周知します。
■障がい者雇用に対する理解促進 障がい者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、町内の企業、商店、事業所等に対し、障がい者雇用を促進するとともに、事業者への合理的配慮の義務化について周知します。

（２）社会参加の充実

教育、就労、スポーツ、文化芸術等の様々な活動において、障がいのある人もない人も、誰もが参加できるまちづくりの推進が求められています。

地域の様々な社会資源を結びつけ、関係機関（地元企業、教育機関、医療機関、福祉機関、ボランティア等）との連携を広げることにより、障がいのある人やその家族が社会参加しやすい環境整備が必要です。

意識調査からは、子どもが暮らすうえで望むことに「学校以外で他の子と関われる所」「フリースクール」等を希望する意見もありました。 【児童 問１３】

社会参加の充実を目的に、以下の施策に取り組みます。

施策とその内容
■共生型つどいの場の活用 【基本目標１（３）つながりの強化と充実 にも記載】 共生型つどいの場を有効に活用し、地域住民、高齢者や児童等との交流の場づくりを進めます。
■軽度難聴児補聴器費支給事業制度の実施 身体障害者手帳の交付を受けることのできない軽度難聴児に対して、補聴器購入費用の一部助成を行います。
■関係機関とのネットワークの充実 障がいのある人が、まちづくりに関心を示し、参画できるよう関係機関とのネットワークづくりを図ります。
■スポーツ、文化芸術活動等の広報周知 スポーツ活動や文化芸術活動、生涯学習等の各種講座の広報周知を行い、障がいのある人が参加できる環境づくりに努めます。
■外出機会の充実 地域生活支援事業の移動支援事業や、町独自事業の重度障がい者（児）タクシー助成事業の充実を図ります。

（３）権利擁護の推進

虐待をなくすためにも、身近に相談できる窓口や相談者がいることは、早期発見と予防につながります。

障がいのある人やその家族、事業所からの相談に対して、状況を把握し、関係機関と連携して障がい者虐待の防止及び発生時の適切な対応に努めます。

意識調査からは、成年後見制度の認知度について「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」「名前も内容も知らない」という回答が、75%以上となり制度の周知に課題が見られました。

制度の活用については、「活用したい」「今は必要ないが、将来必要になったら活用したい」という回答が 35%となっており、制度への関心の高さも表れています。 【障がいのある人 問 16 問 17】

不十分な判断能力を補い、基本的な権利を守る成年後見制度活用に向けた取り組みを進めていきます。

必要に応じて、社会福祉協議会が運営している権利擁護支援センターと連携し、金銭管理が難しい人、契約行為ができない人等を支援し、障がいのある人の権利や財産の保護に努めます。

障がいのある人の権利擁護を目的に、以下の施策に取り組みます。

施策とその内容
■障がい者虐待防止の体制整備 障害者虐待防止法の趣旨や内容、相談や通報の窓口について、周知啓発に努め、早期対応ができる体制づくりに取り組みます。
■成年後見制度の利用促進 成年後見制度の周知、情報提供を行うとともに、成年後見制度の利用が困難な状況にある障がいのある人やその家族に対し、利用の支援を図ります。
■日常生活自立支援事業の推進 地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳や印鑑等の預かり等の生活支援である日常生活自立支援事業を町社会福祉協議会で実施します。

第6章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

1 基本指針に基づく成果目標

「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針です。

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度に達成を目指す「成果目標」を目標値として設定します。

国の基本指針では、計画策定において、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。

具体的には、以下の項目について、令和8年度における成果目標を設定することとされています。

- （１）福祉施設の入所者の地域生活への移行
- （２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- （３）地域生活支援の充実
- （４）福祉施設から一般就労への移行等
- （５）障がい児支援の提供体制の整備等
- （６）相談支援体制の充実・強化等
- （７）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

さらに、活動指標として、発達障がい者等に対する支援についての目標を設定することとされています。

- （８）発達障がい者等に対する支援

以上の8項目について、目標値を設定します。

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

障害者総合支援法の施行により、国は施設入所から地域生活（グループホーム、一般住宅等）への移行を目指しています。

国の基本指針では、令和８年度に「令和４年度末時点の福祉施設入所者数から５％以上削減する」、そして「令和４年度末時点の福祉施設入所者の６％以上が地域生活へ移行する」という数値目標を設定していますが、町内の社会資源を考えると十分な基盤整備が整っていないこともあり、現状の体制では難しいと考えています。

また、「障がいのある人の高齢化」という課題も見られていることから、地域生活への移行を前提としてすすめることはしません。

本人の自己決定を尊重し、その家族等関係者の理解も含め、必要なことを的確に捉えながら支援を行います。

取組事項／項目	国の基本指針	設定の考え方	目標値
令和８年度末の施設入所者数	令和４年度末の施設入所者数から５％以上削減	令和４年度末時点の施設入所者（３５人）から５％削減	３３
令和８年度末までの地域生活移行者数（人）	令和４年度末時点の福祉施設入所者の６％以上が地域生活へ移行する。	令和４年度末時点の施設入所者（３５人）から６％以上が地域生活へ移行	２

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針には、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療体制の基盤を整備する」とあります。

国の基本方針を踏まえ、「包括的な相談支援の提供」や、「精神障がいのある人と、その家族に対する支援の充実」が実現できるように、町地域包括支援センター（保健福祉課在宅支援係）や医療機関、訪問看護事業所、ボランティア団体とも連携し支援体制の構築に努めます。

また、関係者の協議の場として、地域ケア会議等を活用し、検討を進めます。

地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）については、地域の実情に合わせた数値としています。

協議の場においては、事例検討等を通じて本町の課題や不足している社会資源等の抽出や、地域住民や関係者等に対して、障がいのある人への理解促進を図ることを目標とします。

取組事項／項目	見込み		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	2	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	2	2
精神障がい者の地域移行支援利用者数	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援利用者数	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助利用者数	0	0	0
精神障がい者の自立生活援助利用者数	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	0	0	0

（３）地域生活支援の充実

国の基本指針では、「令和８年度末までに、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急等の連絡体制の構築を進めるとともに、年１回以上運用状況を検証・検討することを基本とする」とされています。

本町では、地域生活支援拠点はまだ整備されていないため、令和８年度中の整備を目標として協議を進めていきます。

整備後は、必要な機能の充実を図りながら運用状況の検証と検討に取り組みます。

強度行動障害を有する者への支援体制の充実については、障害福祉に携わる人材の確保、育成、定着も同時に考えていく必要があります。

支援体制の整備について、関係機関と検討し、協議を進めていきます。

取組事項／項目	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備/確保（箇所）	〇	〇	1
地域生活支援拠点等の コーディネーターの配置人数	〇	〇	1
運用状況の検証・検討（回数）	〇	〇	年1回以上
強度行動障害を有する者への支援体制の 充実	検討	検討	検討

（４）福祉施設から一般就労への移行等

サービス提供事業者とも連携しながら可能な限り、一般就労への移行を推進していきます。障がい者の雇用を促進するため、企業訪問等をとおして情報交換をすすめ、障がい者雇用の現状や課題を把握し、就労に関する情報提供や相談体制の整備に努めます。

就労移行支援事業、就労継続支援（Ａ型）、就労継続支援（Ｂ型）については、一般就労への移行にはまだ時期が早く、経験を積み重ねる段階の人が多くことから、目標値については国の基本指針に準じ、実情を踏まえて設定しています。

※令和４年度に就労継続支援(Ａ型)事業から２人、一般就労へ移行していますが、令和３年度は実績なしであったため０人となっています。

就労定着支援事業については、事業所数が少ないこともあり、今後の利用推移の見通しも難しいことから、目標値については国の基本指針に準じた数値としています。

取組事項／項目	国の基本指針	設定の考え方	目標値
① 令和８年度の 一般就労移行者数 (人)	令和８年度に令和３年 度実績の 1.28 倍以上 の一般就労への移行実 績を達成する	国の基本指針に準じる (令和３年度実績 〇人)	2

② 令和8年度の 就労移行支援事業 の 一般就労移行者数 (人)	令和8年度に一般就労 に移行する人数を、令和 3年度の一般就労への 移行実績の 1.31 倍以上	国の基本指針に準じる (令和3年度実績 0人)	1
③ 令和8年度の 就労継続支援(A 型)事業所の 一般就労移行者数 (人)	令和8年度に一般就労 に移行する人数を、令和 3年度の一般就労への 移行実績の概ね 1.29 倍以上	国の基本指針に準じる (令和3年度実績 0人)	1
④ 令和8年度の 就労継続支援(B 型)事業所の 一般就労移行者数 (人)	令和8年度に一般就労 に移行する人数を、令和 3年度の一般就労への 移行実績の概ね 1.28 倍以上	国の基本指針に準じる (令和3年度実績 0人)	1
⑤ 令和8年度の 就労移行支援事業 所のうち一般就労 に移行した者の割 合が5割以上の事 業所の数	令和8年度において、就 労移行支援事業所利用 終了者に占める一般就 労に移行した者の割合 が5割以上の事業者の 割合を50%以上	国の基本指針に準じ、清 水町として就労移行支援 事業所と連携し、一般就 労に向けた総合的な支援 に努める	50%
⑥ 令和8年度の 就労定着支援事業 の利用者数(人)	令和8年度中に令和3 年度の実績の概ね 1.41 倍以上	国の基本指針に準じ、清 水町として就労定着支援 事業所と連携し、就労定 着に向けた総合的な支援 に努める (令和3年度実績 0人)	2
⑦ 令和8年度の 就労定着支援事業 所の就労定着率	令和8年度中における 就労定着率が7割以上の 事業所を全体の25%以上	国の基本指針に準じ、清 水町として就労定着に向 けた支援の充実に努める	25%

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童と、その家族に対しては保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制を構築し、早期に支援が開始できるようにすることが大切です。

子ども一人ひとりの障がいの特性に応じて、適切な支援を行い、支援の質の向上に努めていきます。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、町外の事業所との連携も含め、適切な支援ができるよう体制の整備に取り組みます。

取組事項／項目	国の基本指針	設定の考え方	目標値
① 児童発達支援センターの設置	令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１ヵ所以上設置する	北海道の認定を受け、清水町子ども発達支援センターを設置済み (平成３１年１月３１日認定)	１箇所
② 保育所等訪問支援事業の利用	令和８年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	平成２４年７月に事業指定を受け、利用できる体制を構築済み (利用実績 ０人)	１箇所
③ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制の構築	令和８年度末までに、全ての市町村において、地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進できる体制を構築する	国の基本指針に準じ、清水町として、こども園や教育機関と連携し、地域社会への参加・包容に向けた総合的な支援に努める	有

④ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1ヵ所以上設置する	国の基本指針に準じ、支援可能な事業所を確保する	1箇所 (町単独 または 圏域)
⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける	国の基本指針に準じ、清水町として、医療機関やこども園、教育機関と連携し、協議の場の設置を進める	1箇所
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する	令和5年度より子育て支援課にコーディネーターを1人配置済み（相談支援専門員と兼務）	1人

（6）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、「令和8年度末までに、各市町村または圏域において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする」とされています。

全国的に、相談支援の充実・強化の中核となる基幹相談支援センターの設置が進んでいますが、清水町には基幹相談支援センターは未設置となっています。

令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置を目標として、その設置について検討し、必要な人員の確保・育成や、重層的支援体制整備事業の実施も含めて、各関係機関とも協議をしながら進めていきます。

専門的な指導・助言や人材育成については、サービス等利用計画の確認や検証等を実施し、地域の相談支援事業所や相談支援専門員との連携を強くしていきます。

地域の相談機関との連携強化や個別事例の検討については、町地域包括支援センター（保健福祉課在宅支援係）や町発達支援センター（子育て支援課きずな園指導係）、をはじめとする各関係機関とともに取り組むことができるように進めていきます。

主任相談支援専門員の配置については、人材の確保や育成を検討し、令和8年度末までに配置できるように努めます。

自立支援協議会については、既に設置されていますが、定期開催ができていないため開催の定着化を優先事項として目指します。

また、協議会委員の構成についても検討を行い、障害福祉に関する協議ができる体制づくりに努めます。

協議会への相談支援事業所の参画、事例検討についても町内の相談支援事業所と協議を進めていきます。

専門部会の設置、実施については、まず協議会自体の開催の定着化を優先し、令和7年度の部会設置に向けて検討を行います。

清水町でも総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とし、達成するために次の取組を実施します。

取組事項／項目	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	検討	検討	有
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0	0	5
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0	0	5
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0	0	5
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	0	0	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人）	0	0	1

地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組のために必要な協議会の体制確保 (自立支援協議会の体制の確保)	有	有	有
自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組			
相談支援事業所の参画による事例検討 実施回数	2	3	4
自立支援協議会の参加事業者・機関数	9	9	9
自立支援協議会の専門部会の設置数	0	2	3
自立支援協議会の専門部会の実施回数	0	1	1

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では「令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする」とされています。

障がい福祉サービスが多様化し、相談内容も複雑になり、改めて障害者総合支援法や児童福祉法の具体的内容を理解することが必要です。

障がい特性や相談援助技術に関する研修、障がい福祉サービスの内容等（給付事務やシステム操作等）の研修へ積極的に参加し、相談技術の向上や、適正な給付費の請求を促すことに取り組みます。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析、結果について事業所や関係自治体等と共有する体制づくりに取り組みます。

必要とするサービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、適正な運営を行っている事業所を確保していくことを目指します。

取組事項／項目	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本町職員の研修への参加人数 (都道府県が実施する、障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数)	5人	6人	7人

事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	(体制)	(体制)	(体制)
(障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み	無	無	有
	(回数)	(回数)	(回数)
	〇回	〇回	1回

(8) 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針では「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を見込むこと」としています。子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、相談・サポート体制を確保することが重要となります。

発達障がいのある保護者や、発達が気になる子どもの家族に対して、子育ての悩みや不安感に寄り添い、適切な関わりを支援するためにペアレントメンターの養成等、家族に対する支援体制の整備を図ることが求められています。

ペアレントトレーニングとは、保護者等が子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶものです。

ペアレントプログラムは、保護者等が子どもの「行動」そのものをますきちゃんと捉えられるようになることを目標としており、ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられています。

ペアレントメンターとは、発達障がいの子どもの育てた保護者等が、その育児経験を活かし、子育てで同じ悩みを抱える保護者等にとっての「信頼のおける仲間」として活動するものです。

養成研修を経て、同じ親という立場からグループ相談や子どもの特性を伝えるサポートブック作り、情報提供等の活動にあたります。

ピアサポートとは、同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情や必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決に協同して取り組んだりする取組です。

地域の特性や利用者の状況に応じ、効果的・効率的に柔軟な形態により事業を実施することを目的としています。

清水町では、現在はペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの対象となる保護者はいませんが、必要に応じてペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを導入し、発達障がい者（児）及びその家族に対する支援体制を整えていきます。

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、具体的で効果的な対応ができるように、きずな園を利用する児童の保護者と一緒に療育支援の振り返りを行います。

子どもの発達や、支援の目標の達成度合いを、支援者と保護者が共通理解できるように取り組みます。

ピアサポートの推進については、障がい福祉計画の策定委員や、障がい福祉に関する研修会の講師を障がいのある人に依頼し、障がいのある人自身の体験を伝える機会づくりに取り組んでいます。

今後も、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障がい者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を図り、障がいのある人や、その家族が気軽に集える機会づくりについて、関係機関との検討を行います。

取組事項／項目	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施者数	1	1	1
ペアレントメンターの人数	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	1	2	2

2 障がい福祉サービスの目標値設定

障害福祉計画は、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス等が地域において計画的に提供されるよう、必要なサービス見込量やサービス体制等について定めるものです。

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

（１）訪問系サービス

① 居宅介護

居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

③ 同行援護

重度の視覚障害で移動に困難を有する障害者等に対し、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排せつ・食事等の介護）を行います。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

重度の障害者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

●現状と課題

障がいのある人が日常生活を安心して過ごせるよう、家事援助や身体介護を行う訪問系サービスの充実を図る必要があります。

現在、利用実績があるサービスは、居宅介護と行動援護になります。町内に居宅介護事業所はありますが、サービスが必要となる日や時間帯が集中することや、人材不足により、希望するサービス量が十分に提供できていない状況があります。

そのため、町外の居宅介護事業所を利用している人もいます。

重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援については、今まで利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、これらのサービスの利用を妨げるものではありません。

今後の生活支援のニーズの増加、現状を踏まえサービス提供基盤の確保にも取り組んでいきます。

●目標値設定、今後の取り組み

現状を踏まえて数値目標を設定していますが、今後、在宅サービス利用は増加する可能性もあります。

目標設定のみならず、地域ニーズの把握やサービス提供事業者の確保にも努めます。

【訪問系サービスにおける 1ヵ月あたりの必要量 と 利用者数の見込量】

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数（人）	3	3	3
	利用時間数（時間/月）	50	55	60
重度訪問介護	利用者数（人）	0	0	0
	利用時間数（時間/月）	0	0	0
同行援護	利用者数（人）	0	0	0
	利用時間数（時間/月）	0	0	0
行動援護	利用者数（人）	2	2	2
	利用時間数（時間/月）	70	70	70
重度障害者等 包括支援	利用者数（人）	0	0	0
	利用時間数（時間/月）	0	0	0

（２）日中活動系サービス

① 療養介護

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。

② 生活介護

常時の介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護、創作活動又は生産活動機会の提供等を行います。

③ 自立訓練（機能訓練）

一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上に必要な訓練を行います。

④ 自立訓練（生活訓練）

一定期間、生活能力の維持・向上に必要な訓練を行います。

⑤ 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

⑥ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑦ 就労継続支援（A型）【雇用型】

一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑧ 就労継続支援（B型）【非雇用型】

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑨ 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるように、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑩ 短期入所（福祉型・医療型）

居家で介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

●現状と課題

障がいのある人の日中活動については、地域で自分らしく生活できる様々な社会資源が求められます。

最近の動向では、「就労」に関するニーズが高まっています。

町内には就労継続支援B型事業所はありますが、就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所はないため、町外の事業所を利用している人もいるのが現状です。

短期入所については、身近な地域で利用できるところが少なく、「利用したいときに利用できない」という問題や、緊急的なニーズへの対応が困難となっている現状があります。

地域生活支援拠点の整備とも関連しており、課題となっています。

●目標値設定、今後の取り組み

現状を踏まえて、数値目標を設定しています。

今後、就労に関するニーズは高まってくると考えられますが、「障がい福祉サービスを利用しない形での就労」を希望される人も想定されます。

就労を希望する人の意思決定を尊重し、柔軟な支援を行う必要があります。

短期入所については、できる限り身近な地域でのサービス利用が可能となるよう、事業者への事業拡大の働きかけや、近隣市町を含めたサービス提供の調整を図りながら、体制整備に努めます。

【日中活動系サービスにおける 1ヵ月あたりの必要量 と 利用者数の見込量】

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者（人）	5	5	5
生活介護	利用者（人）	45	45	45
	利用量（人日/月）	990	990	990
自立訓練 （機能訓練）	利用者（人）	0	0	0
	利用量（人日/月）	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	利用者（人）	0	0	0
	利用量（人日/月）	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者（人）	1	1	1
	利用量（人日/月）	27	27	27
就労選択支援	利用者（人）	-	0	0
	利用量（人日/月）	-	0	0
就労移行支援	利用者（人）	1	2	2
	利用量（人日/月）	22	44	44
就労継続支援 (A型)	利用者（人）	5	6	6
	利用量（人日/月）	110	132	132
就労継続支援 (B型)	利用者（人）	24	25	26
	利用量（人日/月）	528	572	572
短期入所 （福祉型、医療型）	利用者（人）	5	5	5
	利用量（人日/月）	35	35	35

（３）居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした方等に、一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。

③ 施設入所支援

夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、住まいの場を提供します。

●現状と課題

グループホームは、地域移行後の生活の場であると同時に、親亡き後の生活の場として、必要性が高まることが予想されています。

町内に７箇所のグループホーム（共同生活援助）がありますが、入所施設や医療機関からの退所・退院となった方を受け入れるには、難しい状況もあります。

町内や近隣市町村と連携し、サービス提供事業者の確保について検討する必要があります。

●目標値設定、今後の取り組み

現状を踏まえて数値目標を設定しています。

施設入所支援については、入所者の意向に配慮しつつ、介助者との連携を図るとともに、実際の生活状況等を考慮しながら、地域生活への円滑な移行策を図ります。

【居住系サービスにおける １ヵ月あたりの必要な量の見込量】

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助 （機能訓練）	利用者（人）	0	0	0
共同生活援助	利用者（人）	32	34	35
施設入所支援	利用者（人）	35	35	34

（４）相談支援

① 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する障害者、及び地域相談支援を利用する障害のある人を対象に、支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

計画相談支援の対象は、障がい福祉サービス、または地域相談支援の申請をした人になり、指定特定相談支援事業者が実施します。

① 一般的な相談支援

町が直接実施または指定相談支援事業者に委託して実施。様々な相談を受けます。

② 指定特定相談支援事業 ← 「計画相談支援」

サービス等利用計画をつくり、モニタリングを行います。

指定特定相談支援事業者が実施。

③ 指定一般相談支援事業 ← 「地域移行支援」「地域定着支援」

地域移行・定着支援計画をつくり、施設・病院から地域生活への移行、定着を支援します。

一般相談支援事業者が実施。

④ 障害児相談支援事業（児童福祉法） ← 「障害児相談支援」

障害児支援利用計画を作り、障害児の通所サービスを支援します。

障害児相談支援事業者が実施。

② 地域移行支援

障がい者施設に入所している障害者や、入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

●現状と課題

障がい福祉サービスの利用者が、自立した生活、自立した社会生活を営むことができるよう、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービス内容等を定めたサービス等利用計画を作成しています。

相談支援事業所については、町内に3事業所（町直営1、社会福祉法人2）があります。どの事業所も他業務との兼務であり、十分な相談支援業務ができていない現状があります。

今後も障がい福祉サービスの利用に関する相談や関係機関との連絡調整、サービス利用開始後の様々な相談対応等、相談支援業務は増えていくことが予想されます。

相談支援業務を行う相談支援専門員の確保や育成についての体制づくりが不十分となっています。

基幹相談支援センターの設置も目指すことから、相談支援専門員の増員や相談支援事業の事業委託等、地域の相談支援体制づくりが課題となっています。

●目標値設定、今後の取り組み

計画相談支援においては、現状を踏まえた数値目標を掲げていますが、「障がい福祉サービスを今は利用しないが、将来考えている人」や「町内に希望するサービスはないが、町外にはある人」等の内容にも、適宜対応していく必要があります。

地域移行支援、地域定着支援の計画相談目標値は設定していませんが、利用者からのニーズがある際には対応していく必要があります。

【相談支援における 1ヵ月あたりの必要な量の見込量】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数（人）	94	95	96
地域移行支援	実利用者数（人）	0	0	0
地域定着支援	実利用者数（人）	0	0	0

3 地域生活支援事業の目標値設定

●現状と課題

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に実施します。地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

障がい福祉サービスが全国共通のルールに基づいて行われるのに対し、地域生活支援事業は利用者のニーズに柔軟に対応し、市町村が地域の独自性を勘案して行えるサービスになります。

事業内容は様々で、地域のニーズや特性に配慮しながら、地域の社会資源を利用でき、多様な内容にしていくことが必要です。

今後の生活支援のニーズの増加、現状を踏まえサービス提供事業者の確保にも取り組んでいきます。

●各事業の目標値設定、今後の取り組み

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で、地域住民の障がいの理解を促進する必要があります。

障がいや、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等に取り組みます。また、障がいのある人やその家族が講師となる研修会やイベント開催も検討していきます。

理解促進研修・啓発事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

町内にはボランティア団体がありますが、父母の会等各種団体において自発的に行われる活動を支援し、障がい者の自立と社会活動への参加促進を図ります。

自発的活動支援事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

本町では基幹相談支援センターは未設置であります。総合相談窓口としての役割を担うために、令和8年度末を目標時期として設置に努めます。

基幹相談支援センターを設置するためには、他の相談支援事業所等への指導、助言や権利擁護に関する専門的な人材の確保が必要となりますが、現状では難しい状況にあります。

相談支援事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施見込み 箇所数	1	1	1
基幹相談支援センターの 設置	設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	設置の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	設置の有無	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる、知的障がいのある人又は精神障がいのある人等に対し、制度の利用を支援します。

現在、利用希望はありませんが、不十分な判断能力を補うための制度が成年後見制度です。

今後利用希望が出ることも想定されるため、迅速に対応できるような体制づくりを目指します。

成年後見制度 利用支援事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実利用 見込み者（人）	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

清水町社会福祉協議会が清水町権利擁護支援センターとして、法人後見活動に取り組んでいます。

業務実績について、法人後見運営委員会等で協議し、事業の実施を検討していきます。

成年後見制度 法人後見支援事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施の有無	無	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚又はその他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読又は音声訳による支援等を行います。

現在実績はありませんが、体制づくりを進める必要があります。

手話通訳者派遣については、社団法人北海道ろうあ連盟に手話通訳者広域派遣を委託しています。

今後も、現行体制を継続し、協力機関から資格者の派遣を受けて支援を実施するとともに、障がいのある人への理解促進と周知に努めます。

手話通訳者設置事業については、筆談等による対応を行うこととし、本計画期間での予定はしていません。

意思疎通支援事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	利用見込み者数 （人）	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置見込み者数 （人）	0	0	0

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人や対象疾病を罹患している人へ、日常生活用具給付又は貸与の支援をしています。

障がいのある人の地域における自立支援の観点から、継続的な利用が必要となる用具を適切に把握し計画的な給付を図るとともに、用具の種類については、必要に応じて見直しを行います。

日常生活用具給付事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	3	3	3
自立生活支援用具	件数	2	2	2
在宅療養等支援用具	件数	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件数	2	2	2
排泄管理支援用具	件数	372	384	396
居宅生活動作補助用具	件数	2	2	2

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との意思疎通を円滑に行うために必要とされる手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の意思疎通を可能とする手話技術の習得を目指した研修事業を実施するものです。

現在、要望はありませんが、今後のニーズにより研修開催に向けて検討します。

手話奉仕員 養成研修事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込み者数(人)	1	1	1

⑨ 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人へ、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。町内に事業所はなく、サービス利用者は町外の事業所を利用しています。

地域での生活に必要な不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、サービス提供事業者の確保、事業者との連携も含め、必要なサービス量の確保に努めます。

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	見込み者数(人)	3	3	3
	見込み時間(時間)	40	40	40

⑩ 地域活動支援センター設置事業

身近な地域での日中活動の場の確保とともに、障がい者に創作活動または生産活動の機会を提供し社会との交流等を行います。

町内に地域活動支援センター1箇所を設置しており、清水町障害者児振興会連絡協議会へ業務委託し、地域活動支援センター清水町とともに共同作業所が事業を運営しています。

利用者が障がい特性に応じて活動できる場として、安定したサービス提供に努め、体制の強化を図ります。また、見学会等の機会を作り、活動内容の周知にも取り組めます。

地域活動支援センターについては、他市町のセンターも利用している人もいます。今後も利用者の希望に合わせた日中活動の場の確保をしていきます。

地域活動支援センター	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自市町村分	実施箇所数	1	1	1
	見込み者数(人)	9	9	9
他市町村分	実施箇所数	3	3	3
	見込み者数(人)	3	3	3

【任意事業】

⑪ 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

現在5名の利用者がおり、町内1箇所、町外2箇所を利用しています。

現状での数値目標を設定していますが、利用希望者を把握し、事業者との連携を図りながらサービス提供に努める必要があります。

日中一時支援事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実利用者数(人)	5	5	5

4 児童福祉法に基づくサービスの目標値設定

障害児福祉計画は、障がい児とその家族が、安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい児通所支援等が地域において計画的に提供されるよう。必要なサービス見込量やサービス体制等について定めるものです。

児童福祉法や子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策とともに、関係機関が連携し、発達の段階や個々の特性に応じた障がい児支援を行うことにより、子どもが健全に育つ権利を保障することが重要です。

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1) 障害児支援

① 児童発達支援

就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。

② 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

③ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

④ 保育所等訪問支援

こども園等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、こども園等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、こども園等に対して訪問による支援を行います。

⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

●現状と課題

清水町きずな園において、児童発達支援事業（未就学児）、放課後等デイサービス事業（就学児）、及び保育所等訪問支援事業を実施しており、保育士、心理士、言語聴覚士、児童指導員の資格を有した専門職が個別またはグループの支援を行っています。また、近年は町外の事業所を利用する方もいます。その背景には、事業所の提供する支援内容によって、利用目的に合わせた選択をしている状況があります。

保育所等訪問支援事業は、清水町きずな園が事業指定を受けています。利用者がいない現状ですが、こども園等から子どもの発達の診たて、かかわりにおけるアドバイスをしてほしいときは、機関支援として清水町子ども発達支援センターが訪問支援を行っています。

令和５年度より医療的ケア児等に関するコーディネーターを子育て支援課に１名配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。

●目標値設定、今後の取り組み

児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者は、今後も一定数の利用者がいると見込まれるため、利用者が安心して満足するサービスが提供できるよう、清水町きずな園の保育士、児童指導員等は、技能に関する研修を年間計画に沿って受け、利用者の成長を促す療育支援を行っていきます。

保育所等訪問支援は、利用者がいないため、今後１名程度の利用を見込みます。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制の構築、アンケートの自由記載では、学校や少年団以外に活動するところがあれば良いという意見があり、今後は清水町きずな園の運営のなかで、地域資源やボランティアを活用した「クラブ活動」を定期的の実施していきます。

医療的ケア児や重症心身障がい児の受け入れは、保護者と相談のうえ、清水町きずな園でも可能な範囲で受け入れていきますが、医療的行為ができる看護師等を配置している町外の事業所の確保も図ります。

【障害児通所支援における 1 ヶ月あたりの必要な量の見込量】

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数（人）	7	6	6
	利用量（人日/月）	4	4	4
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日/月）	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数（人）	33	35	32
	利用量（人日/月）	3	3	3
保育所等訪問支援	利用者数（人）	0	1	1
	利用量（人日/月）	0	2	2
医療的ケア児等に関する コーディネーターの 配置	人/年	1	1	1

（２）障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に、障害児支援利用計画（清水町では「こども発達支援計画」という名称になります）を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

●現状と課題

相談支援事業所の相談支援専門員は、発達が気になるお子さんやその家族からのサービス等の利用計画についての相談及び作成に応じ、適切なサービス利用を支援します。

町内の療育機関は、清水町きずな園に限られますが、ニーズに応じて町外のサービスへつなげることもあるため、広く情報収集が必要です。

アンケート調査の結果から、小・中学校の特別支援学級にて、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境を望む意見や、自由記載では子どもの発達特性を理解した教育支援（サポート）と学びの環境を整えてほしいという意見もありました。

現在小学1、3、5年生と中学生、そして希望する保護者の求めに応じて、担任や特別支援教育コーディネーター、各関係機関、保護者も出席するサービス担当者会議を実施しています。

会議では各所属の個別の指導（支援）計画書で情報交流し合い、役割分担と共通で取り組むことを確認しています。また、計画書等をご家庭で所持しているバースデーブック（サポートブック）に綴じるようにし、進級・進学で担任が変更しても子どもの情報がよくわかって引き継がれるようにしています。

●目標値設定

今後も支援計画作成後のモニタリングを計画的に行い、サービス担当者会議を実施しながら、よりニーズに添った支援計画の作成をします。

【相談支援における 1 ヶ月あたりの必要な量の見込量】

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数（人）	40	40	35

5 町単独事業の目標値設定

（１）軽度難聴児補聴器費支給事業

耳の聞こえにくさは、周囲に気づかれないことが多く、子どもの場合は自分で説明することが難しいため、コミュニケーションや情報取得の場面で困ることがあります。

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度の難聴がある子どもに対して、補聴器購入費用の一部を助成します。

【1年あたりの必要な量の見込量】

軽度難聴児補聴器費 支給事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実利用者数（人）	1	1	1

第7章 計画の推進

1 計画の策定体制及び策定後の進捗管理

（１）清水町障がい者基本計画

清水町障がい福祉計画・清水町障がい児福祉計画策定委員会

障がい福祉の関係者をはじめ、障がいのある人、教育や医療等の各分野の関係者からなる「清水町障がい者基本計画・清水町障がい福祉計画・清水町障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、新たな計画内容について検討を重ねました。

（２）障がい福祉に関する意識調査

障がいのある人や家族を対象として、現在の生活状況や今後の生活、障がい福祉サービス等の利用意向や改善点等についておたずねし、計画策定のための基礎資料とすることを目的として意識調査を実施しました。

また、障がい福祉に関する意識等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるために各町内会長・自治会長・農事組合長や民生委員・児童委員、教育関係者の皆さまにも意識調査を実施しています。

（３）計画策定後の進行管理

策定した計画の進行管理については、その進捗を把握するだけでなく、分析・評価の上、課題等がある場合には定期的に見直しを実施して、計画の変更等の対応を講じます。

資料編

- ◆ 清水町障がい者基本計画
清水町障がい福祉計画・清水町障がい児福祉計画策定委員会委員名簿
- ◆ 清水町障がい者基本計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画
策定委員会設置要綱
- ◆ 障がい福祉についての意識調査 【障がいのある人】
- ◆ 障がい福祉についての意識調査 【関係者】
- ◆ 障がい福祉についての意識調査 【児童/保護者】

清水町障がい者基本計画
清水町障がい福祉計画・清水町障がい児福祉計画
策定委員会委員名簿

	氏名	区 分	役職
		所属団体名	
1	松田 恵子	福祉団体関係者 清水町自立支援協議会	副委員長
2	會田 豊	福祉団体関係者 清水町社会福祉協議会	
3	鈴木 康功	医療、相談及び支援機関関係者 社会福祉法人 清水旭山学園	
4	田本 由美	医療、相談及び支援機関関係者 清水赤十字病院	
5	中野 聖	医療、相談及び支援機関関係者 社会医療法人 博愛会	
6	高田 恵	福祉団体関係者 きずな園父母と先生の会	
7	篠原 正樹	障害者（児）、またはその家族 障害者（児）、またはその家族	
8	佐々木純子	学識経験者 学校教育課	
9	安慶田由美	公募より選出した者 一般公募	

〔 第3条 障がい福祉について理解及び知識のある者並びに町民から公募した者 〕

《事務局》

1	保健福祉課課長	藤田 哲也
2	保健福祉課課長補佐（福祉担当）	石川 淳
3	子育て支援課課長補佐	寺岡 淳子
4	保健福祉課主幹兼福祉係長	阿部 俊夫
5	子育て支援課子育て支援係長	高橋 宏典
6	保健福祉課福祉係主査	玉手 祐
7	保健福祉課福祉係主事	田中 実里
8	保健福祉課福祉係主事補	山本 竜斗

清水町障がい者基本計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画

策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく清水町障がい者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく清水町障がい福祉計画並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく清水町障がい児福祉計画を策定するため、清水町障がい者基本計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について審議し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 障がい者基本計画の策定及び見直しに関すること
- (2) 障がい福祉計画の策定及び見直しに関すること
- (3) 障がい児福祉計画の策定及び見直しに関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、障がい福祉について理解及び知識のある者並びに町民から公募した者のうちから町長が任命または委嘱する。

- 2 委員の任期は、任命または委嘱の日から第2条に規定する所掌事務の終了の日までとし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課及び子育て支援課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月16日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

障がい福祉についての意識調査（障がいのある人）

対象者 （調査票送付者）

227

回答者 （12月15日～ 1月18日受付分）

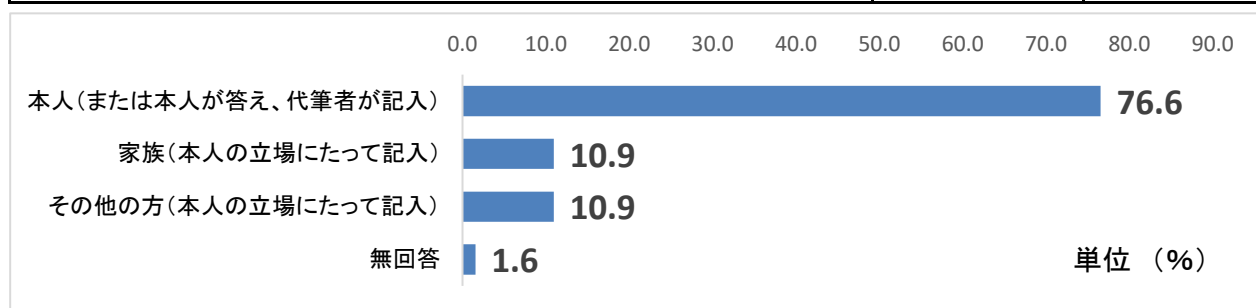
64

回答率

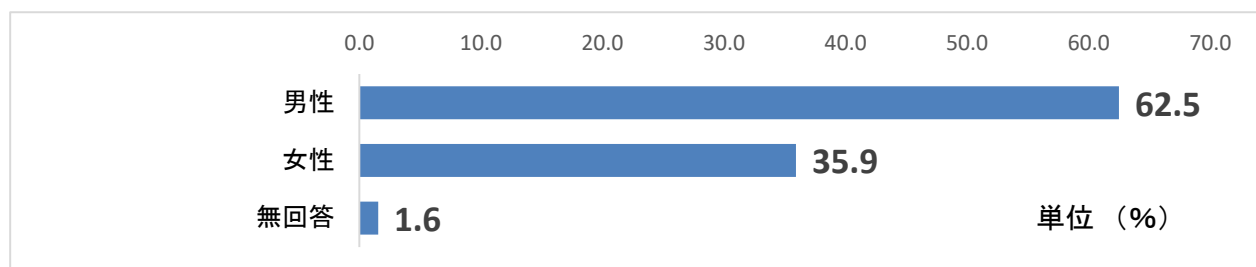
28.2%

227人の方へ調査票を送付し、64名の方より回答をいただきました。
回答率は28.2%となっています。

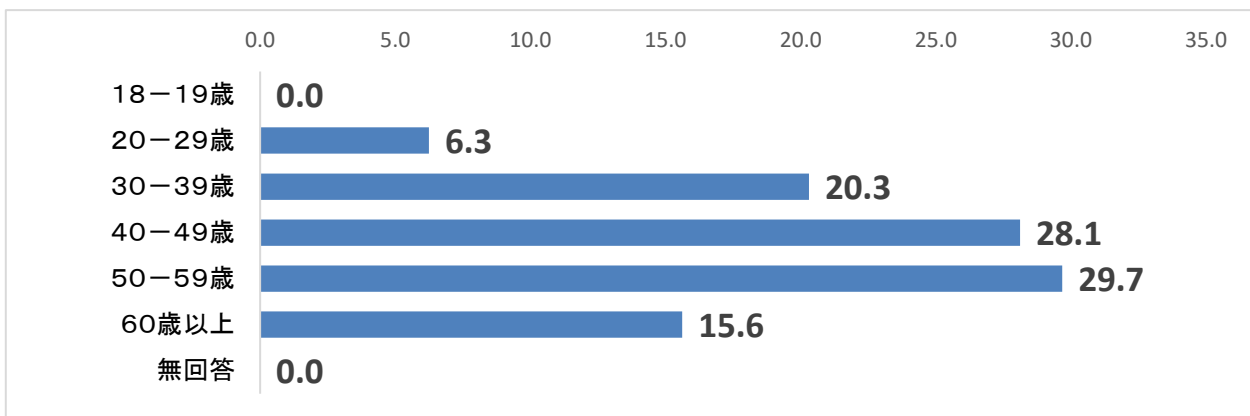
Q 1 お答えいただくのは、どなたですか。 (○はひとつだけ)	件数	割合
1 本人（または本人が答え、代筆者が記入）	49	76.6
2 家族（本人の立場にたって記入）	7	10.9
3 その他の方（本人の立場にたって記入）	7	10.9
無回答	1	1.6
合計	64	100.0



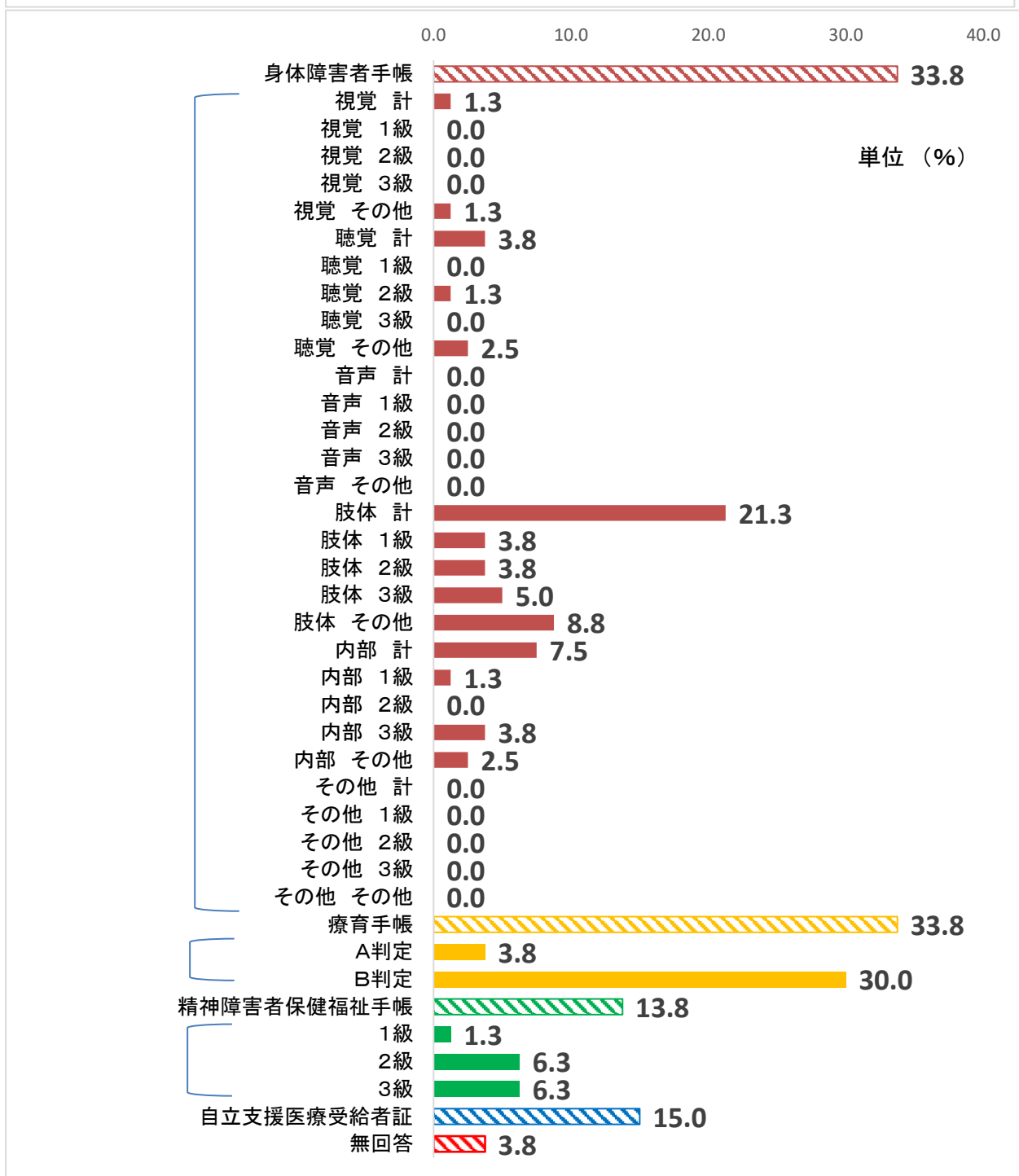
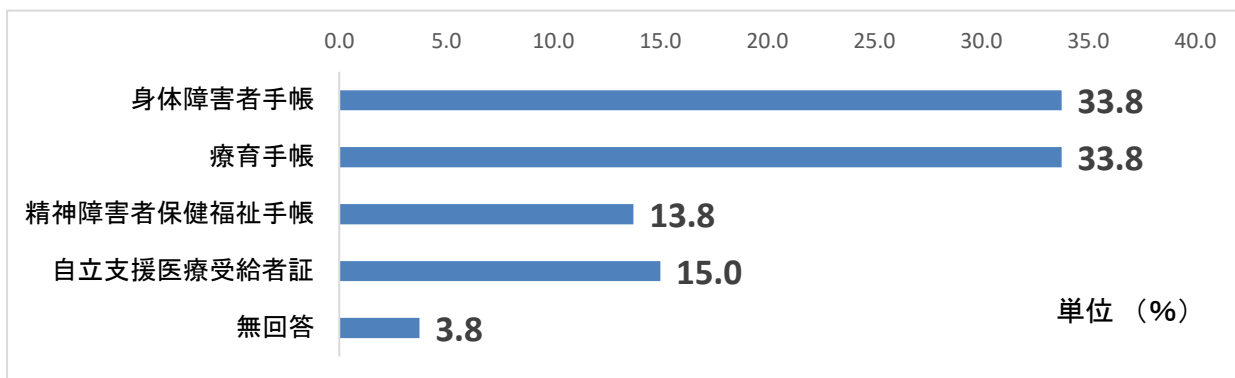
Q 2 あなたの性別はどちらですか。 (○はひとつだけ)	件数	割合
1 男性	40	62.5
2 女性	23	35.9
無回答	1	1.6
合計	64	100.0



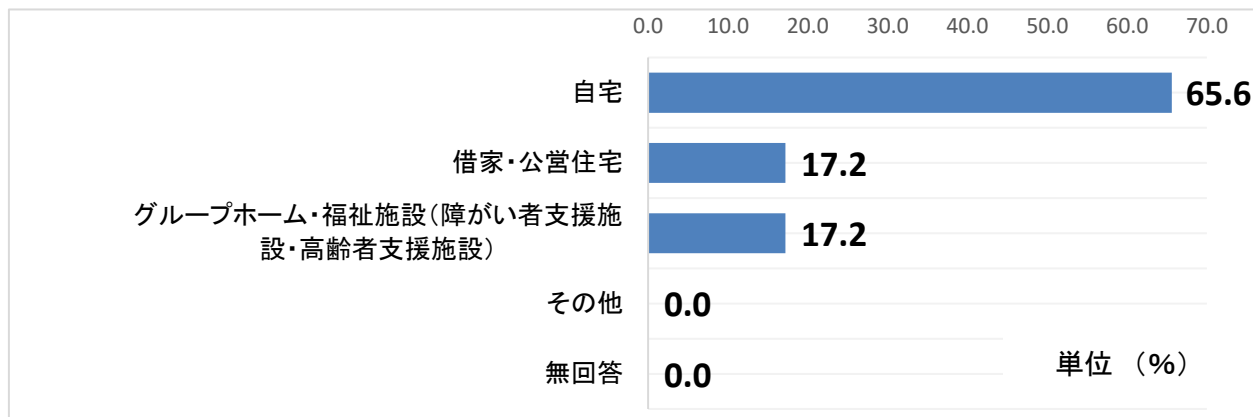
Q 3 年齢は何歳ですか。（令和5年10月1日現在） （○はひとつだけ）		件数	割合
1	18－19歳	0	0.0
2	20－29歳	4	6.3
3	30－39歳	13	20.3
4	40－49歳	18	28.1
5	50－59歳	19	29.7
6	60歳以上	10	15.6
	無回答	0	0.0
	合計	64	100.0



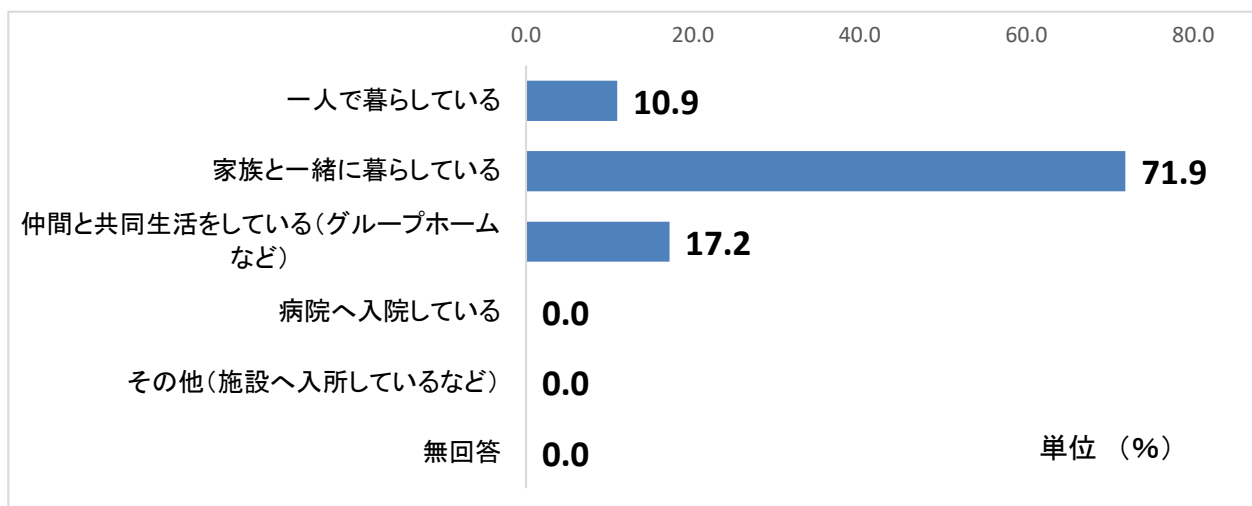
Q 4 お持ちの手帳、受給者証は次のうちどれですか。 (○はあてはまるものすべて)		件数	割合
1	身体障害者手帳	27	33.8
	視覚 計	1	1.3
	視覚 1 級	0	0.0
	視覚 2 級	0	0.0
	視覚 3 級	0	0.0
	視覚 その他	1	1.3
	聴覚 計	3	3.8
	聴覚 1 級	0	0.0
	聴覚 2 級	1	1.3
	聴覚 3 級	0	0.0
	聴覚 その他	2	2.5
	音声 計	0	0.0
	音声 1 級	0	0.0
	音声 2 級	0	0.0
	音声 3 級	0	0.0
	音声 その他	0	0.0
	肢体 計	17	21.3
	肢体 1 級	3	3.8
	肢体 2 級	3	3.8
	肢体 3 級	4	5.0
	肢体 その他	7	8.8
	内部 計	6	7.5
	内部 1 級	1	1.3
	内部 2 級	0	0.0
	内部 3 級	3	3.8
	内部 その他	2	2.5
	その他 計	0	0.0
	その他 1 級	0	0.0
	その他 2 級	0	0.0
	その他 3 級	0	0.0
	その他 その他	0	0.0
2	療育手帳	27	33.8
	A 判定	3	3.8
	B 判定	24	30.0
3	精神障害者保健福祉手帳	11	13.8
	1 級	1	1.3
	2 級	5	6.3
	3 級	5	6.3
4	自立支援医療受給者証	12	15.0
	無回答	3	3.8
合計		80	100.0



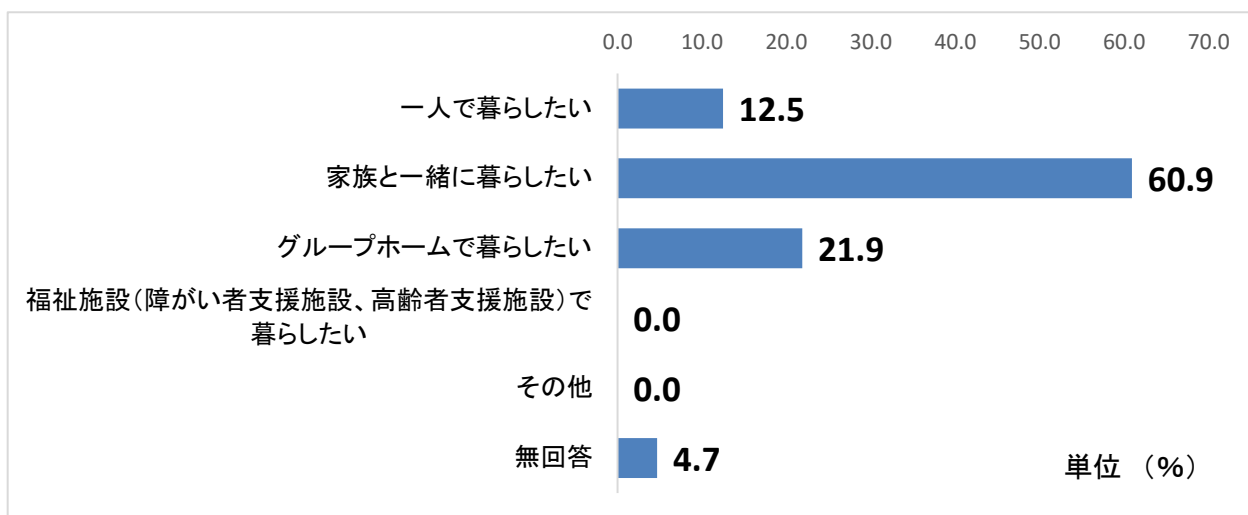
Q 5 あなたは、どこで生活をしていますか。 (○はひとつだけ)	件数	割合
1 自宅	42	65.6
2 借家・公営住宅	11	17.2
3 グループホーム・福祉施設（障がい者支援施設・高齢者支援施設）	11	17.2
4 その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	64	100.0



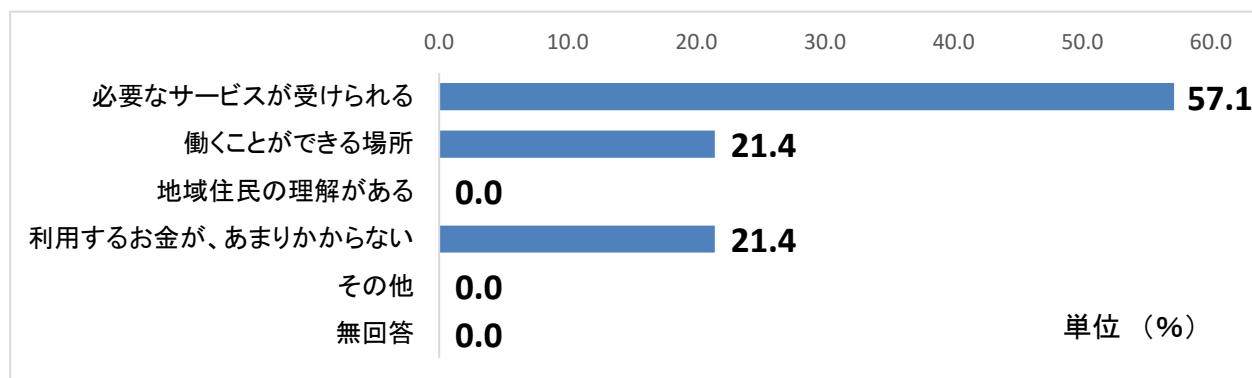
Q 6 あなたは、現在どのように暮らしていますか。 (○はひとつだけ)	件数	割合
1 一人で暮らしている	7	10.9
2 家族と一緒に暮らしている	46	71.9
3 仲間と共同生活をしている（グループホームなど）	11	17.2
4 病院へ入院している	0	0.0
5 その他（施設へ入所しているなど）	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	64	100.0



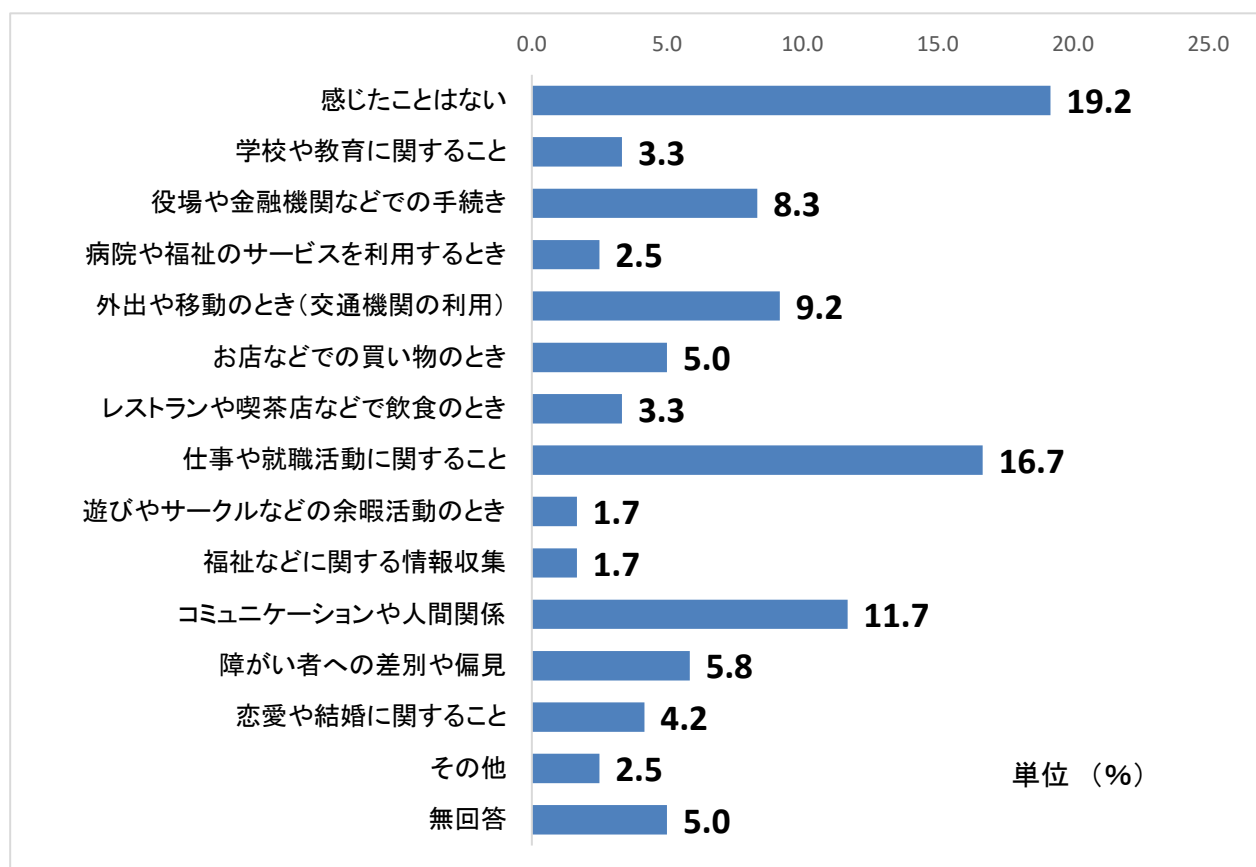
Q	7 あなたは、今後3年以内に、どのような暮らしをしたい と思いますか。（○はひとつだけ）	件数	割合
1	一人で暮らしたい	8	12.5
2	家族と一緒に暮らしたい	39	60.9
3	グループホームで暮らしたい	14	21.9
4	福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい	0	0.0
5	その他	0	0.0
	無回答	3	4.7
	合計	64	100.0



Q	8 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があれば よいと思いますか。（○はひとつだけ）	件数	割合
1	必要なサービスが受けられる	8	57.1
2	働くことができる場所	3	21.4
3	地域住民の理解がある	0	0.0
4	利用するお金が、あまりかからない	3	21.4
5	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	合計	14	100.0



Q	9 これまで、どんなときに（どんなことで）生きづらさを感じたことがありますか。（〇は3つまで）	件数	割合
1	感じたことはない	23	19.2
2	学校や教育に関すること	4	3.3
3	役場や金融機関などでの手続き	10	8.3
4	病院や福祉のサービスを利用するとき	3	2.5
5	外出や移動のとき（交通機関の利用）	11	9.2
6	お店などでの買い物のとき	6	5.0
7	レストランや喫茶店などで飲食のとき	4	3.3
8	仕事や就職活動に関すること	20	16.7
9	遊びやサークルなどの余暇活動のとき	2	1.7
10	福祉などに関する情報収集	2	1.7
11	コミュニケーションや人間関係	14	11.7
12	障がい者への差別や偏見	7	5.8
13	恋愛や結婚に関すること	5	4.2
14	その他	3	2.5
	無回答	6	5.0
	合計	120	100.0



問9 その他

- 50代 男性『普通に生活していて感じる』
- 60代 女性『親』
- 30代 男性『各種保険に入りにくい』

Q 10 生きづらさを感じた状況について、具体的に教えてください。（自由回答）

30代 男性『うまくしゃべれない』

20代 男性『家族と外出している時に、周りの目がこわかった』

20代 女性『仕事場で出来ることと、出来ないことがあるのに、勝手に「できる」と判断されること』

50代 男性『何もすることがない』

40代 男性『学校では、いじめられました。車が乗れないから、電車かバスになりますので、遅れたりすると1時間は待たないと、次の電車がなかったりすると、よく遅れたりもするので、バスが走ってくれるようになり、だいぶ変わりました。仕事では、人間関係が上手くいきませんでした。

病院でも対話が上手くできず、苦労します。言われたことも、すぐ忘れるというか、頭から抜けてしまうので、電話の応答等もなんて言ったらいいかわからず、まず上手く話せないです。たけど、行き帰り1本しかないのが、正直つらいです』

40代 女性『体の病気と精神の病気とで、仕事ができるか不安になります』

30代 男性『通院の時の移動時に、トイレに行きたくなる』

60代 女性『保険に加入できなかった』

40代 男性『仕事の出来栄を、かげで言われる時』

40代 男性『彼女ができない』

30代 男性『いつかは何でも自分でやらなきゃいけないから』

40代 男性『足が悪いから装具の申請をしているのに、装具が壊れて申請をした時に渋々申請手続きをされました。

私はわざと壊しているわけではないのに、なぜすぐにスムーズに手続きや申請が通らないのかわかりません。障害者だから馬鹿にしているのか？こんな身体の人気持ち等知る必要がないと思っているのか？

もうこの足はなおることがないので、すぐに手続きしたら申請がおりてほしいです』

40代 男性『仕事場で、人とのつきあい方』

30代 女性『「名前を呼ばれるのを待つような状況」「団体で説明を受ける状況」「会議など広い場所で発言を聞きとる状況」すべて聴覚でのコミュニケーションになるため。

最近番号が表示されるなど視覚で気づける病院が増えたので、減りつつあるが「聞こえない怖さ」で、そういう状況は避けている。恋愛や結婚については、相手が子どもありきの考えだったら、聴覚の遺伝を考えなければ…などマイナスに考えてしまうので避けている』

60代 男性『親の面倒を見なくてはいけない時』

30代 男性『働きたい意欲はありますが、まだ働ける状況ではない』

30代 女性『話が聞きとりにくい。相手に伝わらない。（マスクごしの会話が難しい）電車に乗った時、どこに停まったのか、わかりにくい時がある。（ホームが変わった時のアナウンスも聞き取れない）』

50代 男性『手続きが、面倒くさい』

40代 男性『お金がないので不安。事業所に通っていますが、少ない金額』

30代 男性『移動や外出について… 事前に車椅子利用などを告げないと、嫌な顔をされる』

40代 女性『頭やお腹の調子。身体の硬直。歩くと息苦しい。階段ののぼりあがりです』

30代 女性『釧路から引っ越しをしてから、本人に合う仕事がない』

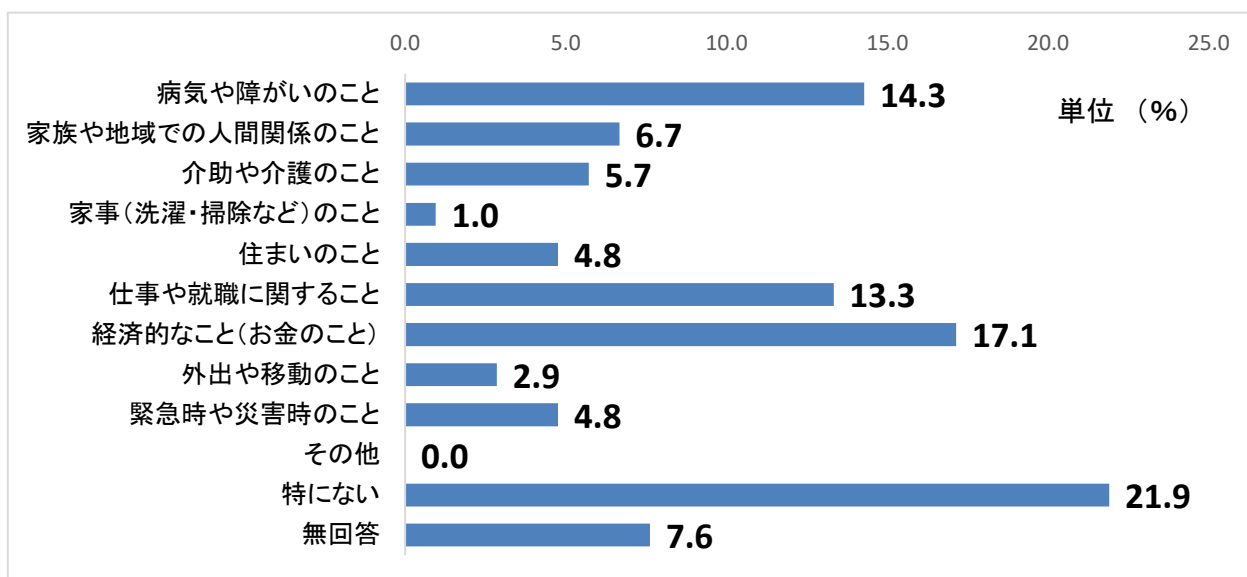
40代 男性『仕事においては健常者が普通にできることが、当方には非常に難しいこと。

思考回路が健常者と異なるため、会話等においては的外れな返答をすることが多く、また「相手の発言を即座にイメージに変換できない」「自分の意思を伝えるのに必要な言葉や文章がすぐに出てこない」等、コミュニケーションにおいて著しく難があるため「普通に」生きることが、とても難しい』

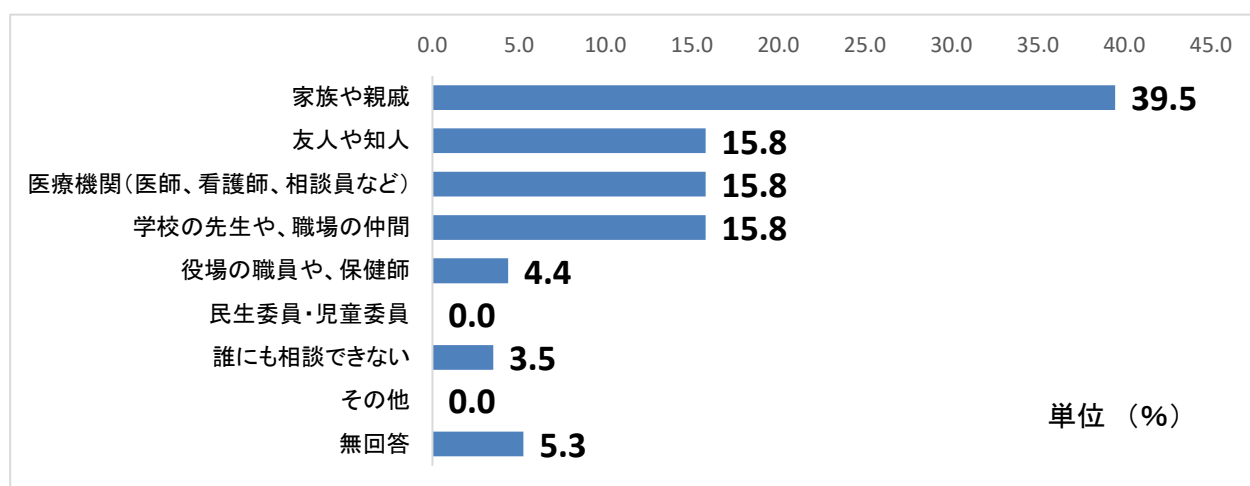
30代 女性『若年層が活動できる場所が少ないと思う』

20代 女性『働きたいのに、働けない（理解のある職場に出会えない）』

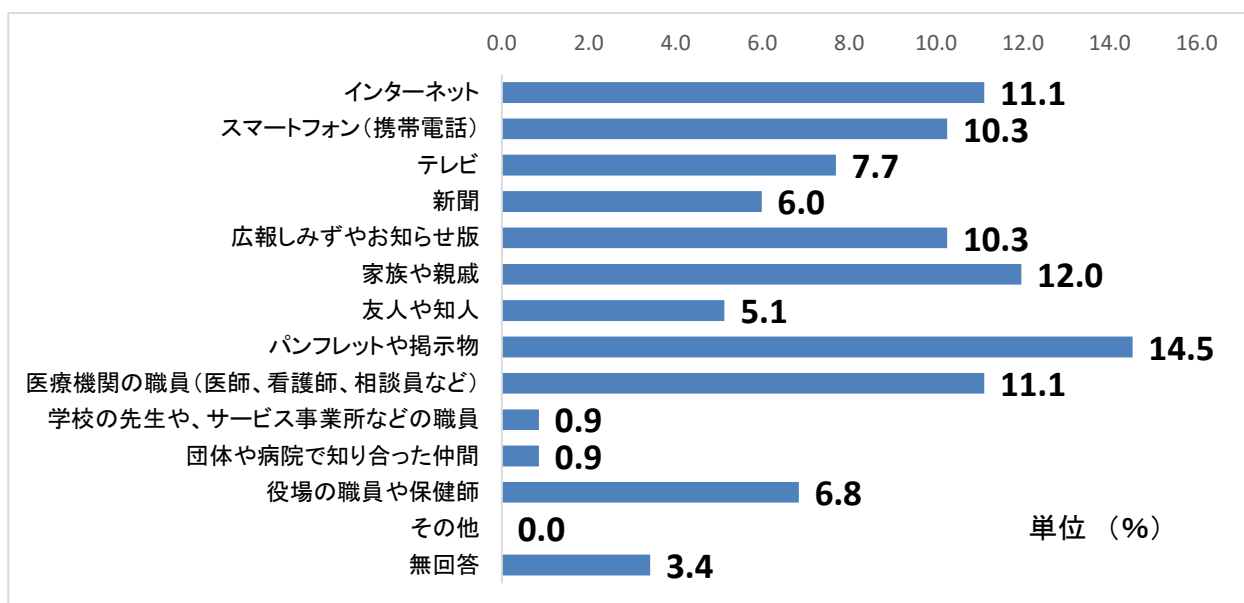
Q	11 あなたは、現在悩んでいることや、相談したいことがありますか。（○は3つまで）	件数	割合
1	病気や障がいのこと	15	14.3
2	家族や地域での人間関係のこと	7	6.7
3	介助や介護のこと	6	5.7
4	家事（洗濯・掃除など）のこと	1	1.0
5	住まいのこと	5	4.8
6	仕事や就職に関すること	14	13.3
7	経済的なこと（お金のこと）	18	17.1
8	外出や移動のこと	3	2.9
9	緊急時や災害時のこと	5	4.8
10	その他	0	0.0
11	特にない	23	21.9
	無回答	8	7.6
	合計	105	100.0



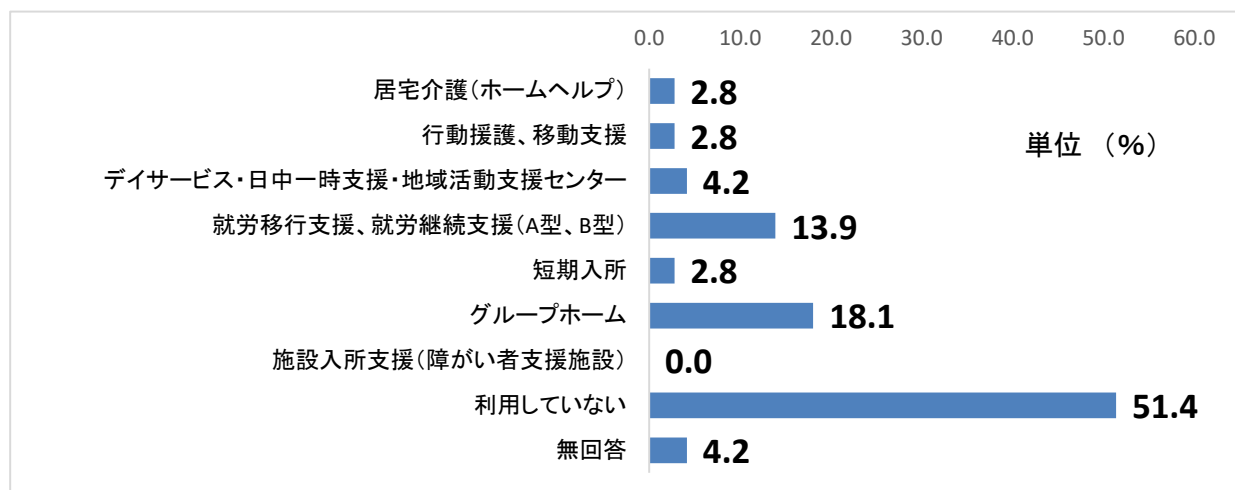
Q	12 あなたが、悩んでいることを相談する相手は誰 (どこ)ですか。(〇はいくつでも)	件数	割合
1	家族や親戚	45	39.5
2	友人や知人	18	15.8
3	医療機関(医師、看護師、相談員など)	18	15.8
4	学校の先生や、職場の仲間	18	15.8
5	役場の職員や、保健師	5	4.4
6	民生委員・児童委員	0	0.0
7	誰にも相談できない	4	3.5
8	その他	0	0.0
	無回答	6	5.3
	合計	114	100.0



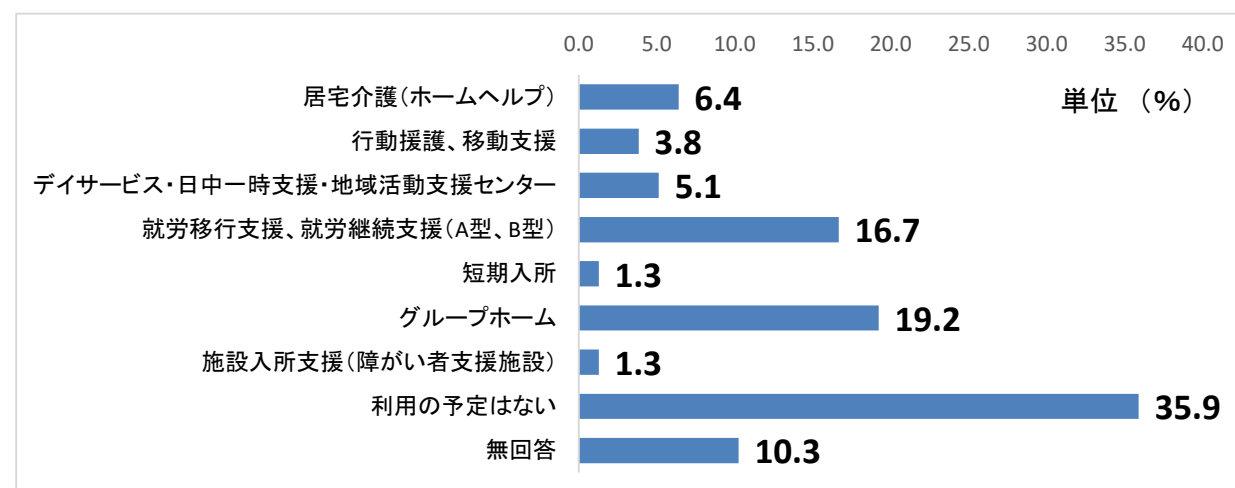
Q	13 あなたは、福祉に関する情報を、どこから知ることが多いですか。（〇は3つまで）	件数	割合
1	インターネット	13	11.1
2	スマートフォン（携帯電話）	12	10.3
3	テレビ	9	7.7
4	新聞	7	6.0
5	広報しみずやお知らせ版	12	10.3
6	家族や親戚	14	12.0
7	友人や知人	6	5.1
8	パンフレットや掲示物	17	14.5
9	医療機関の職員（医師、看護師、相談員など）	13	11.1
10	学校の先生や、サービス事業所などの職員	1	0.9
11	団体や病院で知り合った仲間	1	0.9
12	役場の職員や保健師	8	6.8
13	その他	0	0.0
	無回答	4	3.4
	合計	117	100.0



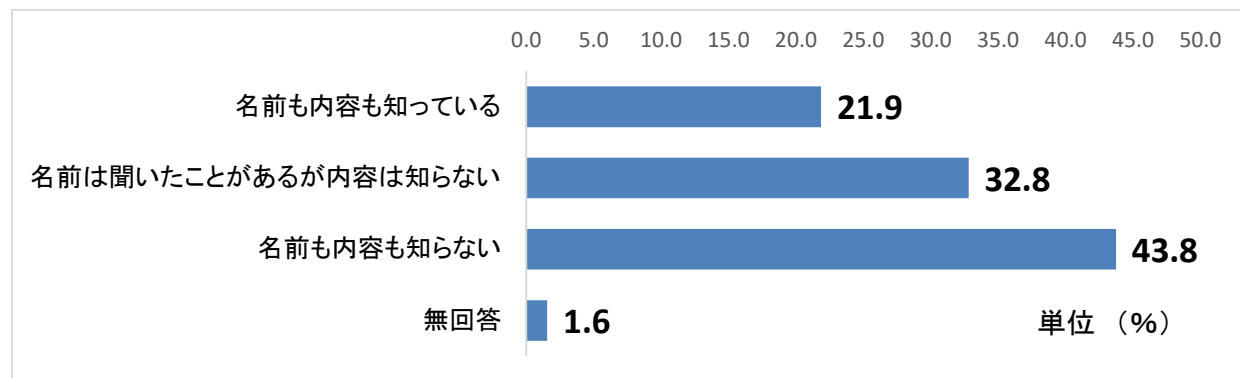
Q	14 あなたは、どのサービスを利用していますか。 (○はいくつでも)	件数	割合
1	居宅介護（ホームヘルプ）	2	2.8
2	行動援護、移動支援	2	2.8
3	デイサービス・日中一時支援・地域活動支援センター	3	4.2
4	就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）	10	13.9
5	短期入所	2	2.8
6	グループホーム	13	18.1
7	施設入所支援（障がい者支援施設）	0	0.0
8	利用していない	37	51.4
	無回答	3	4.2
	合計	72	100.0



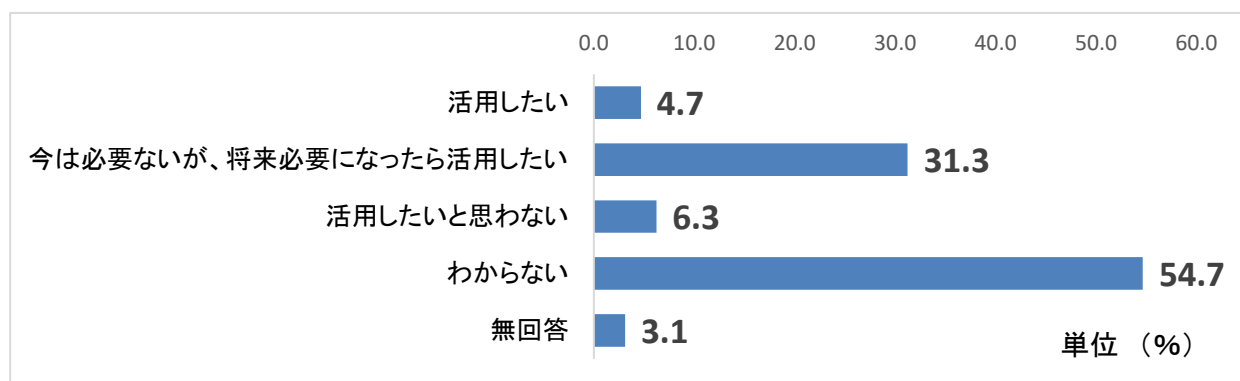
Q	15 あなたは、今後どのサービスを利用したいと思いますか。 (○は3つまで)	件数	割合
1	居宅介護（ホームヘルプ）	5	6.4
2	行動援護、移動支援	3	3.8
3	デイサービス・日中一時支援・地域活動支援センター	4	5.1
4	就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）	13	16.7
5	短期入所	1	1.3
6	グループホーム	15	19.2
7	施設入所支援（障がい者支援施設）	1	1.3
8	利用の予定はない	28	35.9
	無回答	8	10.3
	合計	78	100.0



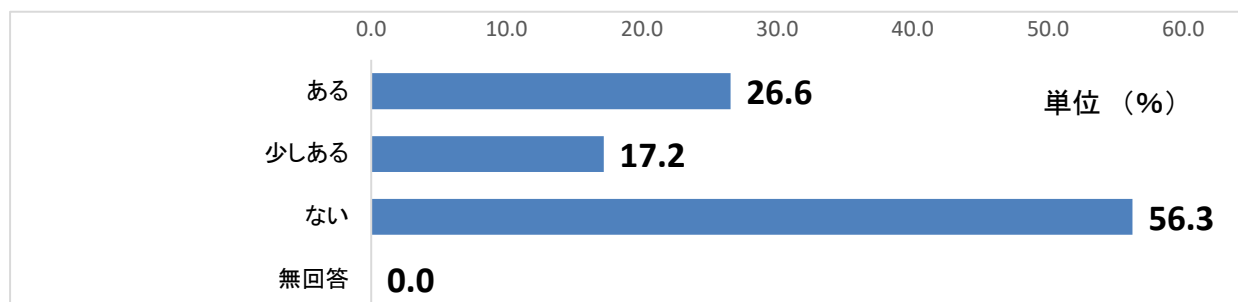
16 成年後見制度とは、知的障がいや精神障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。 Q あなたは、成年後見制度について知っていましたか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1	名前も内容も知っている	14	21.9
2	名前は聞いたことがあるが内容は知らない	21	32.8
3	名前も内容も知らない	28	43.8
	無回答	1	1.6
合計		64	100.0



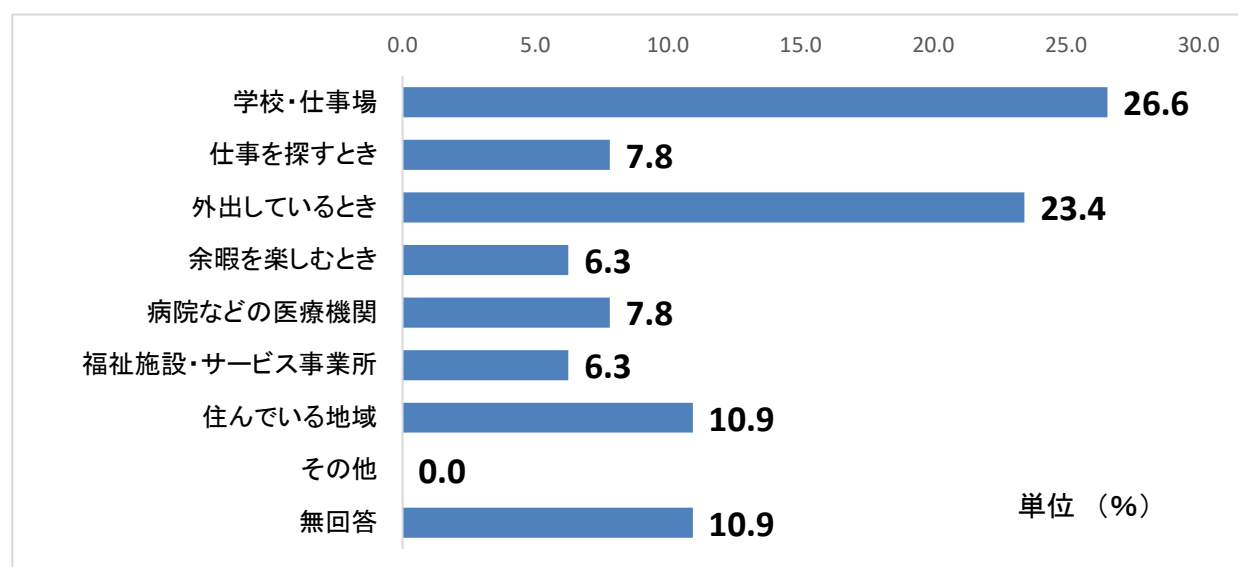
17 あなたは成年後見制度を活用したいと思いますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1	活用したい	3	4.7
2	今は必要ないが、将来必要になったら活用したい	20	31.3
3	活用したいと思わない	4	6.3
4	わからない	35	54.7
	無回答	2	3.1
合計		64	100.0



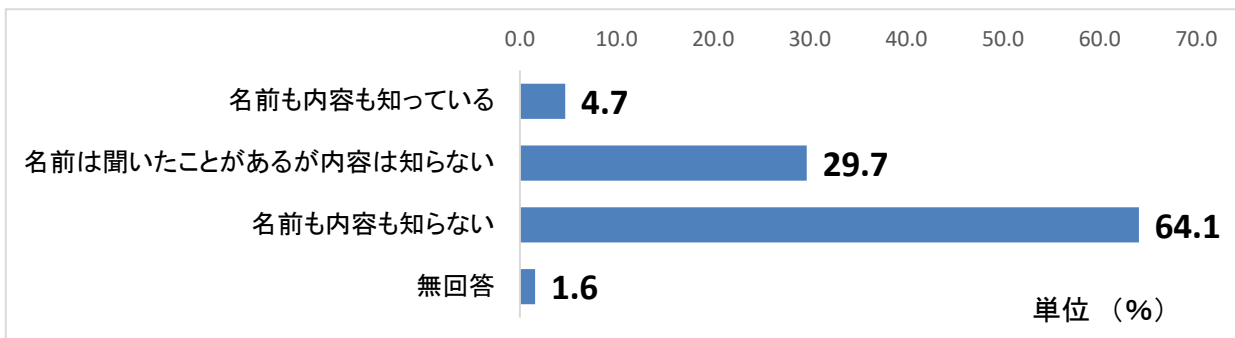
Q	18 あなたは、障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがありますか。（○はひとつだけ）	件数	割合
1	ある	17	26.6
2	少しある	11	17.2
3	ない	36	56.3
	無回答	0	0.0
	合計	64	100.0



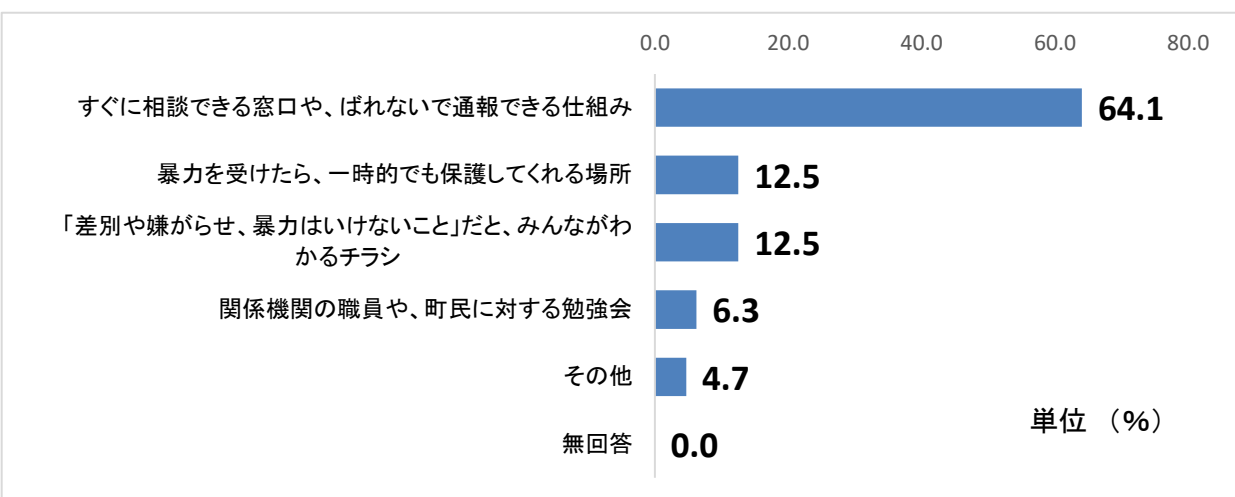
Q	19 問18で「1ある」又は「2少しある」と答えた方に質問します。 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。 （○はいくつでも）	件数	割合
1	学校・仕事場	17	26.6
2	仕事を探すとき	5	7.8
3	外出しているとき	15	23.4
4	余暇を楽しむとき	4	6.3
5	病院などの医療機関	5	7.8
6	福祉施設・サービス事業所	4	6.3
7	住んでいる地域	7	10.9
8	その他	0	0.0
	無回答	7	10.9
	合計	64	100.0



Q 20 平成28年4月1日から施行されている「障害者差別 解消法」についてご存じですか。(○はひとつだけ)	件数	割合
1 名前も内容も知っている	3	4.7
2 名前は聞いたことがあるが内容は知らない	19	29.7
3 名前も内容も知らない	41	64.1
無回答	1	1.6
合計	64	100.0



Q 21 あなたは、障がいがあることによる差別や嫌がらせ、暴力 などをなくすために、どのようなことがもっとも必要だと思いますか。(○はひとつだけ)	件数	割合
1 すぐに相談できる窓口や、ばれないで通報できる仕組み	41	64.1
2 暴力を受けたら、一時的でも保護してくれる場所	8	12.5
3 「差別や嫌がらせ、暴力はいけないこと」だと、みんながわかるチラシ	8	12.5
4 関係機関の職員や、町民に対する勉強会	4	6.3
5 その他	3	4.7
無回答	0	0.0
合計	64	100.0



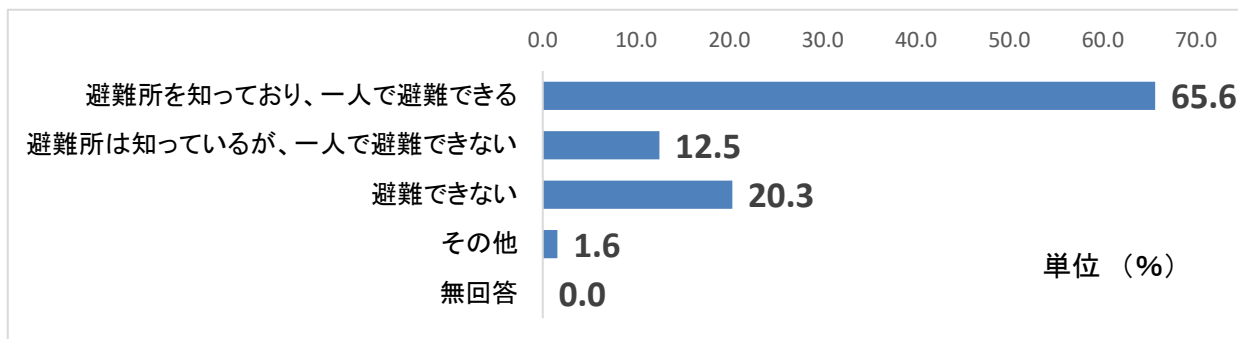
問21 その他

30代 女性『関わる周りの方の認識が必要だと思います』

40代 男性『皆の意思がないと、どんなことしても変わらないと思った』

30代 女性『健全な方への、障がいに対する理解』

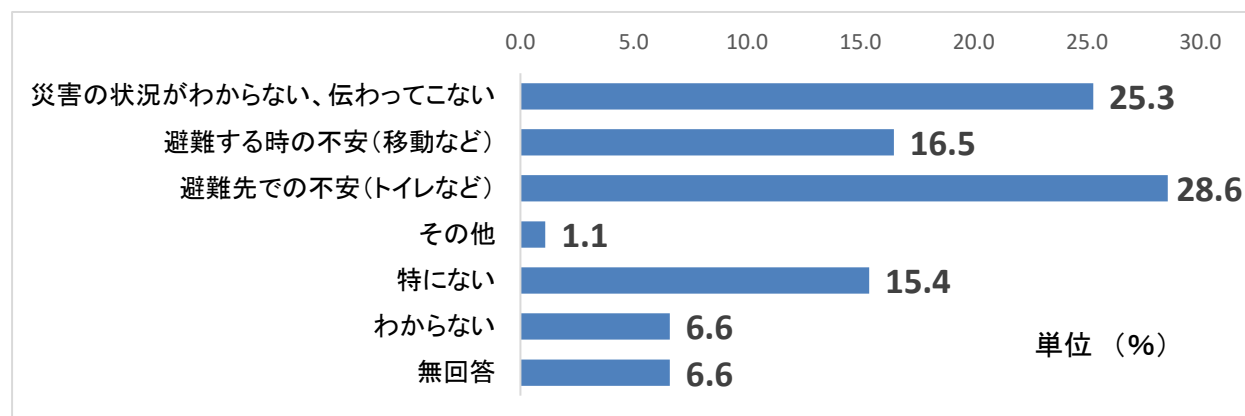
Q	22 災害が起こった時、あなたは一人で避難できますか。 (○はひとつだけ)	件数	割合
1	避難所を知っており、一人で避難できる	42	65.6
2	避難所は知っているが、一人で避難できない	8	12.5
3	避難できない	13	20.3
4	その他	1	1.6
	無回答	0	0.0
	合計	64	100.0



問 2 2 その他

5 0 代 男性『わからない』

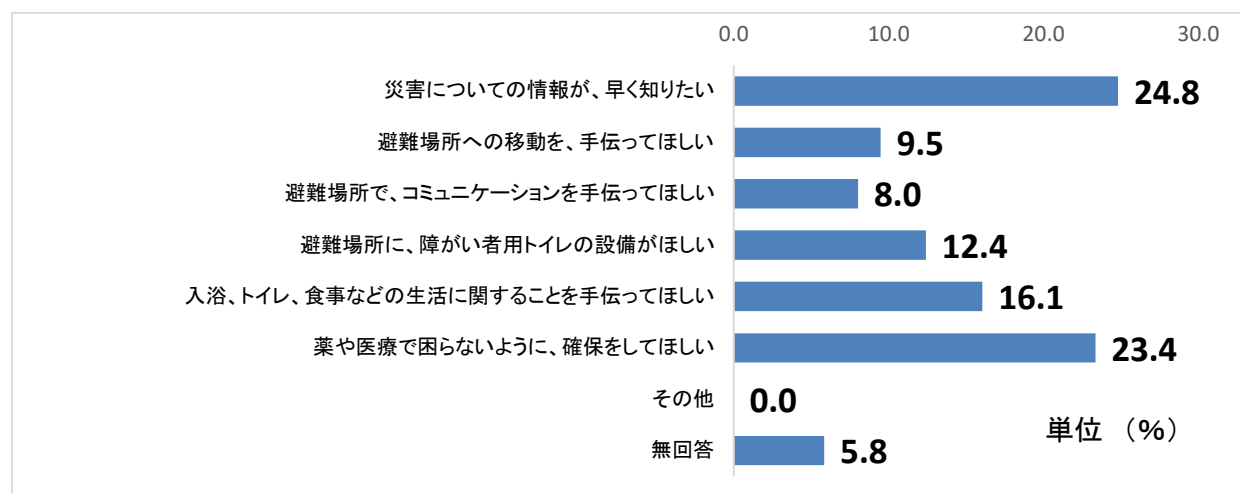
Q	23 災害が起こった時に、困ることはなんですか。 (○はいくつでも)	件数	割合
1	災害の状況がわからない、伝わってこない	23	25.3
2	避難する時の不安（移動など）	15	16.5
3	避難先での不安（トイレなど）	26	28.6
4	その他	1	1.1
5	特にない	14	15.4
6	わからない	6	6.6
	無回答	6	6.6
	合計	91	100.0



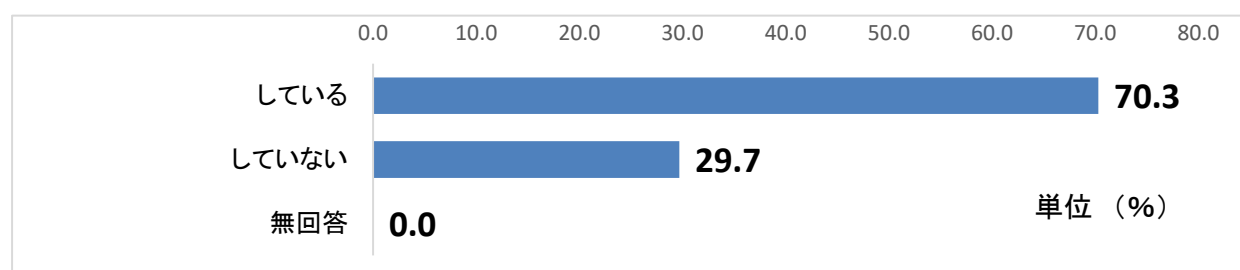
問 2 3 その他

3 0 代 男性『服薬』

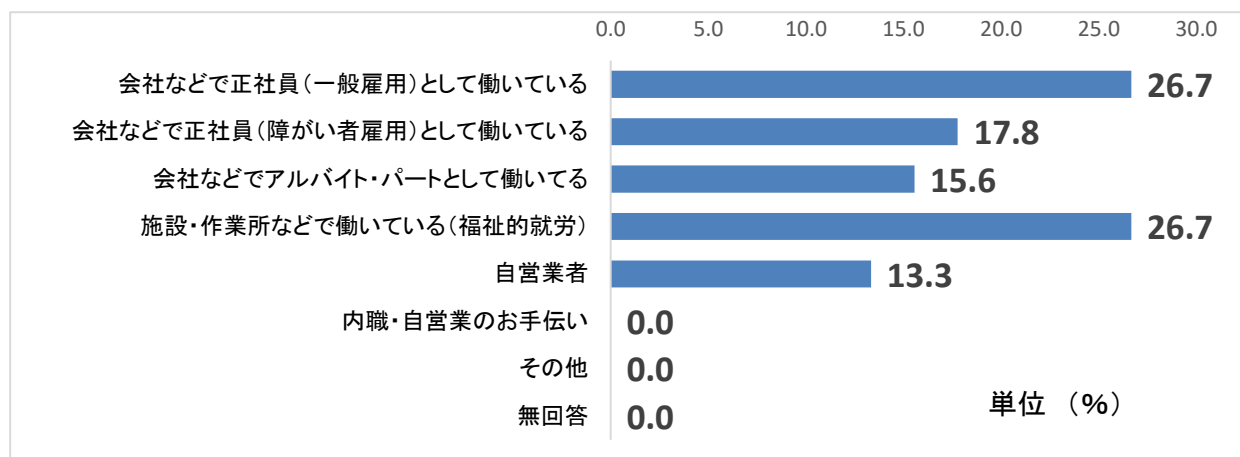
Q	24 もし災害が起こった時、あなたが必要とすることは どれですか。（○はいくつでも）	件数	割合
1	災害についての情報が、早く知りたい	34	24.8
2	避難場所への移動を、手伝ってほしい	13	9.5
3	避難場所で、コミュニケーションを手伝ってほしい	11	8.0
4	避難場所に、障がい者用トイレの設備がほしい	17	12.4
5	入浴、トイレ、食事などの生活に関することを手伝ってほしい	22	16.1
6	薬や医療で困らないように、確保をしてほしい	32	23.4
7	その他	0	0.0
	無回答	8	5.8
	合計	137	100.0



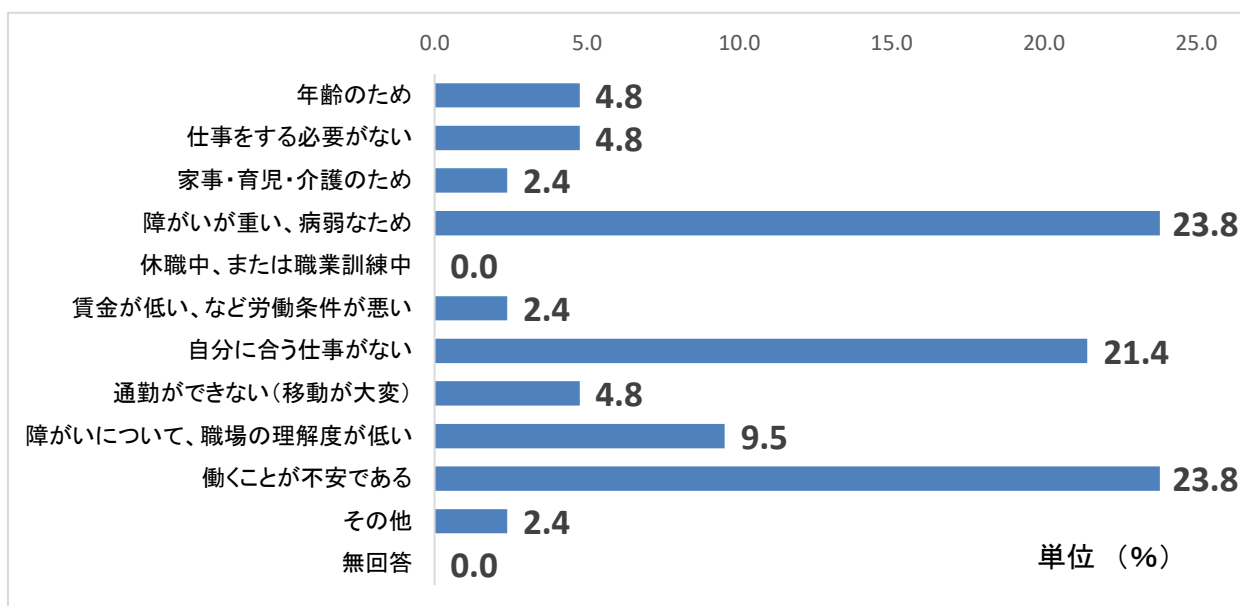
Q	25 あなたは、現在仕事をしていますか。 （○はひとつだけ）	件数	割合
1	している	45	70.3
2	していない	19	29.7
	無回答	0	0.0
	合計	64	100.0



26 問25で「1 している」と回答した方におたずね Q します。 あなたはどこで働いていますか。（○はひとつだけ）		件数	割合
1	会社などで正社員（一般雇用）として働いている	12	26.7
2	会社などで正社員（障がい者雇用）として働いている	8	17.8
3	会社などでアルバイト・パートとして働いてる	7	15.6
4	施設・作業所などで働いている（福祉的就労）	12	26.7
5	自営業者	6	13.3
6	内職・自営業のお手伝い	0	0.0
7	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
合計		45	100.0



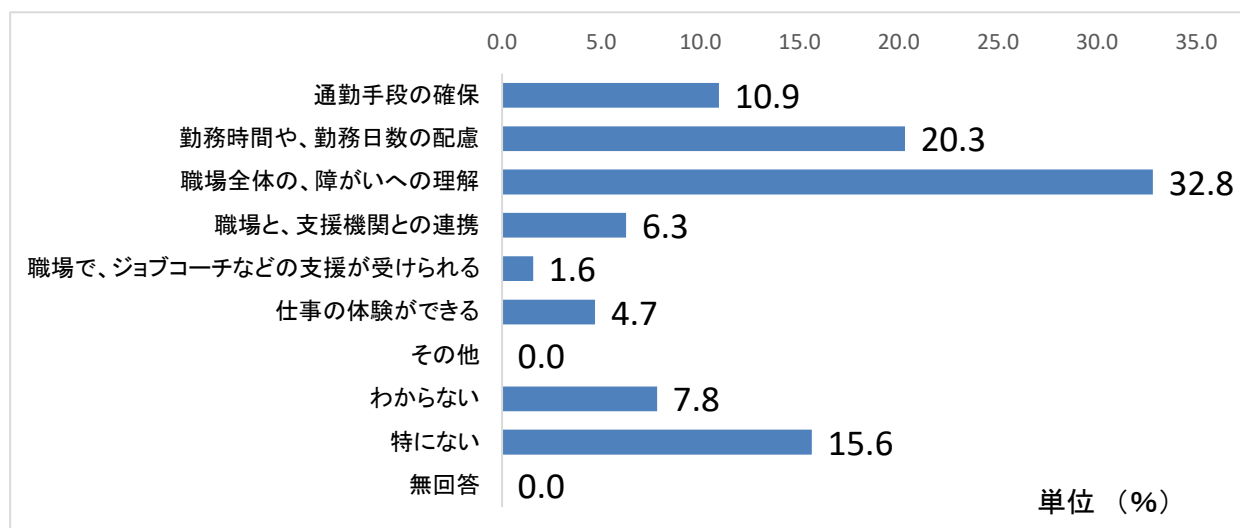
27 問25で「2 していない」と回答した方におたずね Q します。 働いていない主な理由は何ですか。（○は3つまで）		件数	割合
1	年齢のため	2	4.8
2	仕事をする必要がない	2	4.8
3	家事・育児・介護のため	1	2.4
4	障がい重い、病弱なため	10	23.8
5	休職中、または職業訓練中	0	0.0
6	賃金が低い、など労働条件が悪い	1	2.4
7	自分に合う仕事がない	9	21.4
8	通勤ができない（移動が大変）	2	4.8
9	障がいについて、職場の理解度が低い	4	9.5
10	働くことが不安である	10	23.8
11	その他	1	2.4
	無回答	0	0.0
合計		42	100.0



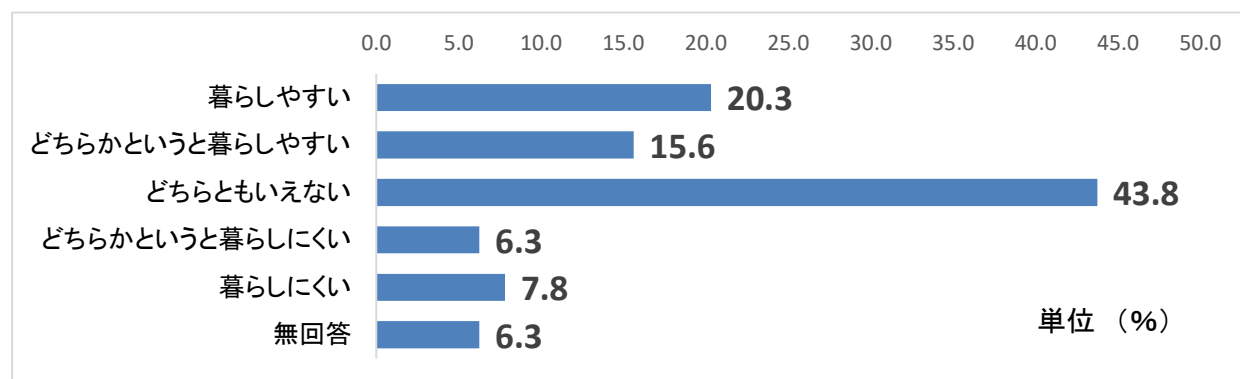
問27 その他

30代 男性『持病のため』

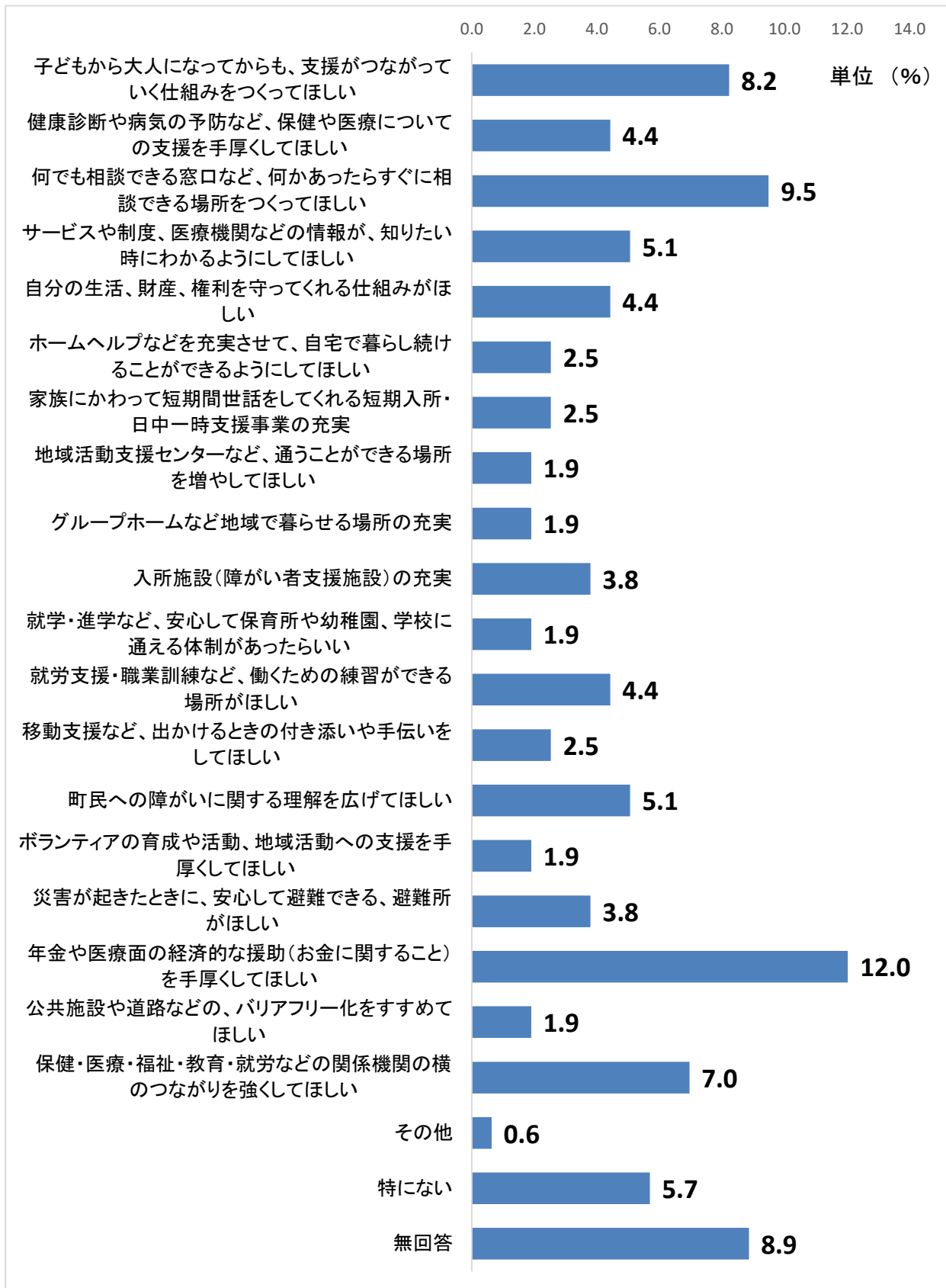
Q	28 あなたは、障がいのある人への就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）	件数	割合
1	通勤手段の確保	7	10.9
2	勤務時間や、勤務日数の配慮	13	20.3
3	職場全体の、障がいへの理解	21	32.8
4	職場と、支援機関との連携	4	6.3
5	職場で、ジョブコーチなどの支援が受けられる	1	1.6
6	仕事の体験ができる	3	4.7
7	その他	0	0.0
8	わからない	5	7.8
9	特にない	10	15.6
	無回答	0	0.0
	合計	64	100.0



Q	29 あなたは、清水町が障がいのある方にとって暮らしやすいまちだと思いますか。（○はひとつだけ）	件数	割合
1	暮らしやすい	13	20.3
2	どちらかという暮らしやすい	10	15.6
3	どちらともいえない	28	43.8
4	どちらかという暮らしにくい	4	6.3
5	暮らしにくい	5	7.8
	無回答	4	6.3
	合計	64	100.0



30 あなたは、障がいのある方に対する支援として、清水町に		
Q 「力をいれてほしい」と思うことは何ですか。 (○は3つまで)		
	件数	割合
1 子どもから大人になっても、支援がつながっていく仕組みをつくってほしい	13	8.2
2 健康診断や病気の予防など、保健や医療についての支援を手厚くしてほしい	7	4.4
3 何でも相談できる窓口など、何かあったらすぐに相談できる場所をつくってほしい	15	9.5
4 サービスや制度、医療機関などの情報が、知りたい時にわかるようにしてほしい	8	5.1
5 自分の生活、財産、権利を守ってくれる仕組みがほしい	7	4.4
6 ホームヘルプなどを充実させて、自宅で暮らし続けることができるようにしてほしい	4	2.5
7 家族にかわって短期間世話をしてくれる短期入所・日中一時支援事業の充実	4	2.5
8 地域活動支援センターなど、通うことができる場所を増やしてほしい	3	1.9
9 グループホームなど地域で暮らせる場所の充実	3	1.9
10 入所施設（障がい者支援施設）の充実	6	3.8
11 就学・進学など、安心して保育所や幼稚園、学校に通える体制があったらいい	3	1.9
12 就労支援・職業訓練など、働くための練習ができる場所がほしい	7	4.4
13 移動支援など、出かけるときの付き添いや手伝いをしてほしい	4	2.5
14 町民への障がいに関する理解を広げてほしい	8	5.1
15 ボランティアの育成や活動、地域活動への支援を手厚くしてほしい	3	1.9
16 災害が起きたときに、安心して避難できる、避難所がほしい	6	3.8
17 年金や医療面の経済的な援助（お金に関すること）を手厚くしてほしい	19	12.0
18 公共施設や道路などの、バリアフリー化をすすめてほしい	3	1.9
19 保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関の横のつながりを強くしてほしい	11	7.0
20 その他	1	0.6
21 特にない	9	5.7
無回答	14	8.9
合計	158	100.0



問 30 その他

50代 男性『高齢になった家族にかわって、出かける時の手伝いがほしい』

31 障がい福祉について、あなたや家族が思っていることを自由にお書きください。
Q (自由回答)

30代 女性『清水町にも障がい者が働ける所が、もう少しほしい、と思います』

50代 男性『とにかく、人と関わるのが嫌だ』

30代 女性『「理解が得られない」「不安につけこまれる」そんな経験が何度もあり、何度も生きるのが苦しいと感じていました。

このような調査があって、動いてくださっている方がいると知れて、手帳（の取得）をもっと決めて動いてみて良かったなと思いました。いつもありがとうございます』

30代 男性『給付金の制度を増やしてほしい。障害者のための、医療関係のお金（医療費）を減らしてほしい』

40代 男性『障がい者でも、給料が高い職場があればいい』

30代 男性『両親が高齢となり親権者としての扶養が難しくなった場合、親代わりとなれる後見人を地域（西十勝）でサポートできる法人組織があれば良いと思います。※参考 中空知成年後見センター』

30代 女性『本人（障がい者）自身、障がい福祉の内容を知らない人が多いので、もう少しわかりやすい情報本みたいなのがあればいいです。

知らないで利用していないサービスもあったりするので、障がい福祉の方が教えてあげたりする場があっても良いと思います』

40代 男性『親が死んだら、一人で生きていけないといけない。不安がある』

50代 男性『今は家族で暮らしているけれど、その後、家族がたよれなくなった時の必要なお金のことが、心配です』

障がい福祉についての意識調査（関係者）

対象者（調査票送付者） 192

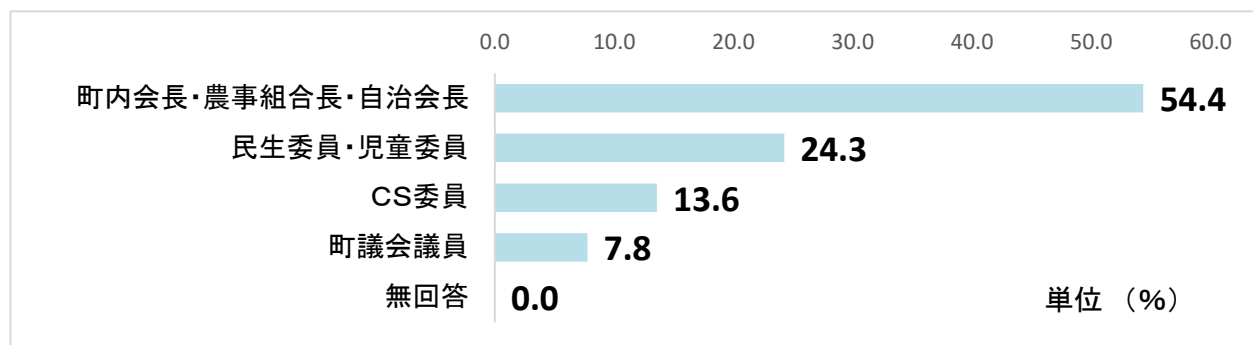
回答者（12月15日～1月18日受付分） 103

回答率 53.6%

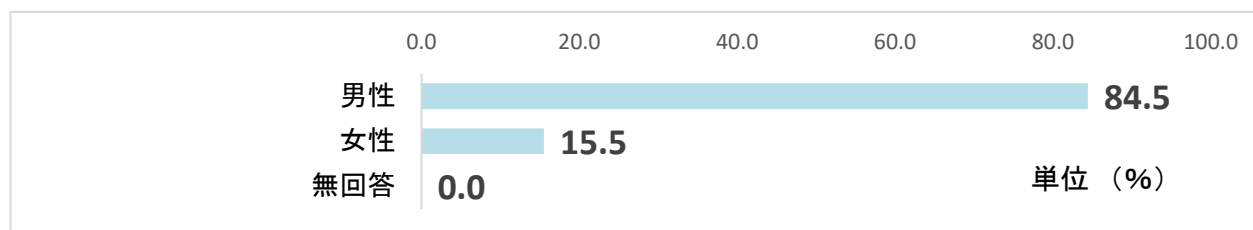
192人の方へ調査票を送付し、103名の方より回答をいただきました。
回答率は53.6%となっています。

※コミュニティ・スクール委員・・地域と学校をつなぎ、みんなで一緒に子どもを育てる学校をコミュニティ・スクール(CS)といいますが。コミュニティ・スクールを支えるのがコミュニティ・スクール委員になります。

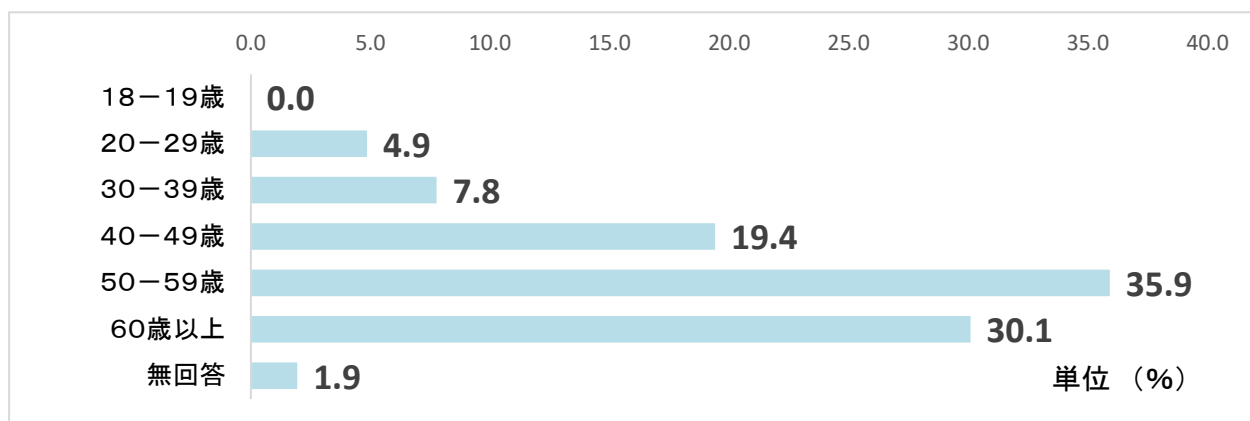
Q 1 あなたの役職を教えてください。 (○はひとつだけ)	件数	割合 (%)
1 町内会長・農事組合長・自治会長	56	54.4
2 民生委員・児童委員	25	24.3
3 CS委員	14	13.6
4 町議会議員	8	7.8
無回答	0	0.0
合計	103	100.0



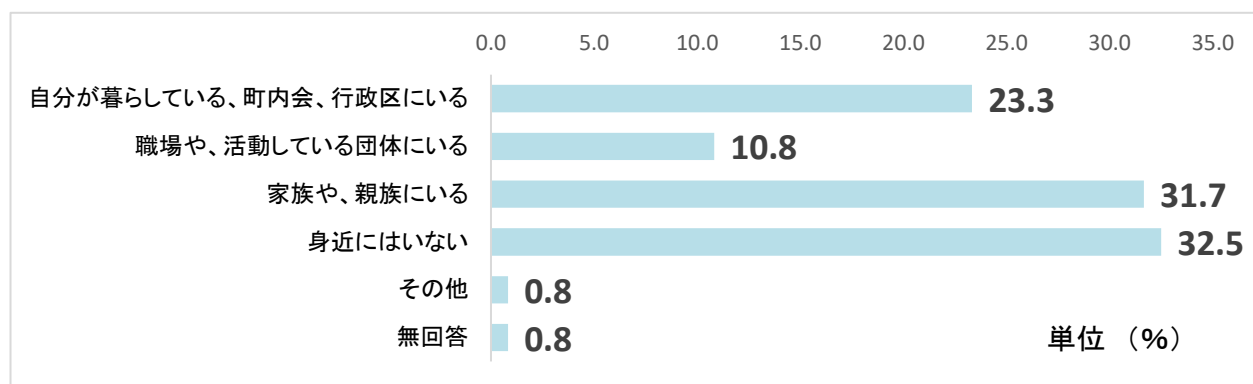
Q 2 あなたの性別はどちらですか。 (○はひとつだけ)	件数	割合 (%)
1 男性	87	84.5
2 女性	16	15.5
無回答	0	0.0
合計	103	100.0



Q 3 年齢は何歳ですか。（令和5年10月1日現在） （○はひとつだけ）		件数	割合（％）
1	18－19歳	0	0.0
2	20－29歳	5	4.9
3	30－39歳	8	7.8
4	40－49歳	20	19.4
5	50－59歳	37	35.9
6	60歳以上	31	30.1
	無回答	2	1.9
合計		103	100.0



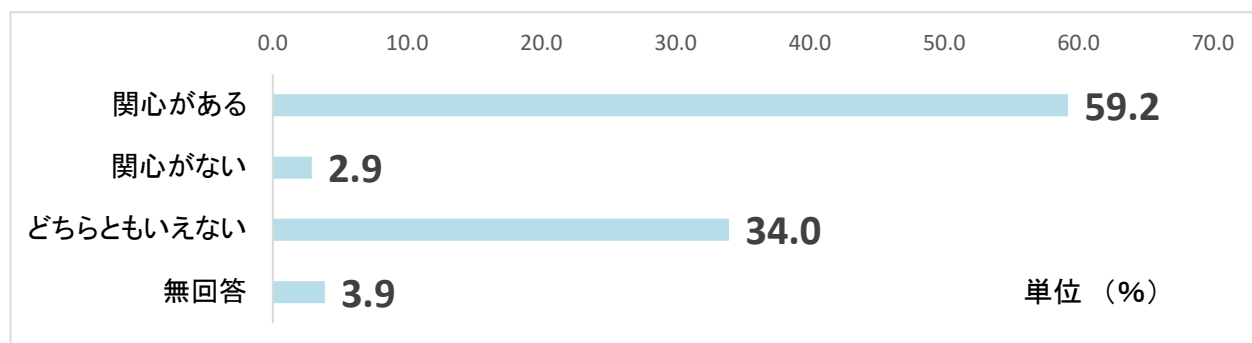
Q 4 身近に障がいのある方はいますか （○はあてはまるものすべて）		件数	割合（％）
1	自分が暮らしている、町内会、行政区にいる	28	23.3
2	職場や、活動している団体にいる	13	10.8
3	家族や、親族にいる	38	31.7
4	身近にはいない	39	32.5
5	その他	1	0.8
	無回答	1	0.8
合計		120	100.0



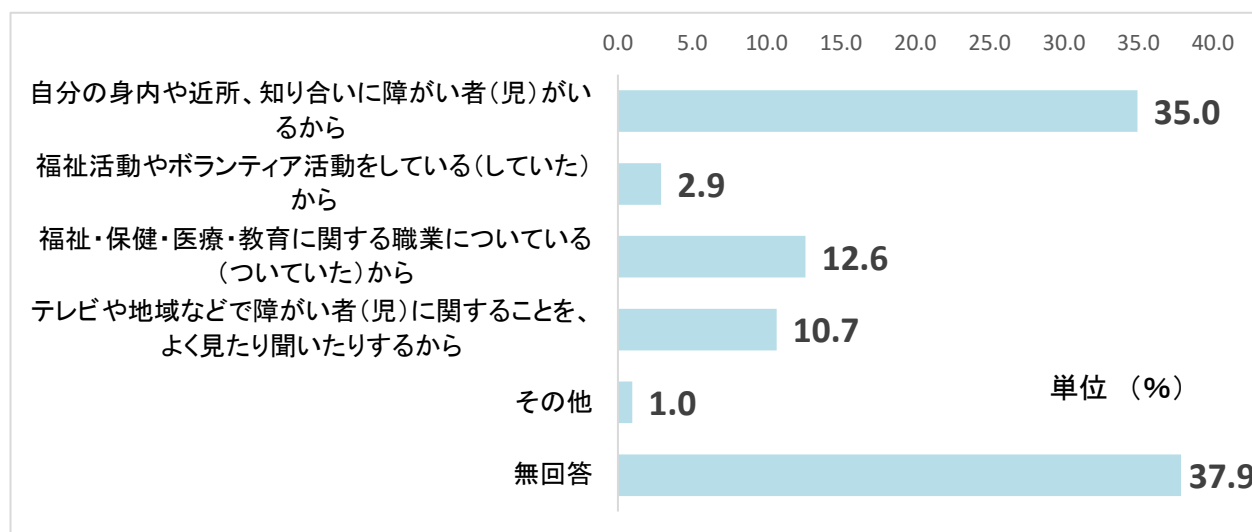
問4 その他

60代 男性『どの程度が障がいなのか、判断が難しいです』

Q 5 あなたは、障がい福祉について関心をお持ちですか。 (○はひとつだけ)	件数	割合 (%)
1 関心がある	61	59.2
2 関心がない	3	2.9
3 どちらともいえない	35	34.0
無回答	4	3.9
合計	103	100.0



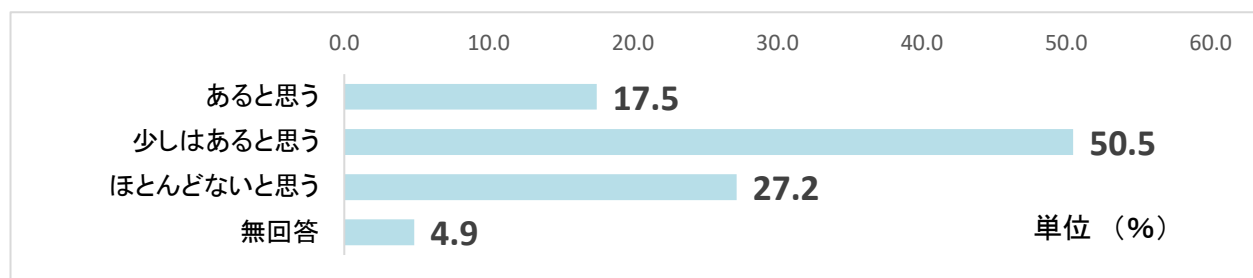
Q 6 どのような理由から関心をお持ちですか。 (○はひとつだけ)	件数	割合 (%)
1 自分の身内や近所、知り合いに障がい者(児)がいるから	36	35.0
2 福祉活動やボランティア活動をしている(していた)から	3	2.9
3 福祉・保健・医療・教育に関する職業についている(ついていた)から	13	12.6
4 テレビや地域などで障がい者(児)に関することを、よく見たり聞いたりするから	11	10.7
5 その他	1	1.0
無回答	39	37.9
合計	103	100.0



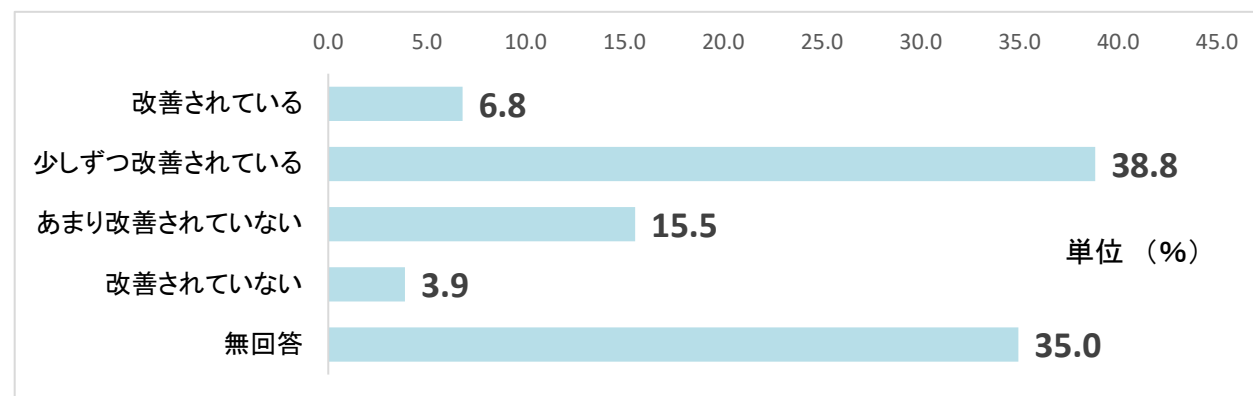
問6 その他

60代 男性『支援活動をしている友人がいるから』

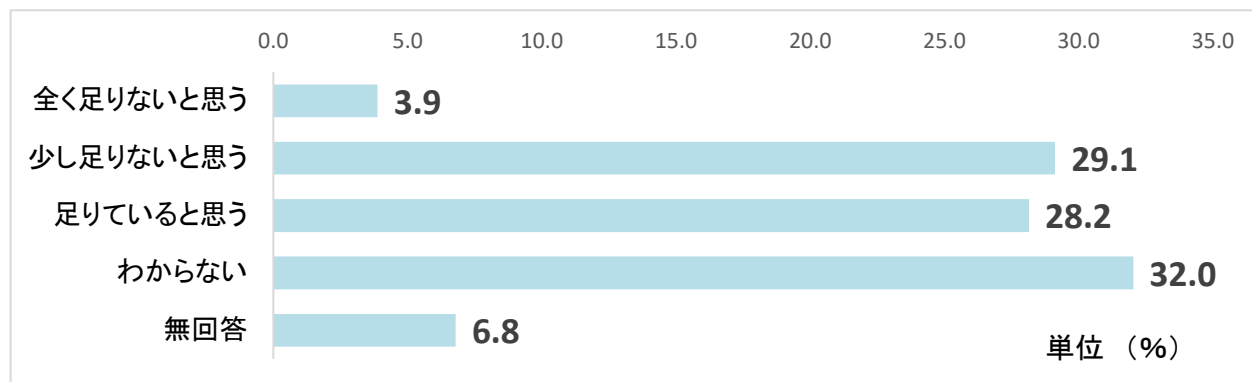
Q	7 あなたは、清水町に障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか（○はひとつだけ）	件数	割合（％）
1	あると思う	18	17.5
2	少しはあると思う	52	50.5
3	ほとんどないと思う	28	27.2
	無回答	5	4.9
	合計	103	100.0



Q	8 以前と比べて、清水町の障がいのある方に対する差別や偏見は改善されていると思いますか。（○はひとつだけ）	件数	割合（％）
1	改善されている	7	6.8
2	少しずつ改善されている	40	38.8
3	あまり改善されていない	16	15.5
4	改善されていない	4	3.9
	無回答	36	35.0
	合計	103	100.0



Q 9 清水町では、障がいのある方への対応や理解が足りない と思いますか。（○はひとつだけ）		件数	割合（％）
1	全く足りないと思う	4	3.9
2	少し足りないと思う	30	29.1
3	足りていると思う	29	28.2
4	わからない	33	32.0
	無回答	7	6.8
合計		103	100.0



70代 男性『成人以前と、成人以後の行政対応の落差が大きい。 障害の実態の把握が難しく、十分な対応が困難』

50代 男性『例えば公共施設等でバリアフリー化が不足している。 歩道の除雪等。 行政が、住みやすい町として上記のように「暮らしやすい町」を作っていない』

50代 男性『障がい者の働く場が、十分確保されているのか。障がい者用駐車場に、どう見ても若い元気な人が車を停めている』

50代 男性『道路、歩道のバリアフリー』

70代 男性『（「清水町では、障がいのある人への対応や理解が足りている」とする意見）町としての役割は、果たしている様に思います』

70代 男性『対応や態度が十分ではないと思う（自分も含めて）』

50代 男性『公共施設はすぐに改修できないのはわかりますが、トイレや施設内のドア、空調や音響など、少しずつでも変えてほしい』

50代 女性『バリアフリーの整備が進んでいない（学校）』

70代 男性『仕事や収入。建築物』

60代 男性『町民に伝わる施策が見えない。計画策定に重きがあり、実績、課題、改善に関する情報が低い』

70代 男性『近くに対象者がいないので、わからない』

60代 男性『予算の配分が、既成事実の根拠のみに持ちすぎ、身近に必要なものに配慮されていない。深谷市との交流の予算を充ててください』

60代 男性『働ける場所が少ない』

50代 男性『自営業のため、町内に差別や偏見があるかは正直ピンとこない。農作業で障害者の人をお願いすることがあるが、対応や接する人々の自分への問いかけの方がわかりやすいですね』

50代 男性『障がい児の特性理解や、それに合わせた教育内容があるのか、「指導者によって差がある」ように感じる。町内会活動の参加を断ったり、誘うのを控えたりしている』

40代 男性『御影に障害者施設があるが、町内で買い物をしていて出会う機会もあるので、子どもへの説明等、家庭でももちろん、その歴史等、大人も子どもも知る機会を広げられたら、理解を深められて良いかなと思います。

保育所や学校との交流は、コロナ感染症等のこともありますが、できる範囲で続けていけると良いと思います』

60代 男性『町全体のバリアフリー化を進めてほしい。特に冬場は大変だと思います』

70代 男性『対応が遅い』

30代 男性『町中の歩道が狭くて、段差がとても多く感じる』

70代 男性『「障がい」については何となく知っている程度で、まずは「障がい」とはどのようなことなのかを具体的に知ることから始めなければならないと思っています。

多分、自分のような人が多いかと思いかと思いますので、問9では「少し足りない」と回答しました』

70代 男性『仕事や収入。周囲の視線。建築物』

60代 男性『町の企業で、障がいのある人が働いているのが少ないと感じる』

30代 男性『バリアフリーな建物が、まだまだ足りないと思う』

60代 男性『町内のいろいろな施設での、対応や態度などで感じる』

70代 男性『仕事の機会と、周囲の視線で萎縮する』

60代 男性『普段生活をしていて、障がいのある人をあまり見かけません。 ということは、私達「健常と同じようには、生活しにくいということなのでは」と思います。

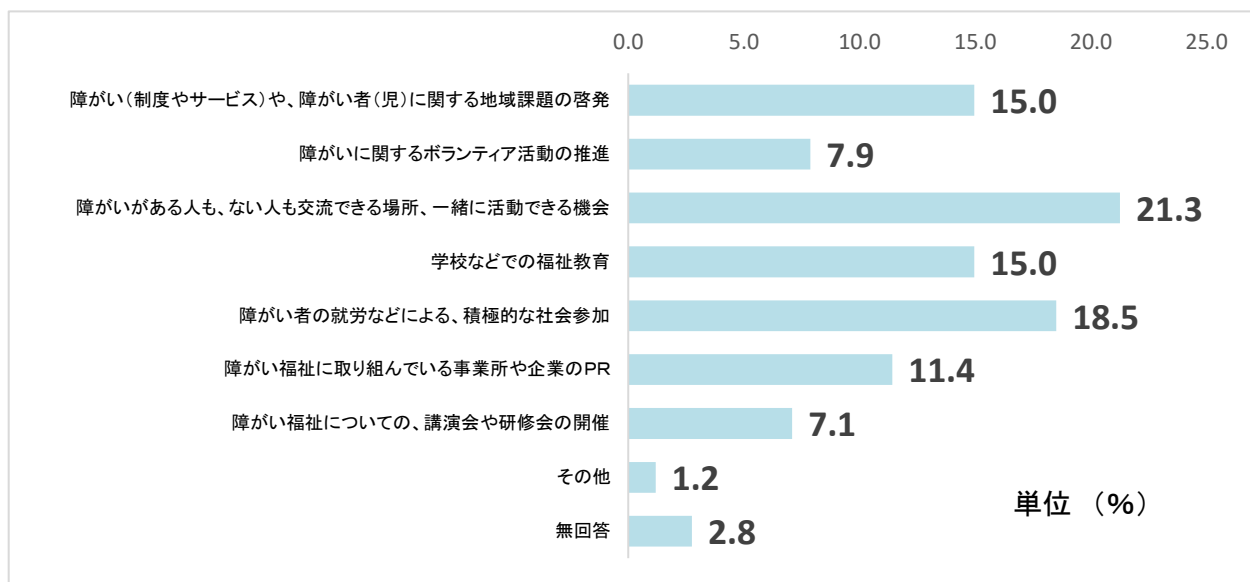
「公共の施設だけではなく、町全体（商店街や道路なども）が、障がいのある人が積極的に出てきづらい」ということかと思います』

70代 男性『福祉計画の内容が、どの段階のものかわからない。（介護・訓練・就業移行・療養介護など、私が身近に感じることはない為）

文化センター内のカリヨンがオープンしている時（コロナ前）は回数券を購入して、利用している程度です。文化センター内のトイレなど、計画に沿って順次進んでいると思いますが、道路などは予算などの関係があると思いますので、力不足は否めない』

60代 男性『就労を含めた社会参加、交流の場』

Q	11 障がいのある方への町民の理解を深めるためには、何が 必要だと思いますか。（〇は3つまでまで）	件数	割合（％）
1	障がい（制度やサービス）や、障がい者（児）に関する地域課題の啓発	38	15.0
2	障がいに関するボランティア活動の推進	20	7.9
3	障がいがある人も、ない人も交流できる場所、一緒に活動できる機会	54	21.3
4	学校などでの福祉教育	38	15.0
5	障がい者の就労などによる、積極的な社会参加	47	18.5
6	障がい福祉に取り組んでいる事業所や企業のPR	29	11.4
7	障がい福祉についての、講演会や研修会の開催	18	7.1
8	その他	3	1.2
	無回答	7	2.8
	合計	254	100.0



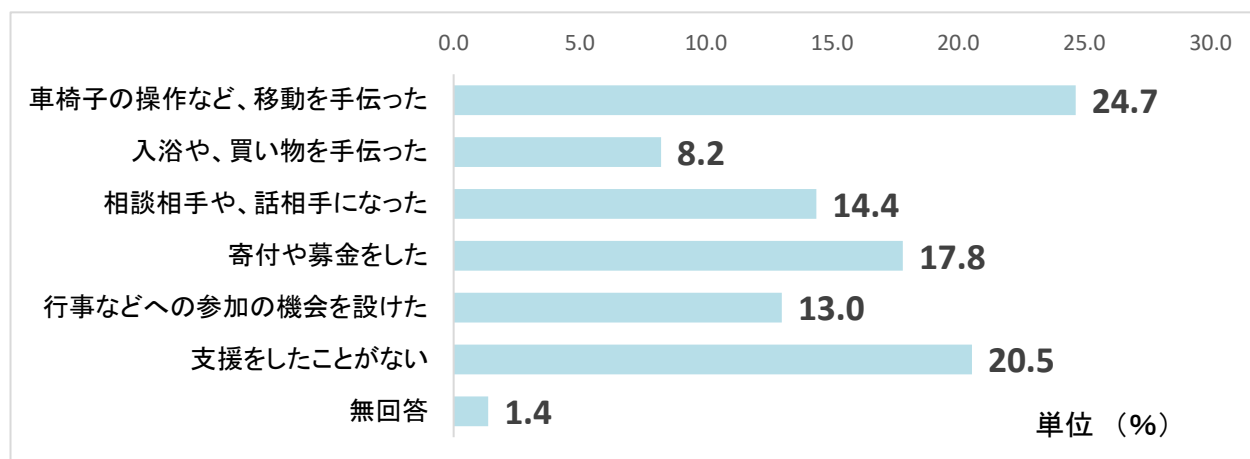
問11 その他

60代 男性『わからない』

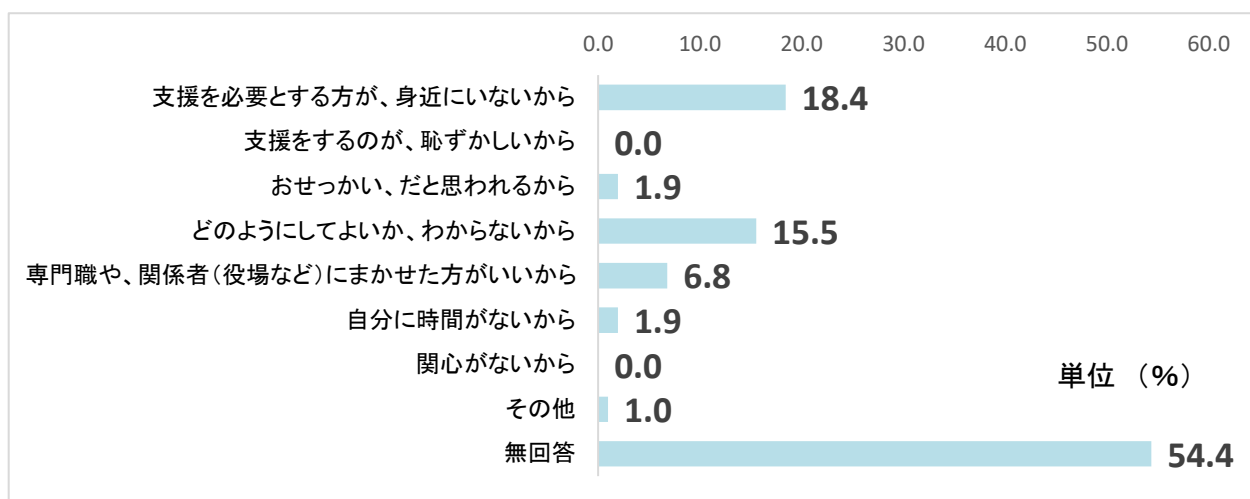
50代 男性『障がい者にも色々あり、身体的、知的などにより、取り組み方も変わると思います』

60代 男性『障害者本人又は、家族、支援者の方々の要望事項を広報等に掲載してはどうでしょう』

Q 12 あなたは、障がいのある方へ、支援を行なったことがありますか。（〇はいくつでも）	件数	割合（%）
1 車椅子の操作など、移動を手伝った	36	24.7
2 入浴や、買い物を手伝った	12	8.2
3 相談相手や、話相手になった	21	14.4
4 寄付や募金をした	26	17.8
5 行事などへの参加の機会を設けた	19	13.0
6 支援をしたことがない	30	20.5
無回答	2	1.4
合計	146	100.0



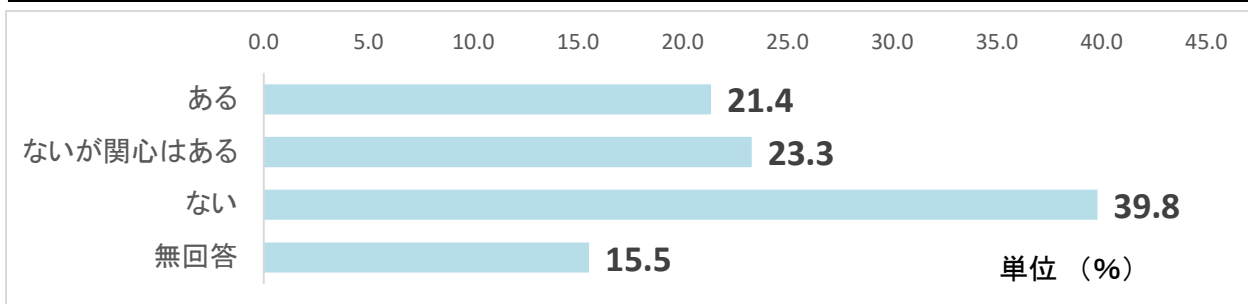
Q 13 支援をしたことがない理由は、どのようなことですか。 (○は3つまで)	件数	割合 (%)
1 支援を必要とする方が、身近にいないから	19	18.4
2 支援をするのが、恥ずかしいから	0	0.0
3 おせっかい、だと思われるから	2	1.9
4 どのようにしてよいか、わからないから	16	15.5
5 専門職や、関係者（役場など）にまかせた方がいいから	7	6.8
6 自分に時間がないから	2	1.9
7 関心がないから	0	0.0
8 その他	1	1.0
無回答	56	54.4
合計	103	100.0



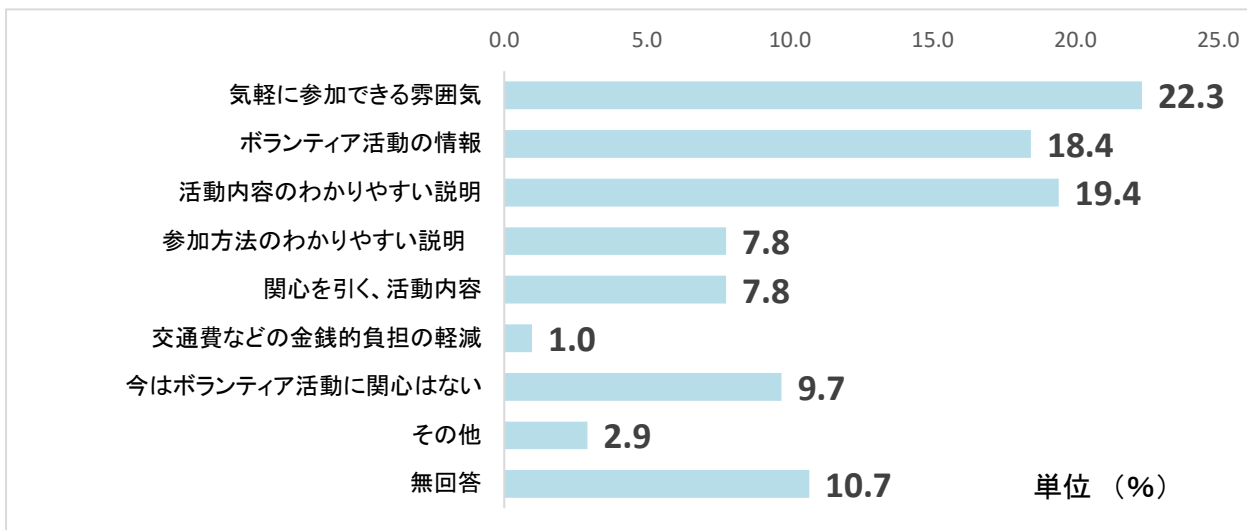
問 13 その他

70代 男性『障害を持った人と遭遇した時、注視はするが、その方が困っているかどうかを確認している。 自分で出来ると判断した時が、ほとんどであるため支援をしない』

Q 14 あなたは、障がいのある方を対象とするボランティア活動をしたことがありますか。（○はひとつだけ）	件数	割合 (%)
1 ある	22	21.4
2 ないが関心はある	24	23.3
3 ない	41	39.8
無回答	16	15.5
合計	103	100.0



Q	15 ボランティア活動に参加するとしたら、何が必要ですか。 (○はひとつだけ)	件数	割合 (%)
1	気軽に参加できる雰囲気	23	22.3
2	ボランティア活動の情報	19	18.4
3	活動内容のわかりやすい説明	20	19.4
4	参加方法のわかりやすい説明	8	7.8
5	関心を引く、活動内容	8	7.8
6	交通費などの金銭的負担の軽減	1	1.0
7	今はボランティア活動に関心はない	10	9.7
8	その他	3	2.9
	無回答	11	10.7
	合計	103	100.0

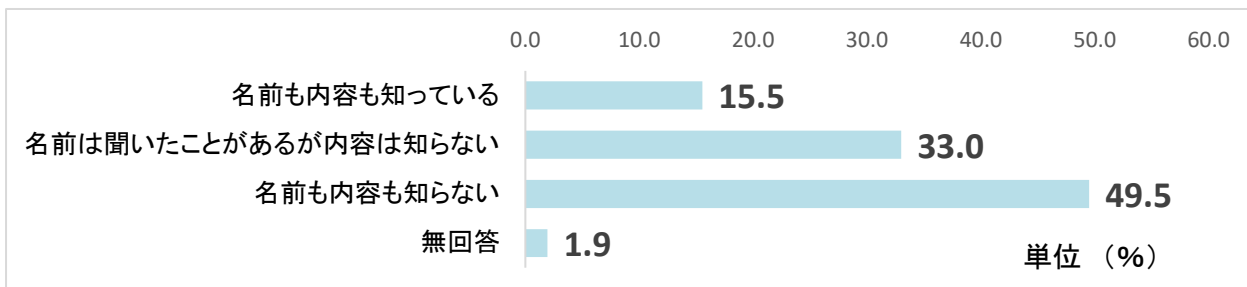


問15 その他

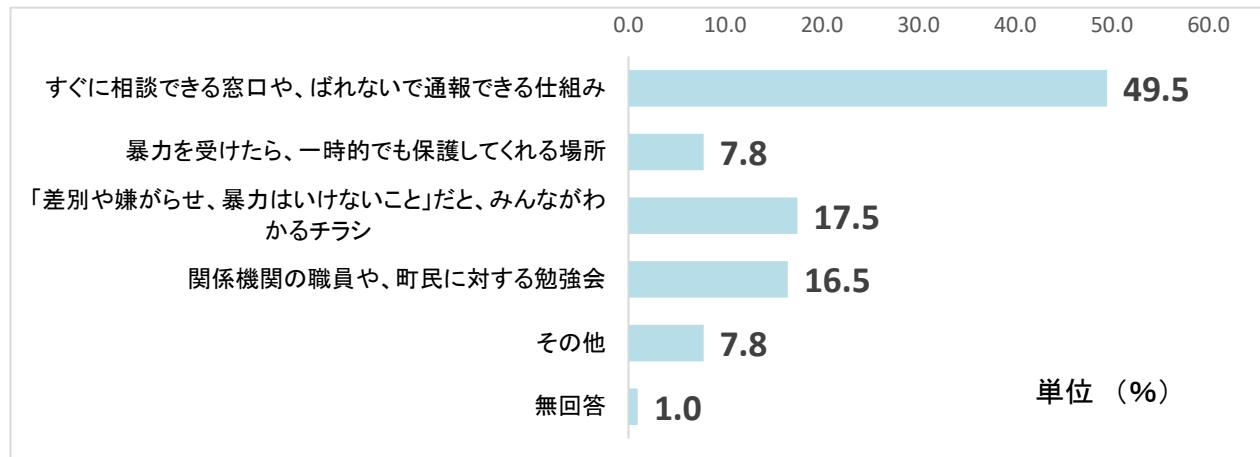
60代 男性『時間』、 70代 男性『きっかけづくり』

60代 女性『参加者ができる作業が見えていないので、参加のハードルが高い』

Q	16 平成28年4月1日から施行されている「障害者差別 解消法」についてご存じですか。(○はひとつだけ)	件数	割合 (%)
1	名前も内容も知っている	16	15.5
2	名前は聞いたことがあるが内容は知らない	34	33.0
3	名前も内容も知らない	51	49.5
	無回答	2	1.9
	合計	103	100.0



17 障がいがあることによる差別や嫌がらせ、暴力などをなくすため Q に、どのようなことがもっとも必要だと思いますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合 (%)
1	すぐに相談できる窓口や、ばれないで通報できる仕組み	51	49.5
2	暴力を受けたら、一時的でも保護してくれる場所	8	7.8
3	「差別や嫌がらせ、暴力はいけないこと」だと、みんながわかるチラシ	18	17.5
4	関係機関の職員や、町民に対する勉強会	17	16.5
5	その他	8	7.8
	無回答	1	1.0
合計		103	100.0



問17 その他

70代 男性『家庭の教育』

50代 男性『相手に対する尊厳』、

60代 男性『人としての尊厳があり、人権の確立と憲法の主旨への理解を深めることが重要。障がい者としてではなく、人として見る大切さ』、

50代 男性『わからない』

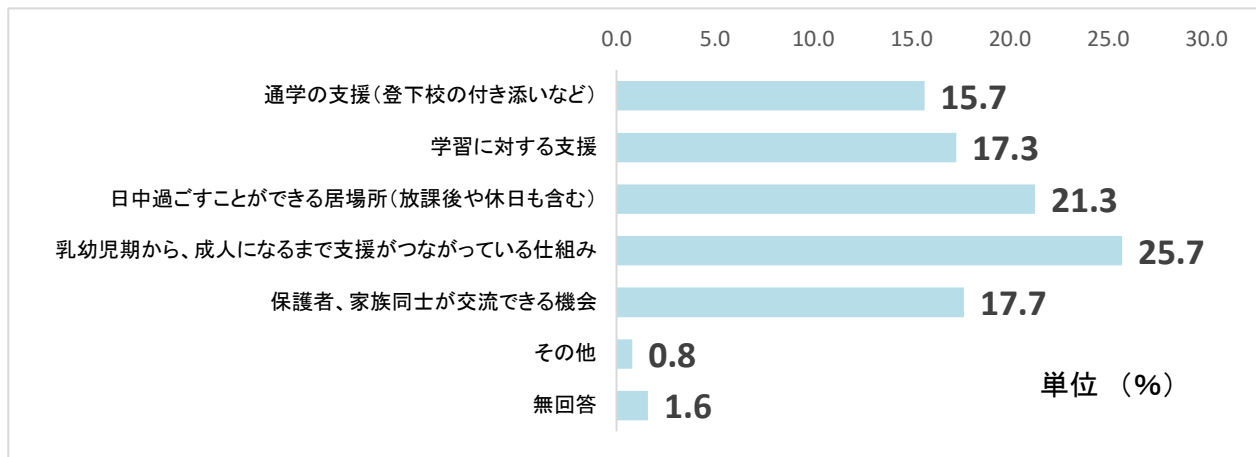
60代 男性『罰則を備えた法整備と、道德教育』

60代 男性『障害のあるなしにかかわらず、差別や嫌がらせは、どこにでもある。なくすことは難しい。ましてチラシで減るなら、もうとっくになくなっている。助けてあげる人を増やす。暴力は犯罪なので、別の問題』

70代 男性『一般的には、差別や嫌がらせはいけない、と子どもから大人までわかっていると思う。何をすれば無くなるかわかりません』

40代 女性『教育、家庭、こども園、小学校、中学校から身近に感じられ、当たり前になんか人がいる環境』

Q 18 障がいのある子どもの生活について、どのような支援が必要だと思いますか。（〇は3つまで）		件数	割合（%）
1	通学の支援（登下校の付き添いなど）	39	15.7
2	学習に対する支援	43	17.3
3	日中過ごすことができる居場所（放課後や休日も含む）	53	21.3
4	乳幼児期から、成人になるまで支援がつながっている仕組み	64	25.7
5	保護者、家族同士が交流できる機会	44	17.7
6	その他	2	0.8
	無回答	4	1.6
合計		249	100.0

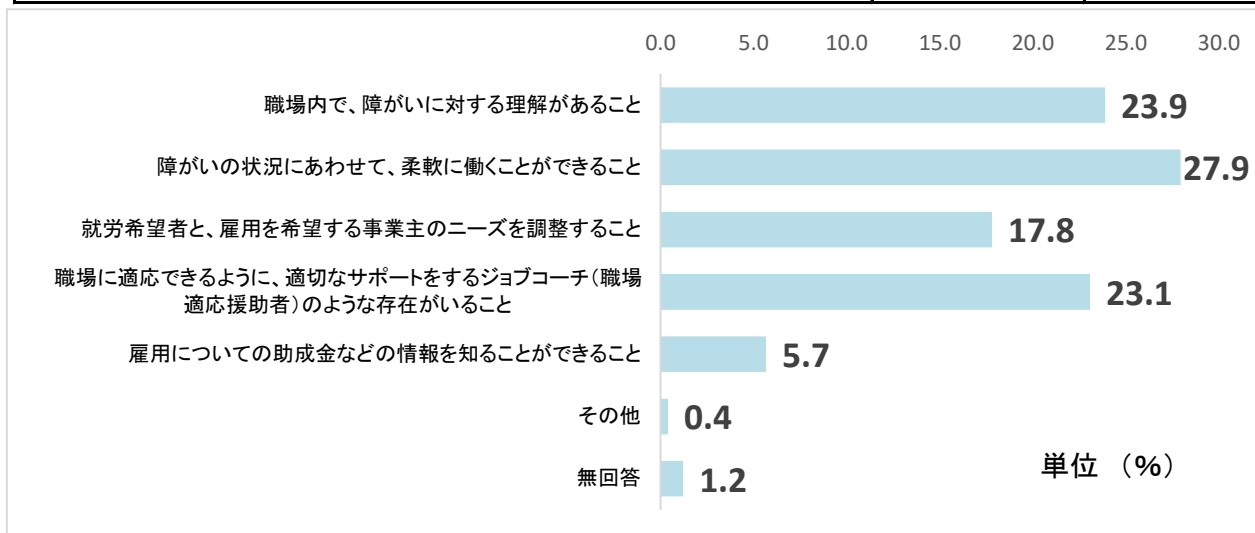


問18 その他

40代 女性『ご家族、子どもにお話を聞いていないので、わからない』

60代 男性『当事者へのヒアリングの充実』

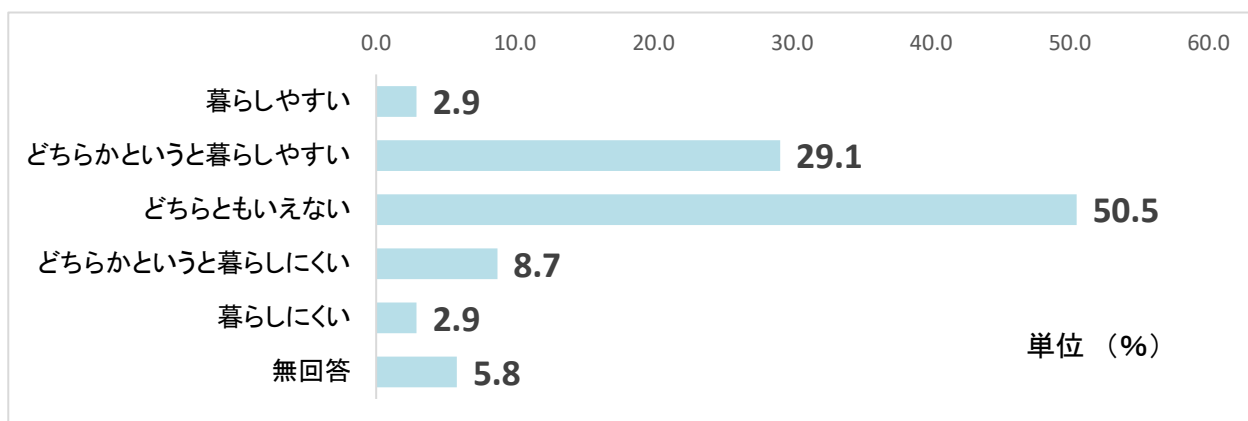
Q 19 障がいのある方の就労について、どのような支援が必要だと思いますか。（〇は3つまで）		件数	割合（%）
1	職場内で、障がいに対する理解があること	59	23.9
2	障がいの状況にあわせて、柔軟に働くことができること	69	27.9
3	就労希望者と、雇用を希望する事業主のニーズを調整すること	44	17.8
4	職場に適応できるように、適切なサポートをするジョブコーチ（職場適応援助者）のような存在がいること	57	23.1
5	雇用についての助成金などの情報を知ることができること	14	5.7
6	その他	1	0.4
	無回答	3	1.2
	合計	247	100.0



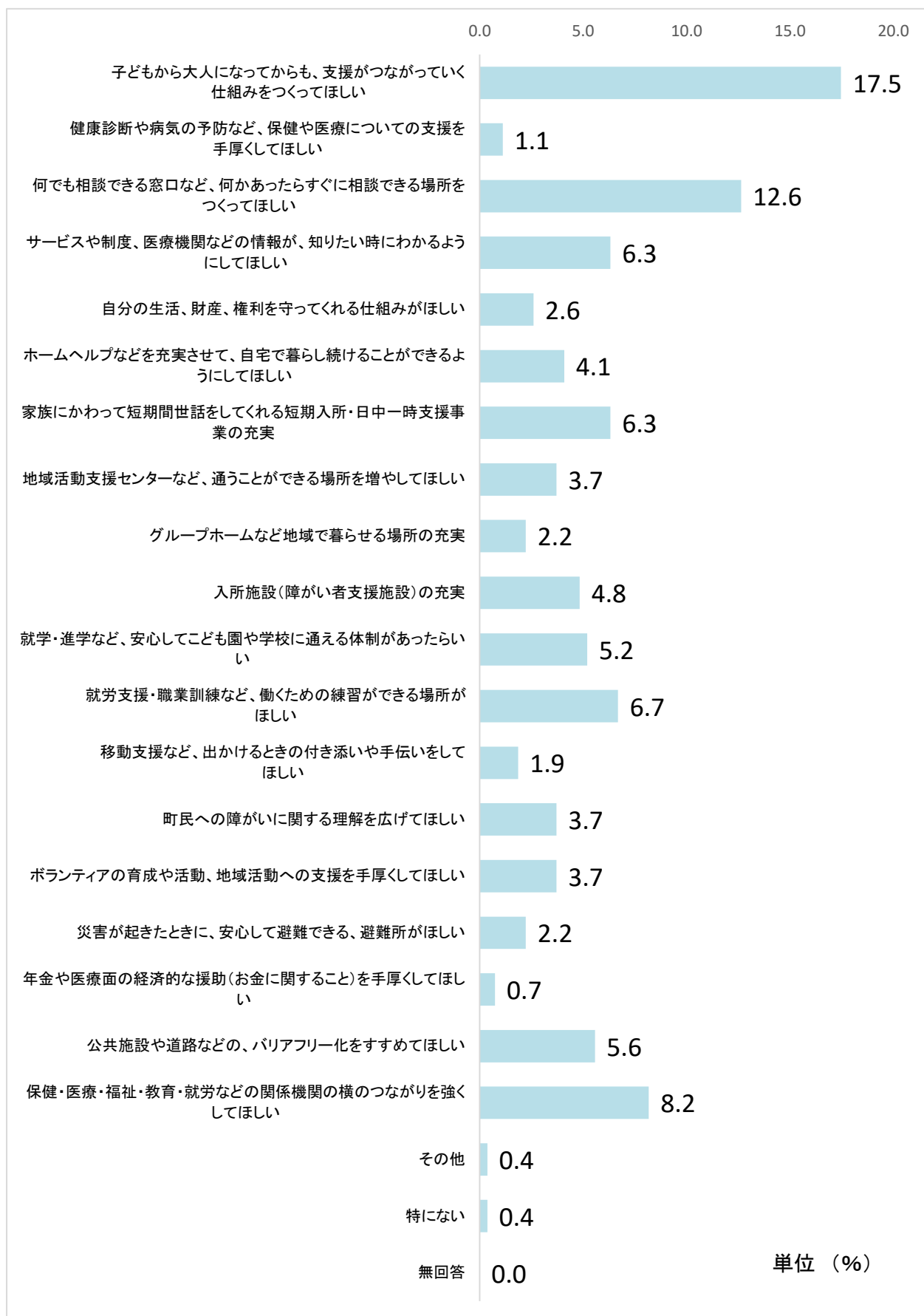
問19 その他

60代 男性『行政の積極的なバックアップと、プロによる指導』

Q 20 あなたは、清水町が障がいのある方にとって 暮らしやすいまちだと思いますか。（○はひとつだけ）		件数	割合（％）
1	暮らしやすい	3	2.9
2	どちらかという暮らしやすい	30	29.1
3	どちらともいえない	52	50.5
4	どちらかという暮らしにくい	9	8.7
5	暮らしにくい	3	2.9
	無回答	6	5.8
合計		103	100.0



21 あなたは、障がいのある方に対する支援として、清水町に Q 「力をいれてほしい」と思うことは何ですか。 (○は3つまで)		件数	割合 (%)
1	子どもから大人になってからも、支援がつながっていく仕組みをつくってほしい	47	17.5
2	健康診断や病気の予防など、保健や医療についての支援を手厚くしてほしい	3	1.1
3	何でも相談できる窓口など、何かあったらすぐに相談できる場所をつくってほしい	34	12.6
4	サービスや制度、医療機関などの情報が、知りたい時にわかるようにしてほしい	17	6.3
5	自分の生活、財産、権利を守ってくれる仕組みがほしい	7	2.6
6	ホームヘルプなどを充実させて、自宅で暮らし続けることができるようにしてほしい	11	4.1
7	家族にかわって短期間世話をしてくれる短期入所・日中一時支援事業の充実	17	6.3
8	地域活動支援センターなど、通うことができる場所を増やしてほしい	10	3.7
9	グループホームなど地域で暮らせる場所の充実	6	2.2
10	入所施設（障がい者支援施設）の充実	13	4.8
11	就学・進学など、安心してこども園や学校に通える体制があったらいい	14	5.2
12	就労支援・職業訓練など、働くための練習ができる場所がほしい	18	6.7
13	移動支援など、出かけるときの付き添いや手伝いをしてほしい	5	1.9
14	町民への障がいに関する理解を広げてほしい	10	3.7
15	ボランティアの育成や活動、地域活動への支援を手厚くしてほしい	10	3.7
16	災害が起きたときに、安心して避難できる、避難所がほしい	6	2.2
17	年金や医療面の経済的な援助（お金に関すること）を手厚くしてほしい	2	0.7
18	公共施設や道路などの、バリアフリー化をすすめてほしい	15	5.6
19	保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関の横のつながりを強くしてほしい	22	8.2
20	その他	1	0.4
21	特にない	1	0.4
	無回答	0	0.0
	合計	269	100.0



問 2 1 その他

60代 男性『わからん者と知らん者のタッグではなく、プロフェッショナルが集まって、指導のもと実行を伴った組織力のアップ』

22 障がい福祉について、あなたや家族が思っていることを自由にお書きください。

Q
(自由回答)

60代 男性『障がい者の前に、まず健常者がともに暮らせる町づくりをお願いしたい』

50代 男性『お互いが理解しあえること。家族負担に限度があること。限度を超えると、誰かが支える』

70代 男性『健康な人は、自分がいつまでも今の状態のまま生活していける。自分は障がいとは関係がないという錯覚を持っています。

「自分もいつでも障害者になって人の助けを必要とする立場にあるのだ」ということを理解してもらおう、みんなが障害者にやさしい町であってほしいと思います』

70代 男性『町民一人ひとりが障がい福祉について考える機会を多くしてほしい（イベント等での啓発）

町内会や小さなグループでも、障がい福祉について話す時間があってもよい（保健福祉課職員による話でも）』

60代 男性『どのような計画を作成するにしても、まずは実態を正確に把握することが重要と考える』

50代 男性『自分の周りに、そういう人がいないと無関心になりがちなので、町民にチラシや広報などで、広く関心を持ってもらえるようにすればいいと思います』

60代 男性『障がいがあっても、1人の人間として生活できること。それを支える家族の負担を少しでも減らすこと』

70代 女性『障がい者は年齢を重ねれば、ほとんどの人がなる。特別な人ばかりではない。障がい福祉も、身近な問題と思いたい』

40代 女性『身近にいないので、あまりわからない。「障がい福祉とは？」を知りたい。ここ数年で「障がい手当、制度を受ける方が増えているのでは？」と聞いたばかりだったので、関心がある。

アンケートを答えるにあたっては、どの年代の障がいのある方を想像して答えてよいのか、わからなかった』

70代 男性『障害福祉というのは広範囲にわたるもので、人口減少に向かうなかで市町村単独の計画を維持継続することが、将来的に（金額及び担い手）できなくなるのではと思います。

又、障害に対するサービスの担い手や施設は、身近な場所が要求される難しい問題だと思います』

60代 男性『清水町には清水旭山学園があり、障害者やその家族は、安心して生活をまかせられる良い町だと思います』

50代 女性『現在、にんにくの種割り作業に3～4日、帯広市の「あいとう」さんという就労支援事業所の方たちに来ていただいています。

とてもまじめにコツコツと作業していただいて、清水町でも農福連携ができればとっても良いのになあ、と感じています』

70代 男性『精神障害者との同居の難しさと、同居する家族負担が大きいことの悩み』

70代 男性『家族がすべてを抱えるには限度があると思います』

70代 男性『「障がい」については、その種類や特性、いつ「障がい」になったのか等、様々であり、また障がい者自身の情緒や育った環境もそれぞれである為、障がい福祉としての対応は多種多様であるかと考えます。

また時間とともに、その内容も変化していくものだと思います。常に「障がい」についての対話を町民同士で続けていくことで、理解を深めていくことが肝要だと思います』

50代 男性『今回のアンケートは、知的障がいのことだけを言っている気がする』

50代 男性『偏見をなくしたい。 そのためには、障がい者ともっと交流を図りたいと思っています』

60代 男性『家族（障がい者をかかえている）が一番大変だと思うので、町が主体となって周りの方々の支援や、理解をしてもらえる環境になれば良いと思う』

60代 男性『ひと言「障がい」といっても色々あると思います。

しかし、家族が大変な思いをしていることは、確かなので、その負担を少しでも減らすことができれば良いだろうなと思います。また就労可能な人は、その手助けも必要だと思います』

60代 男性『色々書きましたが、否定的意見ではありません。職員の奮起を期待します。

平均点では駄目。特色のあるやさしい計画になることを願い、具体的施策に進むことが、この計画にこのアンケートに課せられた責務と思います。

議会へのアプローチも議員各位に丁寧に訴えるものとし、計画が上手く作用し、障がい者の希望が叶えられるよう頑張ってください』

70代 男性『障がい者が、地域社会で自立して生活できるようにするために、ボランティア活動、地域の支援、公助としての行政の役割が重要と考えます』

60代 男性『ユニバーサルデザインの考え方を普及させてほしい。

それにより、障がい者の自立促進につなげることができれば「守る福祉」から「自立を促す福祉」へ転換することが可能となる』

60代 男性『自分は元気で不自由な身体でないから、どうしても他人事のようになるけれど、障がいのある本人や家族にとっては大変つらいことも多いと思います。

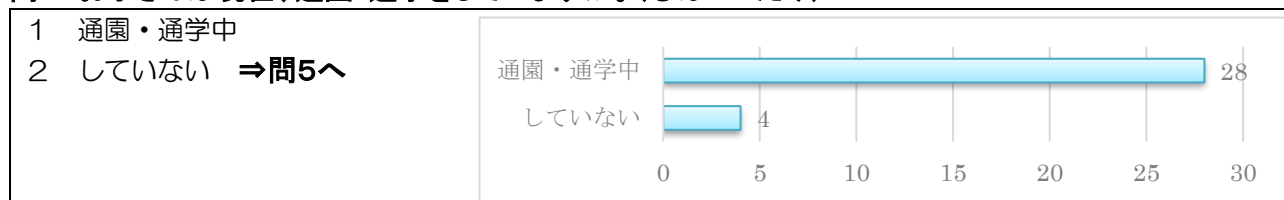
家族同士の交流や地域との交流、勉強会を普段より実行できればと思います』

障がい福祉についての意識調査（児童/保護者）集計結果

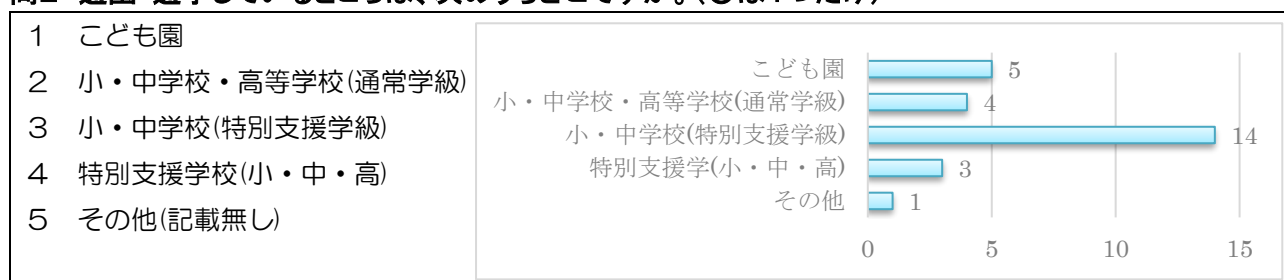
配付数 43 回収数 32 回収率 74.4%

教育・就学について

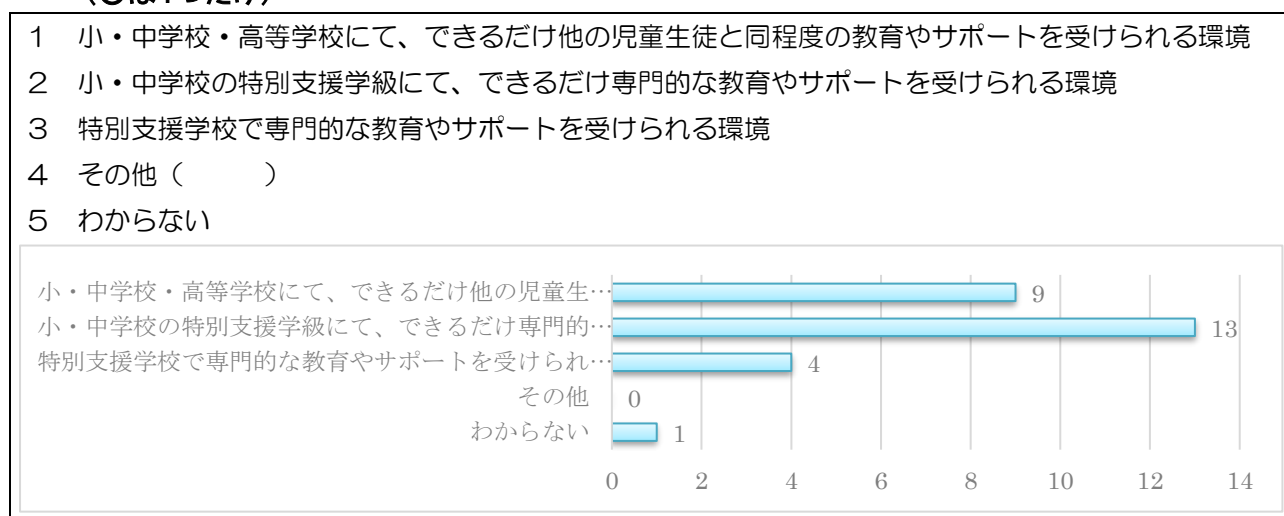
問1 お子さんは現在、通園・通学をしていますか。（○は1つだけ）



問2 通園・通学しているところは、次のうちどこですか。（○は1つだけ）



問3 支援が必要な児童生徒の就学環境として望ましいと思うものは、次のどれですか。（○は1つだけ）

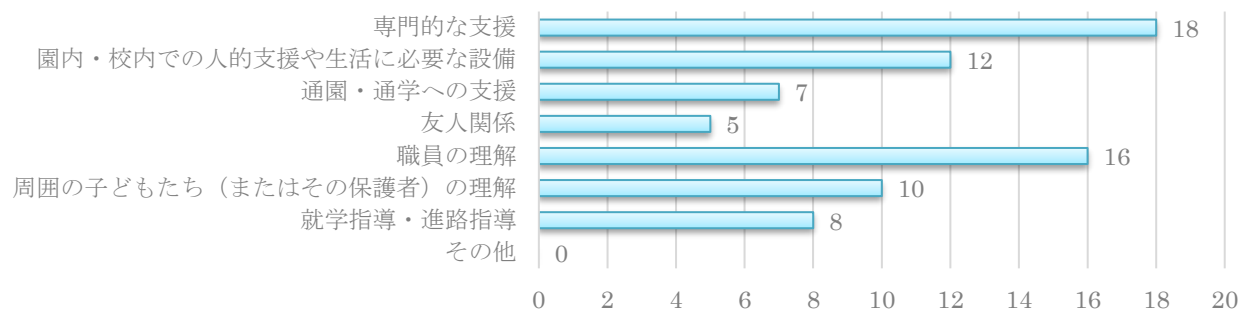


【考察】

特別支援教育にて、教職員の専門性向上が多く望まれています。また、サポートを受けられる環境としては、医療、保健、福祉、労働などの関係機関との連携で広域的な町のネットワークシステムの構築が今後の課題としてあげられます。二番目に多く望まれた他の児童生徒と同程度の教育やサポートを受けられる環境では、合理的配慮（障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受けるために、学校側が必要かつ適当な変更、調整を行うこと）の理解を促し、特別支援教育が充実していくことで、インクルーシブ教育（多様な子どもたちが一緒に学ぶ仕組み）の推進につながっていくものと考察します。

問4 こども園や学校等での生活を送るうえで、さらに充実が必要だと思うのは、次のどれですか。（○は3つまで）

- 1 専門的な支援
- 2 園内・校内での人的支援や生活に必要な設備
- 3 通園・通学への支援
- 4 友人関係
- 5 職員の理解
- 6 周囲の子どもたち(またはその保護者)の理解
- 7 就学指導・進路指導
- 8 その他（ ）



【考察】

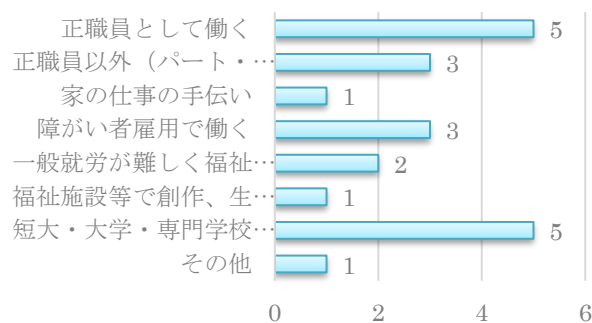
障がいや配慮を必要とする子どもたちが安心してこども園や学校生活を送るためには、専門的な支援を望む声が一番多く、次いで職員の理解を求めたいという結果でした。町では年に数回、発達支援研修会を計画し、こども園の保育教諭や学校教職員へ案内を出して、学習する機会をつくっています。今後も町の発達支援研修会は継続して行っていきます。

進路・就労について

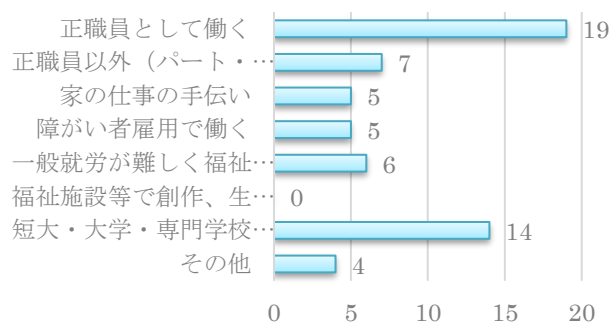
問5 お子さんは、将来(高等学校などを卒業後)、日中をどのように過ごしたいと考えていますか。また、保護者の方はどのように過ごしてほしいとお考えですか。(お子さんの意向がわからない場合は空欄のままでもかまいません。○はいくつでも可)

- 1 正職員として働く
- 2 正職員以外（パート・アルバイト、嘱託、派遣など）として働く
- 3 家の仕事の手伝い
- 4 障がい者雇用で働く
- 5 一般就労が難しく福祉サービス（作業所等）を利用して働く
- 6 福祉施設等で創作、生産的活動をする
- 7 短大・大学・専門学校などに通う
- 8 その他（自分のやりたいこと、夢を叶える絵描き、まだ全くわからない、ワーキングホリデー）

【お子さんの意向】



【保護者の意向】



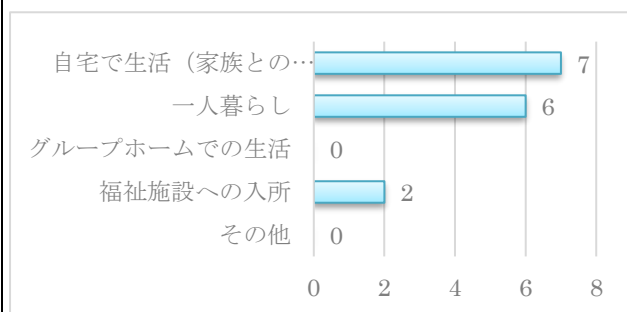
【考察】

将来（高等学校などを卒業後）、就職する場合は正職員として働くという親子の意向が一番多かったです。また、次いで多かったのは短大・大学・専門学校などに通うという進学の流れも親子で一致していました。就職や進学した際には、バースデブックのサポートシートを活用して、子どもの特性を関係者に知ってもらい、まわりへの理解を求め、必要なときに支えと配慮を得ることができると良いと考えます。

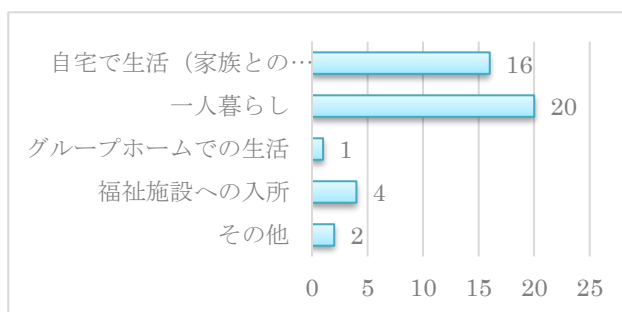
問6 お子さんは将来（高等学校などを卒業後）、どのような暮らしをしたいと考えていますか。また、保護者はどのような暮らしを希望していますか（お子さんの意向がわからない場合は空欄のままでかまいません。〇はいくつでも可）。

- 1 自宅で生活（家族との暮らし）
- 2 一人暮らし
- 3 グループホームでの生活
- 4 福祉施設への入所
- 5 その他（シェアハウス、仲間との暮らし、まだ分からない）

【お子さんの意向】



【保護者の意向】

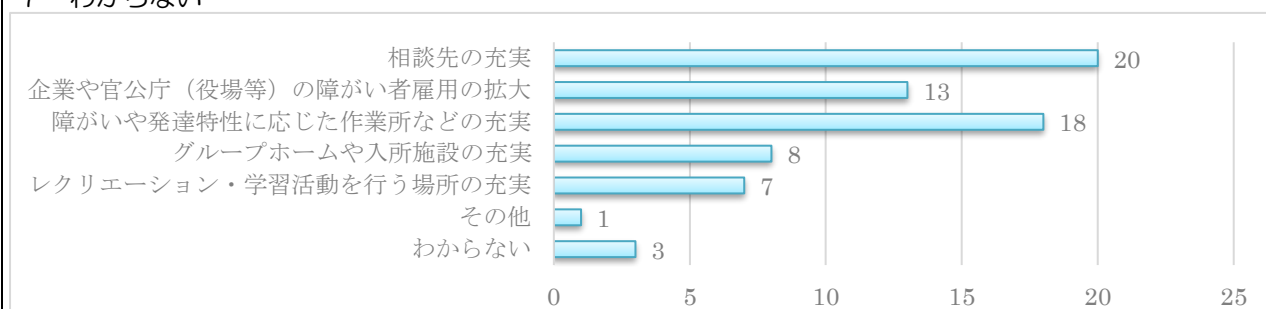


【考察】

自宅での生活（家族との暮らし）や一人暮らしをイメージしている親子が多かったです。その他では、シェアハウスや仲間との暮らしを希望する保護者の方もいました。グループホームでの生活という選択肢もありましたが、町内に身近なグループホーム等はなく、生活環境がイメージできなかったことが推察されます。

問7 学校教育修了後の社会参加に関し、どのような福祉施策が充実するべきだと思いますか。（〇は3つまで）

- 1 相談先の充実
- 2 企業や官公庁（役場等）の障がい者雇用の拡大
- 3 障がいや発達特性に応じた作業所などの充実
- 4 グループホームや入所施設の充実
- 5 レクリエーション・学習活動を行う場所の充実
- 6 その他（記載無し）
- 7 わからない



【考察】

相談先の充実、障がいや発達特性に応じた作業所などの充実を求める意見が全体の 7 割を占めていました。今後も各年代において、支援が途切れないように子ども発達支援センター（きずな園）、障がい者相談支援事業所等が連携し、つながりのある相談窓口の充実を図っていきます。

福祉サービスについて

問8 現在、利用している福祉サービスおよび今後利用したい福祉サービスについて、あてはまるもの全てに○をつけてください。

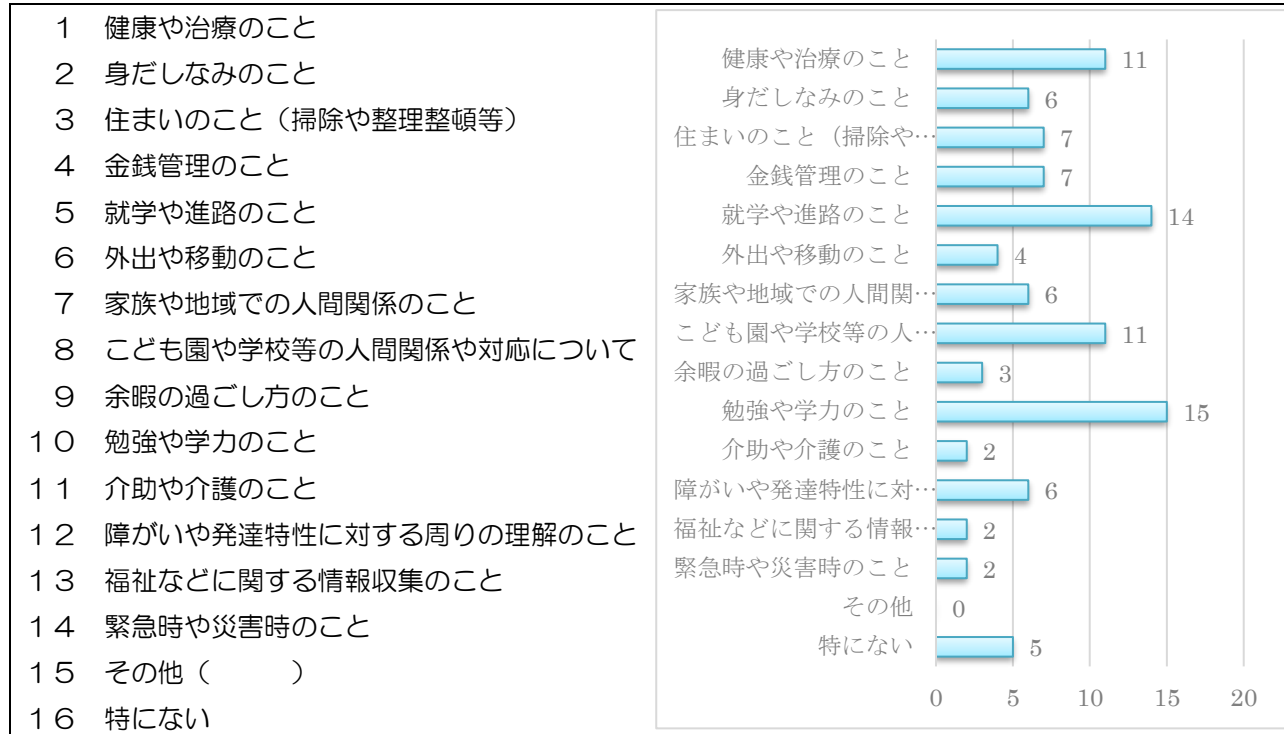
区 分		1 現在の利用	2 今後の利用希望
相談系	①障害児相談支援事業 困っていることや生活の希望などについて相談することができ、こども発達支援計画の作成や調整などを行うサービス	利用(町内) 15 利用(町外) 1 利用なし 8	利用(町内) 13 利用(町外) 1 希望なし 7
	①児童発達支援 未就学児童に対して、実態把握や発達をうながすかわり、保護者の相談などを受けられるサービス	利用(町内) 13 利用(町外) 1 利用なし 12	利用(町内) 10 利用(町外) 1 希望なし 10
通所系	②放課後等デイサービス 就学児童に対して、実態把握や発達をうながすかわり、保護者の相談などを受けられるサービス	利用(町内) 16 利用(町外) 1 利用なし 8	利用(町内) 14 利用(町外) 3 希望なし 6
	③保育所等訪問支援 こども園や学校等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に受けられる訪問サービス	利用(町内) 6 利用(町外) 0 利用なし 15	利用(町内) 6 利用(町外) 1 希望なし 12
地域生活支援事業	①日中一時支援 日常的に介護している家族の一時的な休息時間を確保するため、障がいのある方の日中活動の場を提供するサービス	利用(町内) 0 利用(町外) 0 利用なし 24	利用(町内) 2 利用(町外) 3 希望なし 17

【考察】

3 年前の調査では、児童発達支援と放課後等デイサービスは町内事業所（きずな園）の利用だけでしたが、ここ数年町外の事業所を利用する方が数名います。その背景には、事業所の支援内容によって親子が目的利用している状況です。また、日中一時支援ですが、今後利用を希望する方が全体の 1 割いることがわかりました。

相談・情報提供について

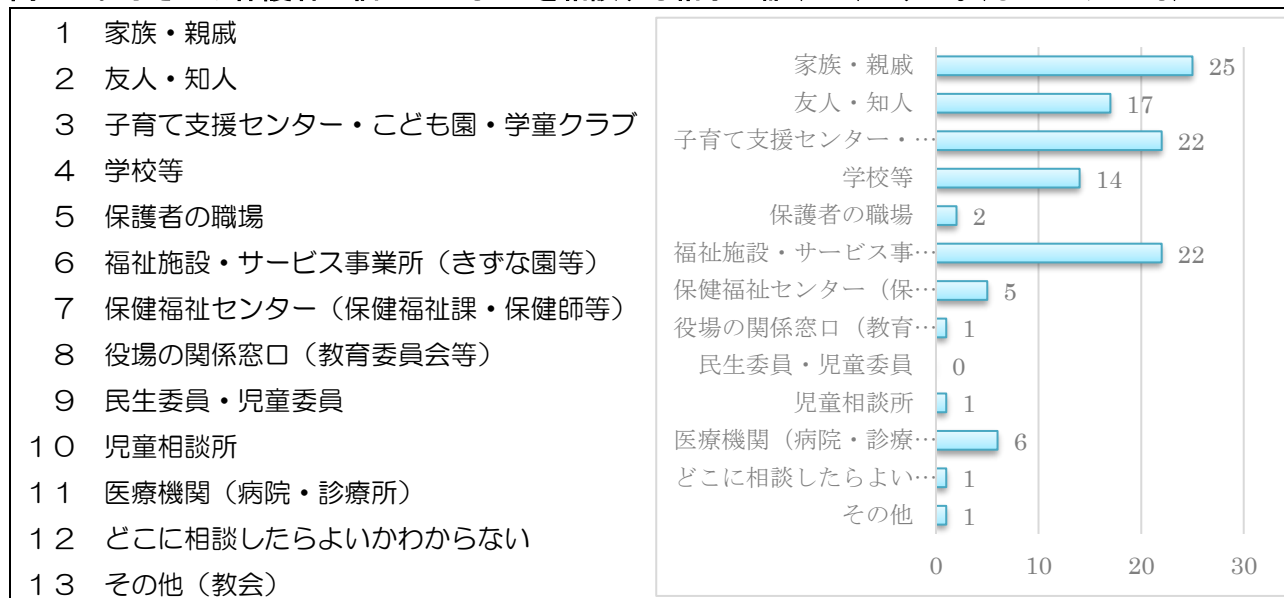
問9 お子さんのことで、現在悩んでいることや相談したいことがありますか。(〇はいくつでも)



【考察】

お子さんの勉強や学力、就学や進路のことを心配されている方が半数以上を占めていました。次いでお子さんの健康や治療、こども園や学校等の人間関係や対応に悩みがあるという結果でした。勉強が難しくてわからなくなり、学力低下が人間関係にも影響が出てしまう一因もあるのではないかと考察します。

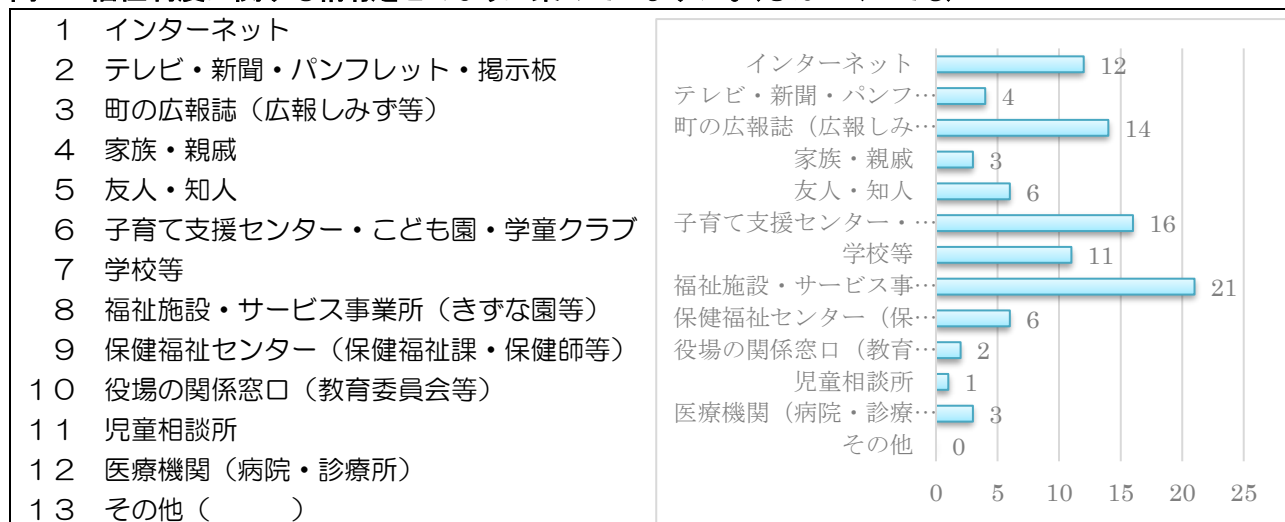
問10 お子さんや保護者が悩んでいることを相談する相手は誰(どこ)ですか。(〇はいくつでも)



【考察】

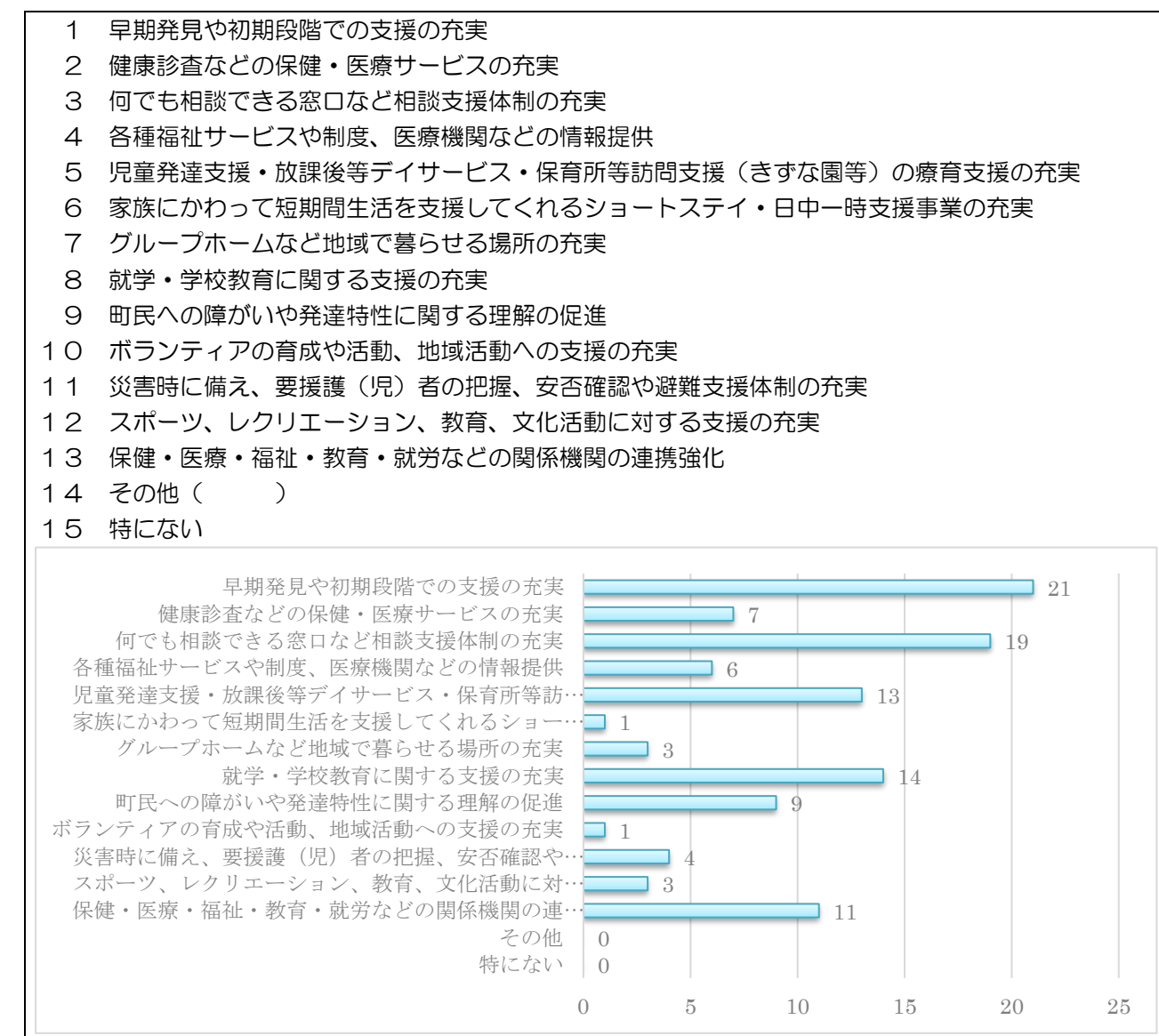
全体の半数近くが家族・親戚、子育て支援課（子育て支援センター・こども園・学童クラブ・きずな園）に相談している結果でした。しかし、少数ですが、どこに相談したらよいかわからないという方もいましたので、相談しやすい窓口への案内や町民への周知は今後もしっかり行っていく必要があります。

問11 福祉制度に関する情報をどのように集めていますか。(〇はいくつでも)



清水町の児童福祉について

問12 障がいや発達に特性のある児童への支援として、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(〇は5つまで)



【考察】

早期発見や初期段階での支援の充実、何でも相談できる窓口など相談支援体制の充実が上位を占める結果となりました。今後子どもの障がい（疑いも含む）や発達の特徴に保護者と関係（者）機関が気づいた際には、子ども発達支援センター（きずな園）や障がい者相談支援事業所の相談にスムーズにつながるよう連携を図っていきます。

問13 お子さんが町で暮らすうえで、特に望むことはどのようなことですか。（自由記載）

- ・ボーイスカウトのような活動があるといいなあと思います。
- ・特別支援学級を担当する教職員の専門的知識と理解に力を入れて欲しい。
- ・体を動かすところがあるといいです。（少年団以外で）
- ・学校以外で他の子と関われる所があると嬉しいです。
- ・フリースクールを作ってほしい。
- ・周りの理解。
- ・町の安心できる環境（子どもたちが外で自由にあそべる）など。
- ・事件や事故に巻き込まれることなく、大きく育ててほしいと思います。
- ・障がい者が将来一人で自立生活が出来るように見守り等、サポートと居住施設の設置。
- ・子が幸せに暮らせたらいよいと思います。特別支援学級の先生はそんなことないですが、我が子の様な子供に対しての理解がまだ学校内でできていないと思うことはあります。
- ・町に住所があるだけだと思い暮らしています。町のおまつりの日も分かりませんし、イベントの情報も全く入ってきません。子どもがおまつりに行きたいと話しても日付も分かりませんし、町のおまつりに行ってもいじめられるだけなので行かすこともできません。アンケートも良いと思いますが、親の声を直接聞いてほしい気持ちがあります。
- ・のびのび育てよい大人になればとりあえずはそれでいいです。あと、いい仕事に就いて長く働いて立派になってくれたら最高です。
- ・地元の学校で障がいに合った教育やサポートが受けられるようになれば良い。

【考察】

学校や少年団以外の場所で活動するところがあれば良いという意見がいくつかありました。現在、きずな園では試行的に年4回ほどクラブ活動を実施しています。今後は参加できる人の範囲、内容や回数等が充実するよう検討していきたいと思います。その他、子どもの発達特性を理解した教育支援（サポート）と学びの環境を整えてほしいという意見もありました。

問14 清水町の児童福祉サービス等に関して自由に記載してください。

- ・福祉に関してもっと積極的に発信してほしい。
- ・とてもよくしてもらってありがたいです。
- ・障がい児の親だけでなく、学校、保育所等、かかわる全ての人から直接今の状況を聞いてみてほしいです。障がいのある人たちにやさしい町になることを願っています。
- ・今のところ困っていません。

【考察】

問11の福祉制度の情報収集にも関係しますが、児童福祉に係る情報は、子育て支援課（子育て支援センター・こども園・学童クラブ・きずな園）、町の広報誌、インターネットで情報を得ている状況でした。積極的な発信を求める意見がありましたので、今後も努力していきます。また、町民の皆様からの児童福祉に係る意見や声に耳を傾け、安心して生活しやすい町になるよう、努めてまいります。

清水町障がい者基本計画
第7期清水町障がい福祉計画
第3期清水町障がい児福祉計画

発 行 北海道 清水町

発行年 令和6年3月

編 集 清水町 保健福祉課
清水町 子育て支援課

住 所 北海道上川郡清水町南三条二丁目一番地
清水町保健福祉センター内

TEL (0156)-69-2222 (保健福祉課)

TEL (0156)-69-2226 (子育て支援課)

FAX (0156)-69-2223